

221-Y96ウ



1200800290267

221

Y96



史嘉嘉

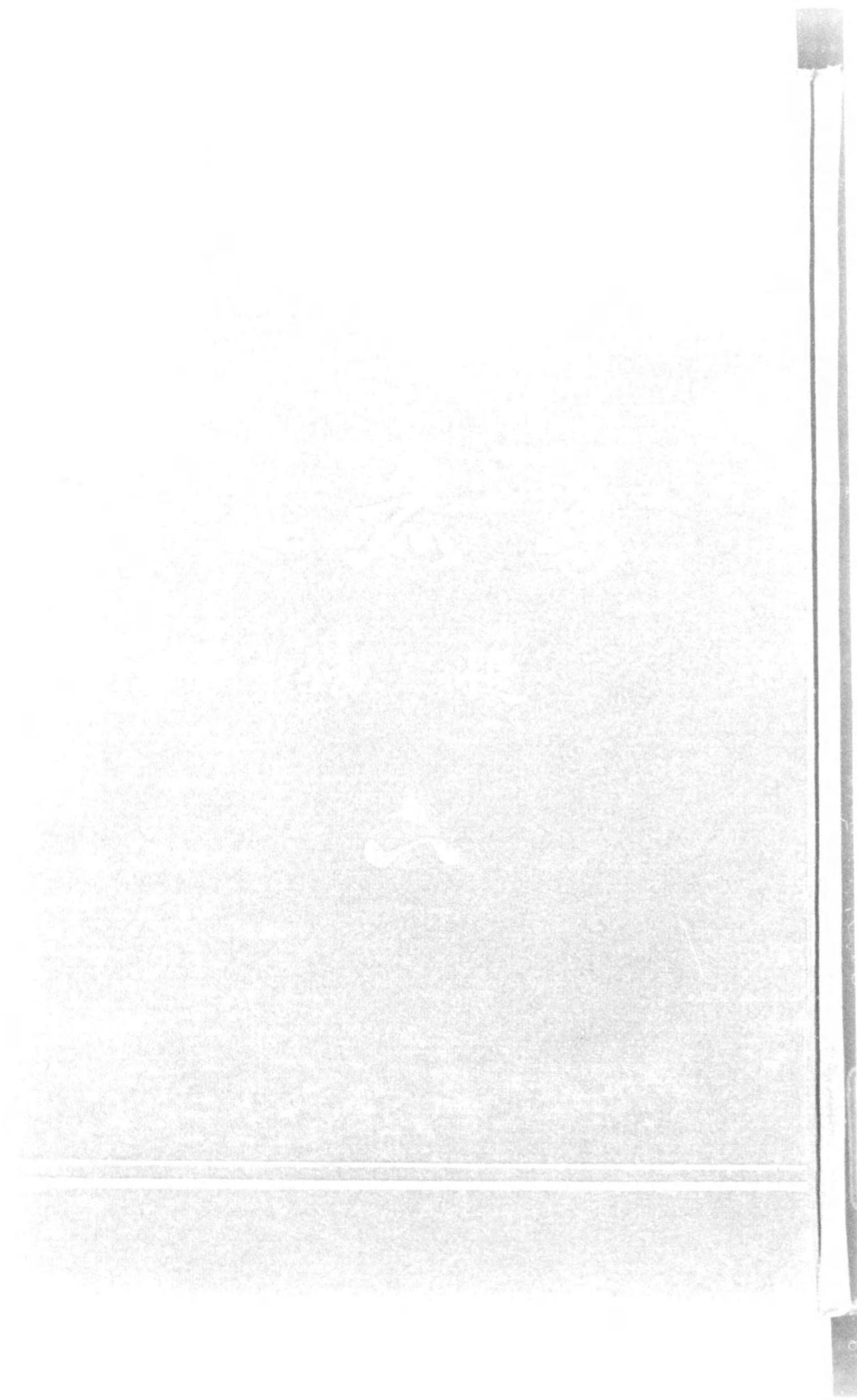
総編

史



始







221
496



高麗史
孫提六

朝鮮研究會
古書珍書刊行
第二期

第廿四輯



朝鮮
史

麗史提綱目錄 (下)

卷之十七 忠宣王、忠肅王

卷之十八 忠惠王、忠穆王 (上)

卷之十九 忠穆王 (下) 忠定王、恭愍王 (上)

卷之二十 恭愍王 (中)

卷之二十一 恭愍王 (下)

卷之二十二 辛禡 (上)

卷之二十三 辛禡 (下) 辛昌、恭讓王

麗史提綱卷之十七

忠宣王紀

名は璋、古諱は諫、忠烈の長子。

按ずるに宋史に璋を章に作る。

己酉 元年〇元至大二年。

春正月 王、元に在り、二月、權鹽法を立つ。

王、諸宮院寺社及び權勢の家が、皆私に鹽盆を置き以て其利を專にし、國用を贖らざらしむるを以て、令して自今諸公私の鹽盆は盡く官に入れ、估價は銀布を以て折價し永く定例と爲さしむ、凡そ鹽を用ひんと欲する者は、皆な義鹽倉に赴きて和買し、郡縣の人は皆な本管官司に従ひ布を納れて鹽を受く、若し私に鹽盆を置き、及び私に相貿易する者有れば、其罪を嚴治せよと、是に於て始めて郡縣に令し民を發して鹽戸と

爲し、又た鹽倉を營置せしむ、民甚だ之に苦む、諸道の歲入鹽價は布四萬匹。

三月、元、人を遣し來つて造船を督す。

時に元の太后は佛寺を營まんと欲す、洪福源の孫重喜等奏すらく、白頭山は美材多し若し瀋陽軍二千を發し之を伐り、鴨綠江を流下し、高麗に令して船運せば便なりと、是に於て太后は使を遣し本國に令し船百艘を造らしむ、其弊甚だ多く、西海交州楊廣の民尤も其害を受く、幾くならずして其役を罷む。

元、參理金深を以て高麗都元帥と爲し、趙瑞を副元帥と爲す。

深は周鼎の子也、時に深の女は幸に元主に得、故に是命有り、幾くならずして深女を封じて后と爲す、深は私第より摠府に入り三官五軍の庭賀を受け、王者の儀仗を用ゆ識者其僭を譏る、瑞は仁規の子、其女は元の相也兒吉に適く、故に亦た是拜有り。

夏四月、崔有滄を以て僉議政丞と爲し、印候、金深、柳清臣を並に贊成事と爲す。

印候は擅に韓希愈を執ふるの故を以て、忠烈に忤ひ、久く元に留りて還らず、王の薨

するに及び乃ち歸りて相に復す、清臣は賤吏より起り膽氣有り、蒙語を習ひ屢ば元に使し善く應對す、是に由り忠烈及び王の寵幸する所と爲り、遂に大用を得。

大臣は王に國に還らんことを請ふ、王從はず。

崔有滄等は王に上箋し本國に還らんことを請ふ、王從はず、時に太后及び帝は王を待ち甚だ寵す、故に王は東歸を樂まず。

秋七月、上洛公金忻卒す。

忻は父方慶に従ひ征伐し多く軍功有り、性豁達慈愛にして親戚を惠恤す。

九月、壽寧宮を捨てて寺と爲す。

王命じ僧一萬を壽寧宮に飯し、因て宮を捨てて寺と爲す、母后を追福するが爲め也、從臣皆な旨に阿り諫むる者有る莫し。

冬十月、使を遣し元に如き、童女閹人を獻す。

或は詔に應じ、或は私に獻じ、歳に之れ無きは無し。

十二月、金怡を以て右副承旨と爲し、閔頤を平壤尹と爲す。

怡は王に従ひて元に在り、王宋の構誣するに當り怡は其間に周旋し、多く救護する所有り、頗も亦た久く燕邸に従ひ功勞有り、故に是命有り。

「庚戌」二年○元至大三年。

春正月、王、元に在り、讞部典書致仕李行儉卒す。

行儉は性恬靜寡言、家貧に生業を事とせず。

寢園に事有り。

有司は性を刑せざらんと欲す、司憲糾正ト祺は不可とし曰く、夫れ祭は氣を尙ぶ、先づ性を迎へ庭に殺すは神を降す所以也、若し生性を以て牢と爲さば豈に禮に合はんやと、是に於て遂に宰して之を薦む。

夏五月、王、世子鑑及び其の從者金重義等を殺す。

是より先き王は位を世子鑑に傳へんと欲し、密に人をして表を撰ばしむ、從臣の沮む所と爲る、是に至り世子及び其從者金重義等を殺す、鑑は蒙の女懿妃の出也。

崔氏溥曰く、忠宣の世子を殺せるは、前史に其實を言はず今考ふ可らず、但だ初め位

を傳へんと欲すとせば、則ち世子の罪無きや明かなり矣、今日は大寶を惜ます之を視ること脱履の如くし、明日は刃を愛子に推し刃を斬り草菅の如し、豈に自つて然る無からん歟、忠宣は元朝に入りしより讒を信じ佞を近づけ、父子の間諍隙已に成り、必ず之を死地に置きて已む、嗚呼孝慈は天性也、外よりし我を讒すに非ざる也、忠宣獨り奈何ぞ、子として語れば則ち父に不孝なり、父として語れば則ち子に不慈なり、徳に悖り道に悖り此極に至る耶。

秋七月、元は公主を封じて韓國長公主と爲す。

前賛成事閔萱死。

萱は刀筆より起り、賂賄を以て幸を得驟に宰列に登り、世に随つて俯仰す。

世子の喪、元より至る、城南に葬る。

大雨し松岳崩る、八月、柳清臣を以て僉議政丞と爲す、諸司及び州郡の號を改む、太白晝見ゆ。

九月、朴義權溥を以て並に僉議贊成事を爲し、朴景亮金文術を評理と爲す。

溥は胆の子也、文學を以て王に重んぜらる、景亮は卑賤より起る、趙妃姉妹の婿を以て遂に暉幸を得、王に従つて元に在り、中に居り事を用ゆ、文術も亦た女弟淑妃の故を以て王に信幸せらる。

宦者孝大順等十六人を封じて君と爲す。

舊制に宦者は腐刑を用ひず、其幼時に狗の啗所と爲せる者を取る、故に其本系は氓に非ざれば則ち賤隷なり、故に但だ宮闈永巷の任に備ふ而已、參官を拜するを許さず、毅宗始めて鄭誠等を以て祇候と爲す、而して宰相臺諫固く争ひ、猶ほ先王の遺風有り、焉、齊國公主管て閤寺數人を元の世祖に献じ、頗る近幸を得詔を奉じて本國に來使し、而して其家を復し其族を官にする者有るに至れり、是に於て殘忍の徒は轉だ相歎慕し、父は其子を宮し、兄は其弟を宮し、又た強暴して自ら割く者有り、數十年間刀鋸の輩甚だ多し、元の成定以來閤人は事を用ひ、或は官は大司徒平章事に至る者有り、其次

は皆な院使と爲り、第宅車服は卿相に僭擬す、國家の奏請有る毎に必ず其力に頼る、故に忠烈の世已に君に封する者有り、王久く元に留まり三宮に出入し、此輩と相親狎す、其の尤も近幸の者李大順李淑方臣裕等十六人を擇びて、同日に君に封す、是に於て舊典盡く壞れ、熏腐未だ燥かざる者も亦た本國を輕視し、而して伯顔忝古思高龍普等が反吠譖搆の禍ひ萌發せり矣、淑は即ち福壽也。

東西夾室を大廟に置く。

大廟五室の外に東西夾室を置き、惠顯二宗を西室に、文明二宗を東室に安す。

冬十一月、僉議中贊致仕金之淑卒す。

之淑は和平府の人、性廉潔剛正、三別抄の亂に賊に陥るも汚れず、密に賊狀を以て官軍に達す、賊敗れて脱するを得、遂に大用さる、内外に歴典し皆な成績有り、濶里吉思の行省たるや、凡そ奴婢の父母にして一つ良なる者は之を良と爲すを聽さんと欲す淑は法に據り固く争ひ、元の世祖の詔旨を引き以て證と爲す、濶里吉思乃ち復た言はず。

「辛亥」三年○元至大四年。

春正月、王、元に在り。

是時元の武宗死し仁宗立つ、仁宗は王と益々相親愛す。

夏四月、復た選軍を置く、秋七月、權漢功を以て密直使と爲す。

漢功は本と安東の人、久く王に元に從ひ、王宋の難に功有り、王の即位に及で特に寵幸され、召見さるゝこと時無く、中に居り事を用ゆ。

八月、王、雞林福州京山を以て食邑と爲す。

使を遣し其賦税を督す。

按ずるに王者は一國を富有し、尺地一民も王土王臣に非ざる莫し、別に私邑私屬を置く可らず、而るに今忠宣の三州を以て食邑と爲すは何ぞや、蓋し忠宣は久く元に留り、必ず公家の供奉を以て或は私用に便ならずとし、故に私邑を設置し其の私税を督し、以て私用の資と爲す、是れ自ら三邑の私主と爲る也、三邑の外三韓數千里の地を將つて何人の食邑と作さんと欲する歟。

九月、中贊致仕金暉卒す。

暉は性寛和に風儀美なり、淑妃と戚を連ね之に事む甚だ勤む、晩年の封拜は皆王妃の力に由る、凡そ歷る所に樹立する所無く自ら奉すること侈美也、

平陽君印候死す。

候は從胡中より起り驟に宰輔に登る、性貪婪狂縱、但だ將命を善す、忠烈の公州と與に數ば入朝するや、候未だ嘗て從はずんばあらず、凡そ奏請有れば必ず候を遣り行ふ頗る加勞有り、遂に大用を得、勢力を憑藉し多く賄賂を受け、人の土田を奪ひ臧獲する紀極有る無し、死するに及び相賀する者有るに至る。

冬十一月、太白天に經る、十二月、僉議贊成事致仕權昞卒す。

昞は守平の孫也、性清儉謙遜、耿介苟も合せず、内外に歴典し廉明を以て稱せらる、酷だ浮屠を信し常に遁世の志有り、葷肉を斷つこと四十年自ら夢菴居士と號す、既に老ひ一夕遁れて禪社に入り剃髮す、子の溥馳せ往きて大に哭す、昞曰く、將に復た我に鬚髮せんとする耶、此れ子の素志也と、是に至り卒す。

淑妃金氏天興寺に如きて僧に飯す。

元の太后は淑妃が王に寵有りと言き、淑妃に姑姑(蒙の女冠の名)を賜ふ妃は姑々を戴き元使を宴す、宰相以下は幣を用ひて賀す、妃是れより或は寺院に如き僧に飯し、或は山水に如き遊觀し出入度無く車服衣仗公主と異なる無し。

金文術を以て彦陽君と爲す。

「壬子」四年○元皇慶元年。

春正月、王、元に在り。

時に王久く元に留る、主は太后と與に王に詔し國に歸らしむ、王行くことを欲せず、朴景亮をして事を用る大臣に言はしめて曰く、今方に農月なり、請ふ秋成を待たんと之に従ふ。

諸道の丁夫を發し延慶宮を重修す。

王即位の初め卒を發して康安延慶の二宮を重新し、工役甚だ鉅に怨咨旁興す、幾くならずして役を停む、是に至り又命じて楊廣海西の丁夫一千を發し役所に赴かしむ。

夏六月朔、日食す、元、征東行省を罷む

洪重喜は元に訴へ、行省を復立し國號を罷めんと欲す、王、祖宗臣服の功を以て之を奏す、故に是命有り。

金恂を以て上洛君と爲し、崔誠之を知密直事とす。

恂は方慶の子也、誠之は王が春宮に在りしより已に僚屬と爲り久く元に従ふ、王の内亂を定め武宗を立つに及び、誠之は左右に居り贊襄する所多し、王甚だ寵し之を信任す

秋七月、齊安大君淑卒す。

初め平壤公基は文宗の母弟也、其子孫繁衍し、女を生めば多く妃嬪と爲り、男を生めば必ず公主に向す、是に由り基の後ち遂に王室と並に隆し、高宗も亦た基の外裔に出で、而して永公寧緯、淮安公倂、始安公綏、承化侯温、帶方公徵等皆な其後也、淑は激の兄也、人と爲り廉正に典故に暗練す、時に宗室の儀表と稱せらる。

八月、僉議政丞致仕李混卒す。

混は全義の人、性寛厚にして賓客を喜び、詩文清便なり、然れども久く輪選を典り性頗る廉ならず、故に其家富厚なり、尹瑤鄭璫と與に政房に在り交も懽ぶ、嘗て各の其

短を言ふ、混は璿に謂つて曰く、人は謂ふ君は巧なりと、又た璿に謂つて曰く、人は謂ふ君は好んで自尊すと、宜く之を改む可しと、璿は混に謂つて曰く、人は謂ふ君は廉ならずと、時に定論と稱す。

大旱す、冬十一月、洪誥を封じて獐城君と爲す。

誥は福源の弟、百壽の子也、諸洪の故を以て驟に政府に拜し君に封せらるゝに至る、時に又た張暉なる者有り、福源の女婿也、亦た官して僉議中賛に至る。

「癸丑」五年○元皇慶二年。

春正月、王、元に在り、二月、賛成事致仕薛景成卒す。

景成は醫術に精く幸を忠烈に得、元の世祖に及び遂に大用に至る、性謹厚、天子に知られ國王に幸を蒙ると雖、未だ嘗て子孫の爲めに恩澤を求めず、亦た産業を治せず。

王、化平君金深、密直使李思温を臨洮に杖流す。

王久く元に留り歸らず、深は思温等と議して曰く、帝及び太后屢ば王に國に還るを詔するも、而も王は東歸に意無し、今や本國は歳に布十萬疋米四百斛を輸し、他物は紀

すに勝ゆ可らず其弊貫れず、諸從臣皆な羈旅し歸らんことを思ふ、而るに權漢功、崔誠之は同く選法を掌り其賂を利し、朴景亮を遣り王の腹心と爲り、累に賞賜を蒙り産業を營置す、上の歸らざるは實に三人に由る、盡んぞ之を除き王を奉じ以て還らざると、是に於て深等は具狀し、護軍李揆等數百人をして名を署し徽政院に呈し、且つ太后の侍臣に因り太后の旨を矯めて漢功等三人を獄に下す、王怒る甚く、太后に白して曰く、從臣の我を愛する者は三人に如く莫し、深等は我に告げずして輒ち徽政院に訴ふ、其意は三人に止まらずと、漢功等も亦た賂を以て免れんことを求む、是に於て太后即ち命じて三人を釋し、深思温を臨洮に杖流し、王は李揆等の家を籍沒す、幾くならずして元主は深等を召還す。

三月、崔有滄を以て大寧君と爲し、吳祁を密直使と爲す。

祁は久く安西に流され、赦を蒙りて東還し、是に至り復た是職を拜す。

按ずるに、甚し矣小人の遠け難くして近け易きや、吳祁は忠烈を媚惑し其父子を讒間す、此れ固に忠宣が宿昔の切齒する所也、其の王宋の誅を免るを得る亦た幸なり矣、曾て未だ數年ならざるに又た寵擢され、而して之を樞要に置くは何ぞや、此れ忠宣の

心術頗る僻にして好惡明かならず、惟だ己に依ねるを是れ悦ぶが故に由る也、豈に祢は以て其間隙を窺ひて左腹に投入せるに非ず歟、祢が如き姦佞の者をして死せざらしめ、復た清臣漢功の黨に入らしめ、奸回反覆し幾んど宗祀を絶つ者は、忠宣が實に之を啓く也。

密直副使金怡を貶して機張監務と爲す。

王は怡が金深に黨すと疑ふ、故に之を貶す。

星有り東井に彗す、王、位を子江陵大君壽に傳ふ、江陵君位に即く。

初め王は蒙の女也速真を娶る、是を懿妃と爲す、世子鑑及び壽を生む、壽を封じて江陵君と爲す、是に至り元は王を國に歸さんと欲す、王以て辭する無し、遂に元に請ひ位を壽に傳ふ、甲寅、江陵君位に即く。

史臣曰く、忠宣は世子と爲りて元朝に入侍し、姚燧趙孟頫諸人と遊び、間々或は朝政を興かり聞き、其論議觀るに足る者有り、其の位に即くに及び、上國の制を避け官名を改易す、候度を謹む也、田賦を正し鹽法を立つ、本く所を知る也、第だ人君の位は

萬機の萃る所、一日も曠うす可らざるを以て也、王既に命を受け位に復し、婦寺に詔事され燕京に淹留する五年に至り、國人は供饋に困苦し、從臣は久く勞して歸らんことを思ひ、相陷れんと謀るに至り、元も亦た之を厭ひ再び歸國を詔す、以て辭を爲す無く乃ち位を子に遜り、又た姪嵩を以て世子と爲し、父子兄弟卒に猜嫌を構へ、其禍ひ數世に至るも弭まず、謀の滅からざる此の如し、吐蕃に竄せらるゝは不幸に非ざる也。按ずるに、忠宣の惡は道ふに勝ゆ可らざる也、史臣獨り其の久く元に留り嵩を立て、子と爲すの數事のみを擧ぐるは何ぞや、忠宣は先王を口にして夷狄を行ひ情を縦まにし淫穢至らざる所無し、官制を改めること、既に三年改る無しの訓に違ひ、鹽法の設も亦た財利の末を商權すと云ふ、尙ほ候度を謹み本務を知るを以て之を許す可き乎、愚竊に謂ふ、忠肅の驕荒は忠烈の無度に發軔し、忠惠の淫縱は忠宣の無行に濫觴すと。

上王は兄の子嵩を以て瀋陽王の世子と爲す。

是より先き忠烈王の妃貞和宮主は子の滋を生む、實に上王の兄也、子の嵩有り上王之れを愛して己の子の如くし、之を宮中に養ひ延安君に封ず、上王既に位を傳へ自ら瀋陽王と稱し、嵩を立て、世子と爲す、上王の東歸するに及び、元に留めて秃魯花と爲

す。

夏六月、王は上王及び公主を奉じて元より至る。

上王は仍ほ元に留らんと欲す、許さず、王遂に上王及び公主を奉じて東還す、六月丙子京師に入る、公主が車服の盛なる前世未だ有らざる所なり、甲申、王、位に延慶宮に即き、五日に一たび上王に朝す。

秋七月、三司使趙瑞卒す。

瑞は英敏豪邁然れども上王に寵有り王頗る狎暱す、時議之を鄙む。

八月、妃洪氏を納る。

妃は文系の女也、幾くならずして冊して德妃と爲す、妃は聰慧端恪、動きて禮法に遊ぶ、王甚だ之を重んず。

冬十月、上王、僧を延慶宮に飯す。

上王嘗て僧八萬に飯し燈八萬を點せんことを願ふ、是に至り飯僧點燈すること凡そ五日各の二千、之を萬僧會と謂ふ、其費わ紀すに勝ゆ可らず。

十二月、吳祁を以て僉議評理と爲し、崔誠之を密直使と爲す。

忠肅王紀

名は燾、忠宣の次子。

〔甲寅〕元年○元延祐元年。

春正月、上王、康安殿を重修す。

上王は康安殿の棟宇頽圯せるを視歎じて曰く、父王は三十餘年宴樂の際に於て、若し此殿を修めば、庶くは寡人今日の憂無けん、遂に燃燈會を停め促して改營せしむ。

洪奎を以て南陽府院君と爲し、白願正を僉議評理と爲す。

奎は即ち文系也、願正は文節の子也、時に程朱の學始めて中國に行はれ、未だ東方に及ばず、願正は元に在り之を學ぶを得て東還す、李齊賢利忠佐は首とし先づ師受す。

上王、右獻納李朝隱を流し、右補思禹偁等を左遷す。

時に僧景濤等は上王に寵有り大禪師を授けらる、諫官は告身に署せず、上王怒りて諒譲す、諫官猶ほ署せず、上王大に怒り朝隱等を召し之を杖せんと欲す、傳は廷に辨じ慷慨す、上王稍や悟る、然れども朝隱は僧批を主るを以て竟に之を流し、傳及び左補思尹願を左遷す。

上王は群臣に命じ功德を表賀せしむ。

上王は自ら其功德十餘條を紀し、密に式目を下し上箋陳賀せしむ、蓋し以て上國に聞せんと欲する也。

崔氏溥曰く、古の人君は徳を已に修め、功は人に加へ、自ら卑うして人益々す尊び、自ら晦まして道益々す光る、今や忠宣は聰明強記の才を以て之を不善に用ひ、身を處し物に接する一も稱す可き無し、乃ち譽を上國に求めんと欲して自ら其徳を頌す、知らず何の徳ぞ耶、靈殿の營に先づ父の惡を揚げ、燕京に轉輸して財殫き力痛み、父子の親を失ひ無罪の子を殺し、常に元朝に在りて國政を親らせず、二宮を重營し私に食邑を占め、僧に飯し燈を點じ殆ど虚日無く、萬僧の會に糜費鉅萬し、朝野怨毒するも而

も徳を已に歸し、笑を當時に取り譚を來世に貽す、後の人君鑑みざる可けん哉。

上王、元に如く。

丁未、上王は元に如く、王、金郊に餞し觴を奉じて進む、上王流涕し屬するに國事を以てす、既に至るや元命じて京師に留らしむ、上王は萬卷堂を燕邸に構へ、文儒閭復姚燧趙孟頫虞集及び本國の文士李齊賢等を迎致し、日に與に從遊し書史を以て自ら娛む、元主は上王を以て相と爲す、上王固辭して曰く、小國藩宣の寄すら猶ほ任わさるを懼る、況や朝廷の上相をやと、元主笑つて曰く、固に卿は善く權を避るを知る也と。

二月、蔡洪哲を以て五道巡訪計定使と爲す。

時に始めて田を量り賦を制す、故に是命有り、洪哲は巡訪すること一年、田籍粗は畢る、然れども新舊の貢賦多く均しからず、民甚だ之に苦む、洪哲は性復た貪婪、多く民田を取り以て私を營めり。

三月、白禊天に竟る、閏月、天狗地に墜つ、地震ふ。

夏四月、僉議賛成事致仕吳訥卒す。

詞は初めの名は漢卿、海州の人、學問精博、朝に在りて著績無しと雖、寬簡にして華無く、大體を知り長者の風有り、文溫と諡す。

六月、使を遣し書を江南に購ふ。

博士柳衍等を遣し江南に詣り書籍を購はしむ、船敗れ衍等は赤身にして岸に登る、判典校洪淪は時に太子府參軍と爲り南京に在り、寶鈔一百五十錠を以て衍に遣り、書一萬八百卷を購ふて還る、淪又た奏し、元は王に書籍四千七十冊を賜ふ、皆な宋秘閣の藏する所也。

彦陽君金文衍卒す。

文衍は淑妃の故を以て忠烈及び上王に寵せられ、貴顯比無し、然れども性豁達にして迂曲無し、毎に淑妃か左右汰侈なるを見て之を抑止す。

秋八月、王、淑妃の宮に宴す。

文衍の死を悼むの故を以て之を慰む也。

冬十二月、太白晝見ゆ、許有全を以て賀洛君と爲し、尹莘傑を右副代

言と爲す。

莘傑は經術に通ず、王の江陵君たるや、莘傑は王府の爲め翊善し寵有り、上王惡みて之を貶す、王即位に及びひ首として之を擢用す。

「乙卯」二年○元延祐二年、

春正月、王子禎生る、德妃洪氏の出也。

夏四月朔、日食す、秋九月、公主は元に如く。

是より先き上王は獨り京師に歸り、公主は仍ほ本國に留る、是に至り元に如く。

冬十二月、韓國公主は元に薨す。

公主既に元に入る、上王は薊州の南に迎ふ、公主は元に至り不豫なり、甲午に元に薨す、後ち元は薊國長公主に追封す。

「丙辰」三年○元延祐三年。

春二月、公主の喪元より至る。

丙子、公主の喪元より至る、百官は玄冠素服して郊に迎へ、庚寅に公主を葬る。

王、元に如く、三月、上王は藩王の位を世子嵩に傳へ、自ら太尉王と稱す。

上王は元主に奏し、遂に藩王の位を嵩に傳へ自ら太尉王と稱す、時に上王は元の太尉たるが故也、嵩は元の梁王の女を娶る、梁王は薊國公主の兄也、嵩は因て公主寵物を得、寵幸北無し、上王愛護愈々篤し、嵩は遂に本國を窺視するの心を懐く。

密直副使安于器を罷め、趙瑀を以て之に代ゆ。

于器は珣の子也、上王常に珣に快からず、于器は公望有るも而も内援無し、故に寵めらる識者之を惜む、珣は仁規の子也、方に上王に寵有り。

夏四月、閔漬を以て驪興君と爲し、朴全之を延興君と爲し、閔頓を知密直司事とす。

六月、南陽府君洪奎卒す。

奎は林惟茂を誅し政を王室に復す、年未だ四十ならずして閑退し仕へず、人と爲り恬淡寡欲、倣儻不羈なり、匡定と諡す。

秋七月、王、營土の女亦憐眞八刺公主を娶る。

是より先き上王は王の爲めに婚を請ふ、元之を許す、是に至り王は元に在り之を娶る懿妃卒す、八月、懿妃の喪元より至る。

初め懿妃薨じ、喪具未だ備らず、評理金怡は骨を焼き函に納め、身自ら之を瘞め、朔望に羊酒を奠めんと、王、仍て大都の西山に窆らんと欲す、怡は百計を以て之を止むるも得ず、乃ち術士を貸し詭辭を以て王に諭して曰く、本國に安厝せば後禍無かる可しと、王之に従ひ遂に還りて衍陵に葬る。

按ずるに、忠肅の世家に言ふ、七月戊午に懿妃薨じ八月癸酉に懿妃の喪元より至り、庚寅に懿妃を葬ると云ふ、而るに金怡傳に言ふ、懿妃薨じ喪具未だ備らず、怡は骨を焼き函に納め、身を瘞し之を瘞め、朔望に羊酒を奠め以て三年を終へんと、後ち王は仍て大都に葬らんと欲す、怡は百計を以て之を止むれども得ず、術士を貸し乃ち歸り

葬るを得と云ふ、二説同じからず、未だ孰れか是なるを知らず、故に今姑く之を兩存す按ずるに懿妃は上王の嫡妃に非すと雖、實に王の生母也、王方さに元在り、而して懿妃は元に薨せば、則ち王は禮制の爲し得ざる所の者を爲すを得すと雖、其の嬪歛の厚薄踊の哀は固と自ら盡す所也、麗史は乃ち言ふ、喪具未だ備らず金怡は骨を焼き私葬すと、此れ未だ盡く信す可らずと雖、然れども世家に載する所を以て事を比し之を觀ば、則ち忠肅即位三年にし懿妃は尙ほ元在り、是れ生きて其養を致し得ざる也、七月戊午懿妃薨じ八月癸酉懿妃の喪元より至り、庚寅に懿妃を葬り、十月丁酉に王は公主と與に元より至ると云ふ、忍んで母の喪をして萬里の程に先行せしめ、襄葬は諸れを有司の手に付し、己は則ち從容として落後し、方に且つ穠李天桃の華を以て美を道路に觀、畧ば哀追戀棘の能無し、此に由り之を推せば、怡が傳に載する所恐らくは全誣に非ざる也。

冬十月、王及び公主元よら至る。

〔丁巳〕四年○元延祐四年。

春正月、王親ら童女を選ぶ。

營王之れを請ふを以て也、時に元の諸王宰相及び使臣は各の童女を請ひ、國家又た私に元主に抄献し、士大夫は女を生めば則ち輒ち之を秘し、親戚と相見す。

二月、王、西海道に畋す。

是より遊獵時無し、又數ば娼妓の家に微行す。

丞安君李之氏死す。

之氏は忠烈の時より内僚を以て嬖倖され、驟に宰相に登り、子弟は勢を恃み暴を縱まにす。

夏四月、政丞閔漬は本朝編年綱目を撰び進む。

是より先き王に漬等に令し本朝史を撰ばしむ、是に至り漬は國朝編年綱目を撰び、上は國初より下は高宗に訖り凡そ四十一卷。

前代言尹碩を金海府に貶す。

王の江陵君たるや、碩は王に元に従ふ、王即位に及び王の嬖倖と爲り、巧言令色善く

逢迎し、賢を妬み能を疾み是非を顛倒す、上王之れを惡み王に諭し之を貶す、後ち召還され又た曹顯蔡可中等に附く。

冬十一月、元、使を遣し王を冊す。

「戊午」五年○元延祐五年。

春正月、王及び公主は延慶宮に宴す。

既に宴し宮に還る、王は馬上に姚安道が賦する所の玄宗打毬圖の詩、金殿千門白晝開
三郎沈醉打毬回、九齡已老韓休死、明日應無諫疏來の句を記し、吟咏する者之を久う
す、翌日贊成事崔誠之は王を享す、王、權漢功等を召し詩を賦し歡ぶこと甚し、又た
久く打毬圖詩を吟す。

史臣曰、王の再び此詩を吟するは何の意ぞや、以て戒と爲す也、則ち其荒淫なる玄宗
と異なる無し、噫、宰相を以てして是宴に與かる者、九齡韓休の名を聞き能く泚額せざ
る乎。

禽を太廟に薦む。

王、温泉に獵し獲る所を以て太廟に薦む、内監朴仁平は其禽を竊み代ゆるに其家の瘠
肉を以てす、王罪する能はず。

二月、地震ふ、濟州亂る、宋英を以て濟州牧使と爲す。

是より先き護軍張公允、濟州副使張允和等は濟に貧暴す、是に於て州民金成等は徒黨
を嘯聚し星主王子等の官を逐ふ、朝廷は評理宋英を遣し之を安撫せしむ、幾くならず
して賊黨は自ら渠魁を斬り、以て降る、遂に英を以て牧使と爲す、餘黨悉く平ぐ。

夏四月、州郡の事審官を罷む。

國初に事審官を設け、本と賦役を均平にし風俗を表正するが爲めにし、州郡の民をし
て其郷貫の朝に仕へて名望有る者を擧げしめて之を爲す、累朝以來其選び甚だ重し、
是に至り事審の法名存して實は非に、反つて廣く公田を占め多く民戸を匿し、擅に威
福を作し害有りて補ひ無し、王令して盡く之を罷む、小民大に悦ぶ、幾くならずして
權豪は復に自ら之を爲し、害は前より甚し。

五月、執義金千鎰を罷め、持平張元組を流す。

時に崔漢功等四五輩は上に侍して元に在り、事を用ひ善否を問はず、遙に王旨を傳へ
濫に朱紫を授け私を營み民を病ます、王、釐正せんと欲し、千鎰等を遣し分つて諸道
に行き民の疾苦を問ひ、嚴く黜陟を行はしむ、千鎰は私を懷き誣妄し糾舉する所無し
王、之を杖索す、元組も亦た才劣る、未だ摘發する有らず、獨り宰相金廷美（世家に
怡に作る）が横まに皮幣を斂るを擧ぐ、時に廷美は上に従ふて元に在り、上王之を聞
き元組を海島に流す。

秋七月、復た辨違都監を置く。

初め王は辨違都監を置き、大に豪勢が占る所の田民を索め、其本主に還す、中外大に
悦ぶ、是に於て豪勢は之を患ひ上王に訴へて之を罷む、是に至り王は延慶宮に幸する
や、小民相聚りて駕前に訴へ都監を復置せんことを請ふ、王之に従ふ、尋で復た罷む
冬十一月、王、臨江に敗す、十二月、營王之偏妃來る。

戊申、營王之偏妃出で來る、王出で迎へ遂に西郊に敗す。

「己未」六年○元延祐六年。

春正月、僉議賛成事金士元卒す、二月朔、日食す。
李僕を以て僉議賛成事と爲し、元忠を密直使とす。

忠は傳の子也、上王に寵有り。

王、楊廣道に敗す、三月、上王は江浙に降香す。

上王は元主に請ひ御香を江南に降す、權漢功、李齊賢等之に従ふ、從臣に命じ歷る山
川の勝景を記し行録を爲らしむ、是に於て徧く江浙に遊び寶陀山に至りて還る。

夏四月、營王妃は北に歸る、貞信府主王氏卒す。

妃は上王の首に娶る所、西原候瑛の女也。

秋八月、王、鐵原に敗す。

丁未、壽康宮に幸し遂に鐵原に敗す、壬子、德水に敗し、王は海青及び厩馬の斃るを
怒り、命じて城隍神祠を焚く、是より遊獵徹行し殆ど虚月無し。

九月、公主薨す。

使を遣し元に告ぐ、元亦た使を遣し來り吊す、靖和と諡す、後ち元は濮國長公主に追封す。

王、内願堂に移御す。

是より寺院及び私第に移御すること紀すに勝むす。

冬十月、賛成事致仕崔毗一卒す、故中賛安珣を以て文宣王の廟に従祀す。

朝廷議して珣を以て文廟に従祀す、人有り謂ふ、珣は建議して贍學錢を置けりと雖、豈に此を以て従祀す可けんと、其門生辛葳力め請ひ、竟に従祀するを得。

「庚申」七年○元延祐七年。

春二月、靖和公主を葬る、王、微行して郊に獵す。

是より王は數ば微行して遊獵し、人に逢へば歐打し人々危懼す、又多く妓樂を聚め連夜宴飲し耽樂して度無し、賜與算無く府庫之が爲めに虚竭す。

夏四月、權溥を以て僉議政丞と爲し、金利用を賛成事と爲す。

王、密直副使尹莘榮を杖す。

王、元使を宴す、莘榮は事を以て王の意に忤ふ、王醉怒し之を杖辱す、幾くならずして王は旻天寺に幸し、密直使元忠をして打毬せしめ之を觀る。

按するに、先王は士大夫を待つに禮を以てし、大夫罪有るも杖刑を加へず焉、廉耻を厲す所以也、夫れ密直は宰相也、而るに忠肅は之に鞭撻を加へ之をして擊毬せしむ、是れ奴隸使す也倡優畜す也、宰相たる者亦た甘心して愧るを知らず、謂つ可し君々たらず臣々たらず矣と、四維張らず國乃ち滅亡す、豈に虚語ならんや。

秋七月、金怡、趙珣を以て並に僉議賛成事と爲し、金元祥を三司使と爲す。

元祥は嘗て吳祜等と與に忠烈に諂諛し、導くに荒淫を以てす、吳祜等は旋つて禍に及べるも、而も元祥は佞を以て獨り免る。

八月、明順妃王氏卒す。

妃は即ち忠烈の首妃、貞和宮主也。

九月、文宣王の像を塑す。

王、銀瓶、三十を出し以て其費を助く、宰樞皆幣を出し之を助く、蠻人王三錫の請に從ふ也。

李齊賢、朴孝修を以て知貢舉す。

國俗に試を掌る者之を學士と謂ふ、學士に父母有り座主の在るが若し、既に榜を放てば必ず公服を具し往きて謁す、而して門生は綴行して之に隨ひ庭に拜す、衆賓は尊長と雖、皆堂を下りて庭立し禮畢るを俟ち揖讓して升り、次を以て拜賀す、是に於て邀へて其第に至り觴を奉り壽を稱す、是にり王は孝修清白を嘉し、銀瓶五十米百石を賜ひ、學士の宴を辦せしむ。

冬十一月、金利用を以て僉議政丞と爲し、吳祜を贊成事と爲し、尹碩を密直副使と爲す。

是より先き碩は已に金海より召還され、幾くならずして是職を拜す。

十二月、元は上王を吐蕃に流す。

是より先き宦者白顔秃古思なる者は、乃ち本國の尙書朱冕の家奴也、宮して元に入りてより仁宗に事へ、佞險にして不法多し、上王深く之を嫉みて太后に白し、奪ふ所の田口を刷し之を本主に歸へし、又た無禮を以てし之を杖す、秃古思は之を中傷せんと欲するも而も發するを得ず、仁宗歿し英宗立ち、太后は退て別宮に居るに及び、上王の勢ひ益々孤なり、秃古思は忌畏する所無く百計して譖誣す、上王も亦た時事の將に變せんとするを知り、患を避けんと欲し復た江南に降香せんことを請ひ、行きて潤州の金山寺に至る、元主は使を遣し急に召し、騎士をして擁逼して以て北せしむ、侍從臣僚は上王の免れざるを恐れ皆奔竄し、朴景亮等は藥を仰で死す、上王既に大都に還る、命じて本國に護送し安置せしむ、王遲留して即ち發せず、命じて祝髮せしめ佛經を學ぶを以て名と流し之を吐蕃撒思結の地に流す、京師を去る萬五千里、隨從の宰臣崔誠之等皆な逃匿す（按するに麗史に言ふ、忠宣の竄せらるゝや、誠之は逃匿し

て見わず、時人謂ふ、誠之は主辱めらるに、恩を忘れ身を全くして引き避く、君臣の義地を掃ふ矣と、撰要に言ふ、忠宣の西遷さるゝや、誠之は子の文度と與に奔りて洮隴に問ふと、未だ孰れか是なるを知らず、姑く之を兩存す。惟だ直實文閣朴仁幹、前大護軍張元祉等從ひ行く、李凌幹は金を懐にし潜に驛吏に附きて王に献す、王及び從臣頼つて以て乏しからず、王、流所に至る、禿古思復た讒訴して已まず、禍幾んど測られず、丞相拜住の營救するに頼りて免るを得。

韓渥を以て選部典書と爲し、全英甫を密直副使と爲す。

渥は康の子也、英甫なる者は本と帝釋院の奴、元の嬖宦李淑の妻兄也、嘗て王惟紹の黨と與に坐して流さる、忠宣位に即きて復た之を寵幸し遂に驟に用ひらるゝを得、是に至り是官を拜す、惟だ貪婪讒慝を以て事と爲す。

百官は元の中書省に上書し上王の冤を訴ふ。

其後ち閔漬白元恒朴孝修等は上書して連に之を訟へ、上王を還さんことを請ふ。

李宜風を以て選部典書と爲し、安珪を代言と爲す。

宜風は本と元の人射御を善し、王の嬖倖と爲る、珪も亦た寒微より出で他の技能無し善く逢迎するを以て幸を王に得、時に王は群小に昵狎す、其他孫琦崔安道金之鏡李仁吉王三錫梁載曹萃卿崔老星林冲沈鄭方吉姜融申青朴青の徒の如き、或は舊恩を以て或は諂佞を以て、或は勇力を以て、或は賄賂を以て或は雜術を以て、竝に寵遇せられ、遂に陰注を主管し人物を進退せしむ、是に於て選法大に壞れ而して中外失望す。

復た政房を置き、安珪林冲沈等を以て之を主らしむ。

「辛酉」八年、元至沈元年。

春正月、金利用を以て僉議政丞と爲し、吳祁、朴虛中を賛成事と爲す。

二月、金利用致仕し、柳清臣を以て僉議政丞と爲す。

夏四月、白虹日を貫く、右補思李蒨、左補思王伯を海島に流す。

時に嬖人李仁吉は其の妾父を以て郎將と爲る、蒨等は告身に署せず、仁吉之を訴ふ、王、二人を闕下に杖し之を海島に流す。

權漢功、蔡洪哲、裴廷芝、李光逢を海島に流す。

是より先き漢功等は上王に京邸に従ひ、權を招き賂を納る、王頗る、不平を懷く、上王の流さるゝに及び、王乃ち漢功洪哲等を巡軍に下す、金怡も亦た辭連して囚へらる、王、吳祁等に命じ之を鞠さしむ、漢功は厠竇より逃ぐ、之を捕得し遂に漢功洪哲の家を籍し、金怡を釋す、壬申、漢功洪哲廷芝光逢等を杖し之を海島に流す、臨海君李瑱は郊に饒す、漢功曰く、天下廣大と雖一身の藏處難しと、瑱曰く、厠竇好しと、漢功大に慚づ、漢功等は海島に入らず、皆な洪州界に聚り民間を侵擾す。

按ずるに、漢功等の流竄に罪せらるゝは、宜しからざるに非ざる也、但だ上王は沙漠に逃逐され存亡聞かざるも、忠肅は未だ奔問申釋の擧有らず、而して顧つて前憾を挾みて上王腹心の臣を放逐し、及ばざるを恐るか如し、是れ豈に人子の情として忍んで爲す可き所ならんや、忠肅は是に於てか子ならず矣。

初め上王の元に留るや、國家の政事倉庫の出納は一に親近に委ね、過擧有りと雖然かも、倉庫盈羨し人心畏服せり、上王の西幸より以後、宦官近習は上王の政を改めんこ

とを謀り、舊臣を放逐し倉庫虚竭し、奸佞の徒は又た伯顔秃古思に付き、蜂起して亂を扇ぐ。

五月、太白晝見の日を犯す、王、元に如く。

是より先き元は王の入朝を徵す、丁卯夜る四更、王は陽善門より出づ、百官拜辭するに及びず、柳清臣吳祁元忠韓渥尹碩等従ひ行く、既に燕都に至り伯顔秃古思の家に舍す。

史臣許應麟曰く、忠宣は惡を嫉むこと讎の如く、而して閹人伯顔秃古思其の奸險を以てして王に忤ふを見、英宗に誣譖して王を吐蕃に竄す、忠肅に在りては義として共に天を戴かざる也、其入朝よりや、既に天子に白して其の主を吠るの罪を正す能はず、乃ち反つて其家に寓し、其賤族を良とす、獨り何の心ぞや。

元は王の印章を收め、王を京師に留む。

時に藩王嵩は元に寵有り、本國を窺視す、選部典書曹顛は王に忤ふを見逃げて元に入り、蔡洪哲の庶子河中及び内監朴仁平、宦者楊安吉と與に、潜に相締結し互に唇齒を

爲し、群小を誘引し陰に嵩に付き、遂に訴ふるに國家の陰事を以てし元に讒構し、王を徵し入朝せしむ、是より先き嵩の從臣に白應丘なる者有り、逃げて本國に還る、嵩は元に言ひ王に勅して應丘を發し還らしむ、王は時に奉行せず、是に至り嵩は諧して云ふ、王は勅書を手裂せりと、元主怒り之を詰責し、遂に王の印綬を收め之を京師に留む、是に於て柳清臣吳祁等は、王に反きて嵩に付き詭謀萬端す、而して國人も亦た大半心を嵩に歸す、嵩又た元主に言ひ、使を本國に遣し王が勅を裂くの狀を訊問し、使者絡繹す、嵩は其黨朴龜をして書を宰相に寄せ、王の罪惡を數ふ、又た王が貨賂を以て免れんことを圖るを恐れ、本國の資を王に輸行する者を禁す。

同知密直司事李伯謙卒す。

伯謙は公升の後也、風儀瀟灑に朝端に玉立す、嘗て南京公州濟州等の地に守し、皆な政を以て最も聞こゆ、濟州の叛賊曰く、若し李伯謙宋英を得て來り撫さば、吾れ豈に敢て反かんやと。

藩王嵩は護軍李恭、郎將桓允全等を杖流す。

恭は王が東宮に在りし時より屢ば抗直盡言す、是に至り王の爲め元に如きて嵩の動靜を覘ふ、允全は百斤金萬成等と與に布二萬匹を舡載し以て王に献す、嵩は之を惡み元主に言ひ、恭等を本國に押送し之を杖流す。

六月朔、日食す、鷹揚上護軍元冲甲卒す。

冲甲は原州の人、短小精悍に眼に電光有り、能く難に臨みて身を忘る。

秋七月、上王は吐蕃に至る。

上王は吐蕃に至り書を崔有滄、權溥、許有全等に寄せて曰く、予は命數の寄を以て茲の憂患に罹り、子爾たる一身萬五千里を跋涉す、我社稷を辱しむ多し矣、想ふに諸國老は勞心焦思せん、深く惶愧を増す、國王は年少にして知る無し、向きに我を憚れる群小輩は必ず私の此の如きを幸とし、其奸巧を肆にし、焉んぞ我父子を問するを知らんや、幸に諸國老は同心協力し帝に敷奏し、予をして速に還らしめよと、是に於て許有全閔漬等は書を元に呈し、王を國に還さんことを請ふ、藩王の黨に沮まれ竟に達せずして還る。

八月、判三司事金恂卒す、

恂は方慶の次子也、性寛厚なり、日に聲伎を以て自ら娛む。

九月、僉議政丞李瑱卒す。

瑱は慶州の人、少より學を好み博く經史に通じ、詩を能すの聲有り、人と爲り體貌魁梧、局量寛洪なり、然れども廟堂に在りて建白する所無く、又た其の子齊賢の權勢に倚り多く人の臧獲を奪ふ。

密陽君朴義死す、義は鷹犬を以て進み、遂に卿相を致す。

冬十月、金台鉉を以て判三司事と爲し、趙瑄を僉議賛成事と爲し、金英甫を大司憲と爲す。

臺官は門を閉ちて英甫の告身に暑せず、遂に事を視るを得ず。

元、崔漚を以て遼陽盖州判官と爲す。

漚は致遠の後也、元朝の制科に應じて中るを得、故に是命有り、其後ち安軸安輔安芝李穀李穉李仁復等に制科に中る。

「壬戌」九年〇元至治二年。

春正月、王、元に在り。

代言慶斯萬、金仁沆等は、王命に托し大寧君崔有滄以下の群僚に請ひて書を爲くり、王を位に復し國に還さんことを請はんとし、書成る、群臣の藩王に附く者多く、事將さに諧はざらんとす、斯萬等は竊に其書を取りて金之鏡に授け中書省に呈す、後ち藩王は其本を傳寫して蔡河中等に付し以て宰相に示し、之を責む。

二月、本朝の諸臣は使を遣し元に如く、至らずして復る。

林仲沆を遣し皇后の冊禮を賀し、婆婆府に至る、達魯花赤は驛騎を給さず、入るを得ずして還る。

夏四月、密直副使裴廷芝卒す。

廷芝は大丘の人、體貌魁梧、武畧吏能有り、口に利を言はず家に十金無し。

閏月、賛成事致仕宋英卒す。秋八月、賛成事趙璉卒す。

時に曹頤等は藩王に付き、縦更織成し元使は絡繹往來す、率ね皆な氣を負ひて暴を逞

うす、璉は王府の斷事官と爲り權に省事を行ひ、善く應對を爲し輒ち解釋を得、卒するに及び國人之を惜む、然れども弟瑋と與に瀋王に貳し、臣節完からず。

九月、閔漬、權漢功、蔡洪哲等は書を元に呈し、瀋王嵩を立て王と爲さんことを請ふ、元受けず。

是より先き蔡河中は元より來り、詐つて言ふ、元は權漢功蔡洪哲等を赦して之を召す、と又言ふ、元は己に瀋王を立て王と爲せりと、是に於て百官は嵩の母安妃の第に詣りて賀す、既にして使臣は元より還りて乃ち河中の妄なるを知れり、又た辨違都監官に謂つて曰く、汝は何に従り王を惡み命じて我家の田民を奪ひて他人に斷與せる耶と漢功洪哲等既に還り王の已を流すを怨むや、乃ち驪興君閔漬、永陽君李瑋等を邀へ、嵩を立て王と爲すを請はんと欲す、八月丙戌、百官を慈恩寺に會し、省に呈する書に署せんことを督す、是に於て之を得んことを患ふの徒争ひ越く焉、署して未だ半ならざるに天忽ち大雨雹す、監察執義尹宣佐曰く、吾は吾君の非なるを知らず、臣にして君を訴ふは狗彘にも如かずと、之に唾して去る、贊成事閔宗儒、彦陽君金倫等も亦た

抗言して異を立て、却けて署するを肯せず、是に於て臺諫史翰皆な名を署さず、九月乙未朔、漢功等又た百官を會して名を署す、天又た震電大雨雹す、漢功等遂に議郎趙湜をして書を覽し元に如かしめ、中書省に呈す、受けず、翰林院に呈す亦た受けず。

權漢功等は代言慶斯萬金仁沈を巡軍に囚す。

漢功等は瀋王の命を以て斯萬仁沈を囚す、書を呈し王の復位を請ふを以て也、仁沈は之淑の子也。

冬十一月朔、日食す、十二月、護軍楊起は元に如き正を賀す。

始めて瀋王嵩の命を用る也。

「癸亥」十年○元至治三年。

春正月、王、元に在り、柳清臣吳祚等は書を元に呈し、省を本國に立てんことを請ふ、元從はず。

清臣祚は陰に瀋王に附く、既にして又た名を聯ねて都省に上書し、省を本國に立て以て内地に比せんことを請ふ、元の通事舍人王觀は丞相に上書す、畧に曰く、夫れ事は

矜細を忌む、其の患を遺すこと言ふに勝ゆ可らざる者有り、蓋し常人の情は近利に狂れ而して遠圖に昧し、是を以て斤を缺き刃を折り、或は句萌に起りて屋を侵し民を流し、或は蟻溜に成る、伏して聞く朝廷は行省を高麗に立て内地と同うせんと欲すと、恐らくは論者察せず、以て虚名を崇びて實弊を受るを致さん、何となれば則ち高麗は義を慕ひて歸順せること百餘年なり矣、世祖皇帝其の忠懇を嘉し、妻はすに帝女を以てし禮樂刑政は本俗に従ふを聽るし、復た朝廷の典章を以て拘制せず、故に國家東方に事有れば、未だ嘗て兵を出し以て佐けずんばならず、遼水より以東海に濱する萬里頼つて以て鎮靜し、東の東藩と爲り世々顯效を著せり、今ま一朝無稽の言を採り、以て舊典を墜すは、世祖の神算と同じからざるに似たり、其不可なるの一也、本國は京師を去ること數千里の遠き、風土既に殊なり習俗も亦た異なる、刑罰爵賞婚姻獄訟中國と同じからず、今ま中國の法を以て之を治さば、必ず扞格枝梧する有り、之が患に勝れず、其不可の二也、三韓は地薄く民貧に皆な山に佑り海を阻て集散居止し、郡縣井邑の饒無し、今ま行省を立てば、勢ひ戸口を抄籍し賦税を科定するを須つ、島夷遠人罕に此事を見れば、必ず驚擾を致し互に相扇動し、脱し不虞を致さば、深く利害に係ら

ん、其不可の三也、今ま行省大小官吏の月俸及び一切の公用を計らば、費す所歳に萬有餘錠を下らず、本國既に賦税を供上する無く、上項の俸給必ず朝廷の輸送に仰がば則ち行省の設は、未だ一民赤土の益有らずして、而も坐して國家經費の重きを耗さん其不可の四也、江南諸省は既に同一體にして例して軍兵の鎮守を須つ、少く兵を留むれば則ち彈壓するに足らず、多く兵を留むれば則ち供給倍々す煩しく、民は命に堪はず、其不可の五也、古は大事を集すは則ち博く衆に謀る、壅蔽を防ぐ也、今聞く首として省を立るの策を献する二人は、乃ち其國の故相にして、讒間を以て罪を其主に得毒を懷き自ら疑ひ遂に其宗國を覆へさんことを謀り、以て自安を圖る、其本心を迹ぬるに初めより忠を聖朝に献するに非ざる也、是に由り之を觀れば、鼻鏡犬豕にだも若かず、當に典刑を明正し以て人臣の不忠なる者を戒む可し、昔し唐の太宗は安市城を攻め、下らずして師還り、東帛を以て其城主に賜ひ、以て君に事ふるを勵せり、夫れ太宗は高麗とは敵國也、天下の力を以て一小城を攻めて抜く能はず、以て耻と爲さず仍ほ忠義を以て相勉めしむ、况や聖朝の本國に於けるは、義は則ち君臣に親は則ち甥舅なり、奈何ぞ反つて二人欺誑の言主を賣り自ら售るに聽き、果して其奸計を遂ぐる

を得せしめば、政化に累する有り、其れ慨するに勝ゆ可けんや、其不可の六也と、李齊賢も亦た都堂に上書し、先王繼絶の義祖宗婦附の功を極言し、又曰く、今ま故無くして叢爾の國四百年の業を將つて、一朝にして之を廢絶し、社稷をして主無く宗祧に祀を乏せしむ、理を以て之を揣るに必ず應せざる爾、更に念ふに、小邦は地千里に過ぎず、山川林藪無用の地は十分の七なり、其地に稅するも漕運に周からず、其民に賦するも俸祿に周からず、加ふるに地遠く民愚に、言語上國と同じからず、趨舍中華と絶異するを以てす、恐らくは其れ此を開かば必ず疑懼の心を生せん、以て家々に至り戸々に諭す可らざる也、又た倭人と濱海相望む、萬一之を開かば、乃ち我を以て戒と爲す無くして、自ら以て計を得たりと爲さんと、辭意明切なり、是に於て省を立るの議遂に寢む。

二月、元、上王を朶思麻の地に量移す。

許有全、閔漬金賙等は復た元に如き上王を還へさんことを請ふ、李齊賢崔誠之等も書を郎中に獻じ、本國累世歸附の功を極陳し、且つ曰く、老藩王は即ち世祖の親甥也、

五朝に歴事し既に親く且つ舊し、但だ功成りて退かざるを以て、變は忽にする所に生じ、形を毀ち服も易に遠く西蕃に竄せられ、故國を去る萬餘里、巔崖絶險十歩に九折層氷積雪四時一色に、嵐瘴薰蒸し盜賊竊に發し、舡を革わ河を渡り牛箱野宿し、間關すること半年にして方に其域に至り、麥麩を食ひ土屋に處り、辛苦萬狀殫記す可らず行路に之を聞くも尙ほ之が爲めに於邑す、况や名を策し質を委する者をや、閻闔は排雲の蚪を阻て、廊廟は蟠木の容を絶つ、恤を含んで憤泣し、大聲して疾呼すと雖、孰か聞き、孰か之を憐まんや、此れ僕が食に當つて味を忘れ、已に臥して復た起き、皇々栖々涙盡きて血繼ぐ所以の者也、遠を柔げ族に敦うするは先王の政也、功を以て過を覆ふは春秋の法也、足下何ぞ從容として丞相の爲めに之を言ひ、以て入り奏せしめざる、冕旒賜環して東復た天日を見ば、則ち天下皆な將に足下を稱頌せんすとす、豈に惟だ弊邑の君臣が肌に銘し骨に鏤む而已ならんやと、又た丞相拜住に上書し、其哀切を極む、既にして命じて上王を朶思麻の地に量移さる、拜住の奏に従へる也、齊賢は往きて上王に謁し、道中に嘔吟し忠憤藹然たり。

夏五月、大雨雹す、六月、雞林君金子興卒す。

子興は璵の子也。

倭、群山等の島に寇す。

倭、群山楸子等の島に寇し漕船を掠む、内府令宋頌を遣し之を追撃し百餘級を斬る。

秋八月、元、上王を召し還す。

八月、元の御史大夫鐵失は英宗を弑し其の叔晉王を立て、遂に上王を赦し召し還らしむ、時に王煦は將に上王に吐蕃に謁せんとし、道にして使者に遇ひ與に語る、使者喜んで曰く、吾れ詔を奉じて王を迎ふ、然れども吾は當に諸路を巡り晚れんことを恐る公宜く先だつて報せよと、是に於て煦は行を兼て臨洮に至り王に見ゆ、既にして使者も亦た至り、遂に上王を奉じて還る、煦は政丞權溥の子也、上王養ふて以て子と爲し姓王氏を賜ふ。

冬十一月、上王燕京に至る。

上王は書を宰樞に寄せて曰く、吾れ還りて大都に到り、至尊を見るに利ろし、猶ほ念

ふに國王は年少にして儉人に昵比し多く不義を行はん、卿等祿を懷きて匡救する所無くんば、將た焉んぞ彼相を用ひんや、自今小心して國を輔けて可なりと。

伯顔秃古思は誅に伏す、元、之を誅す也。

「甲子」十一年○元泰定元年。

春正月、王、元に在り、元、復た王に印を賜ふ。

元王は復た王に國王の印章を賜ひ、王に勅し國に還らしむ、曹頤蔡河中等は、又た都に留る無頼の子弟二千餘人をして連名して中書省に呈さしめ、復た王を訴へて已ます奸黨又た百端して上王を誣告す、上王も亦た釋然たる能はず、是に由り王久く還るを得ず。

二月、崔有浚、金深を以て並に僉議政丞と爲し、權準金怡を並に賛成事と爲し、李齊賢を密直使と爲す。

王の藩王と相持するや、群不逞は多く藩王に附く、而も準は義を守りて變せず、故に事定まるの後擢拜さるゝを得、準は溥の子也。

朴瑗を以て右副代言と爲す。

瑗は全之の子也、王の藩王に困むに方つてや、藩王の黨は王を誣るに罪を以てし、書を都省に呈し全之に署名を逼る、全之は奮然として曰く、狗奴敢て我を汚す耶と、遂に瑗を遣し王に聞す、是に至り王は瑗を代言に拜し、全之を起し事を視さしむ、老を以て固辭す。

三司使金元祥、前賛成趙珣を海島に杖流す。

其の藩王に貳するを以て、故に並に巡軍に下し其家を没し海島に杖流す、幾くならずして之を赦す、時に上王は王及び群臣に戒諭し、凡そ交も王及び藩王の間に搆ふ者は一切原免し追罪する勿らしむ、故に權漢功柳清臣等の如きも皆な罪を免さるを得て爵祿故の如し、幾くならずして王は教を下して曰く、君の祿を食みて其心を二にするは人臣に非ざる也、其の上書して藩王を立てんことを請へる者は皆な俸祿を停むと、既にして又た名を署して省に書を呈せる者を查出し皆な官を罷めしむ。

按するに、古より讒賊の徒は利を見て義を忘れ、黑白を變亂し、人の國を覆へし人の

家を亡ぼすに至らざれば其意厭かず、王の藩王に困むに方つてや、凡そ書を呈して請訴せる者は皆な亂逆の徒也、王の位に復するや僅に其支黨數人を流し、柳清臣權漢功等廢立の議を主張せる者の如きは、晏然として自ら保つ、則ち惡を爲す者何の懲懼する所ならんや、小人なる者は蔓草の如く薪火の如し、其原を絶たざれば、則ち必ず枝蔓延蕪して終に斬伐燒燂するに至り而して後ち已む、今や忠宣は、忠肅と嵩とをして鬪墻の變無からしめんと欲し、而して奸賊の黨を縱捨し根蟠孽芽せしめ、畧ぼ畏忌する所無からしむ、其計ごと亦た疎ならずや、其後ち利を嗜み倖を希ふの徒日に衆く月に盛に、新を圖り舊に吠わ反覆潜搆し、以て德興崔滯に至つて極まれり焉、此れ忠宣忠肅が惡を除くに本を以てせざるの致に非ざるは無き也。

三月、京城大火す。

乙巳、鶯溪里の百餘家火け、丁未、地藏坊の三百餘戸火け、己酉、槐洞里の火は風無くして自ら熾に、人物多く死す、人之を天火と謂ふ。

夏四月、雨雪し、人凍死する者有り。

金仁沈を以て知申事と爲し、慶斯萬を右代言と爲す。

其の書を呈して王を還さんことを請ふを賞す也。

朴仁幹を以て密直使と爲し、張元祉を副使と爲す。

上王に吐蕃に従へるを賞す也、並に功臣の號を賜ふ。

五月、僉議賛成事致仕閔宗儒卒す。

宗儒は令諱の玄孫也、天資莊重に典故に明識し、吏幹に優れ宗族に篤く、妄に交遊せず干謁を事とせず、公より退けば便ち門を杜ぢ客を謝し、庭宇を灑掃し淨如たり、權漢功の省に呈する書に署するを督すや、能く抗義斥絶せり、晩年頗る花卉聲伎を以て自ら娛む、忠順と諡す。

林仲沈を以て僉議賛成事と爲し、元善之を知密直司事と爲す。

仲沈は嬖幸を以て進み、權を貪り賂を納る、善之は卿之子也、王の留めらるゝや、國人は分曹流言する者多し、善之は正を守りて撓まず、士論之れを多とす。

秋八月、王、魏王阿木哥の女金童公主を娶る。

上王は知密直韓渥、元善之、知申事金仁沈官を罷む。

渥は王に従ひて元に在り、藩王は王を構へて百端す、渥は奇謀を以て王を禍より脱せり善之、仁沈等皆な功勞有り、是に至り上王は鬻黨の言を偏聽し、渥等は交も兩間に構と疑ひ、故に之を罷む。

冬十二月、僉議政丞崔有滄は元に如く。

有滄は元に知正を賀す、時に元は復た省を本國に立てんと欲し、且つ世祿奴婢の法を革罷せんと欲す、有滄は中書省に詣り之を止めんことを力請す、金怡、崔誠之、李齊賢等も亦た都堂に上書し行省を立る勿らんことを請ふ、是に於て省を立るの議乃ち寢む、有滄の還るに及び、國人は手を舉げ額に加へ泣いて曰く、我三韓を存する者は崔侍也と。

「乙丑」十二年○元泰定二年。

春正月、王、元に在り、僉議評理鄭僖卒す。

僖は草溪の人、倍傑の後也、内外に歴史典し皆聲績有り。

化平府使李晟卒す。

晟は潭陽の人、弱冠にして登第す、仕進を求めず墳典を探討し將に身を終へんとするが若し、耳順に至り左補思を拜す、官を棄て田に歸る、上王の燕邸に在るや、其名を聞き内書舍人を超授し、典部議郎、民部典書、化平府使に累遷す、皆な官を久うせず力辭して閑退す、人と爲り質素にして華無し、少より力學し手に卷を釋かず、至る所學者雲集す、時人之を五經笥と謂ふ。

夏五月、王及び公主元より至る。

王は元に留ること凡そ五年にして還る。

上王燕邸に薨す。

辛酉、上王は元に薨す年五十一、上王は賢を好み惡を嫉む、聰明強記凡そ事一度耳目に經れば終身忘れず、毎に儒臣を引き古今を商確し、興亡邪正に至り尤も眷々として意を致す、然れども言行多く過舉有り、後ち元より諡を忠宣と賜ふ、陵を德陵と曰ふ

六月、三司使趙珣卒す。

珣は一名は延壽、門戸貴盛なり、勢に乗じ氣を使ひ、財を貪り色を好む、時議之を鄙む。

秋七月、雞林府院君王煦等は上王の梓宮を奉じて元より至る。

是より先き王は上王の凶訃を聞き、即ち三司使尹莘傑等を遣し梓宮を奉迎せしむ、癸酉、王煦尹莘傑等は上王の喪を以て元より至る、百官は玄冠素服して殯を淑妃宮に迎へ、王煦は身に衰麻を服すること三年、朔望に私に陵下に奠し身を沒す。

贊成事致仕朴全之卒す、

全之は竹州の人、溫和慈仁、經史に通じ鑑識有り、人に誨へて倦まず人と交りて崖を立てず、文匡と諡す。

八月、王及び公主は漢陽に幸す。

龍幕を龍山の高阜、海を望む處に張り之に御す。

冬十月、大赦す、公主の彌月を以て也。

公主龍山の行宮に薨す。

公主は行宮に在りて子を生まむ、丁酉、遂に薨す年十八、使を遣し喪を元に告ぐ、元も亦た使を遣し來り吊す、後ち曹國長公主に追封さる、

十一月、王漢陽より至る、司憲持平金開物は病を謝し免ぜらる。

開物は匪の子也、少より忠宣に重んぜらる、幾くならずして佞倖の讒する所と爲り、海島に杖流さる、開物は困蹶に遭ふと雖、之に處して怡然たり、然れども放逐に至るに及びて詩酒自ら樂むこと殆ど十五年、復た仕宿の意無し、時に王は庶政を新にせんことを圖り、開物を司憲持平に拜し、強て事を視さしむ、士林望みを屬す、時に蠻人王三錫なる者有り、王に寵せられ稱して師傅と爲し、官を賣り獄を覯ぐ、三錫の妻兄張世は人の馬を奪ふ、憲司は之を捕繫し闕に詣り罪を請ふ、三錫は中より達せず、杖を以て開物を撃ち擅に世を釋す、開物復た諸同僚と與に闕に詣り之を論ず、王は三錫の言を先入し、怒つて事を啓す者を歐つ、是に於て憲司は門を閉ぢて事を視ず、王、近臣を遣し開物等を諭して曰く、德陵の事畢るを待ちて當に三錫の罪を治す可し、卿等宜く事を視る可しと、開物竟に病を移して出でず、時人咸其去るを惜む、幾くなら

ずして開物は病んで卒す、開物は人と爲り剛正、人と交り一に信を以てす、詩文文字畫俱に家法有り。

德陵に葬る、公主の喪龍山より至る。

李齊賢を以て政堂文學と爲し、功臣の號を賜ひ、尋で金海君に封す。

「丙寅」十三年○元泰定三年。

春、驪興君閔漬卒す。

漬は驪興の人、令護の後也稍や文藻有り、而も俗習多く心術正しからず、内人に諂事す、且つ性理の學を知らず、朱子が昭穆の義を以て非と爲すに至る、所見の偏なる此に類す、又た權漢功等が呈書の議に參す、文仁と諡す。

秋七月、賛成事金恰等に功臣の號を賜ふ。

柳清臣等の省を本國に立てんことを請ふや、怡等周旋して其議を寢む、是に於て功を策し、怡及び全英甫等九人を以て一等と爲す。

「丁卯」十四年○元泰定四年。

夏五月、僉議中賛金怡卒す、

怡は福州春陽の人、生れて魁梧早く大志有り、性豁達にして長者の風有り、久く忠宣に従ひ負綫の勞有り、終始一節たり、匡定と諡す。

冬十一月、政丞尹碩等に功臣の號を賜ふ。

王の讒せられて元に留るや、碩等は終始貳せず輔佐する所多き故を以て、是に於て碩及び金深韓渥元忠全英甫李恭孫琦李兆年等數十人に功臣の號を賜ふ。

〔戊辰〕十五年○元天歷元年。

春二月、世子禎を遣し元に如き宿衛す。

夏四月、鄭方吉を以て僉議政丞と爲し、姜融林冲沈全英甫を並に賛成事と爲す。

四人は皆な近幸を以て驟に進む。

元は化平君金深の女を封じて后と爲す。

深の女は前に仁宗の偏妃と爲る、是に至り封じて后と爲す。

王、西海道に攻す、秋七月、元の使平章事買驢等來る。

柳清臣、吳祚等は復た中書省に詣り誣訴すらく、王は盲聾暗啞して政事を視ずと、又た訴ふ、王は藩王嵩が世子の印、忠宣賜ふ所の嵩の田里及び清臣祚等百四十餘人の田宅を奪はんことを謀ると、元乃ち平章事買驢等を遣し來り問ふ、嵩清臣等の黨多く之に従ひ來る、買驢意へらく王は實に癡疾なりと、經ちに王宮に詣り詔を宣し詰問す、王對辨するに叙有り禮容嚴肅たり、買驢乃ち曰く、帝が臣に命じ來らしむる所以の者は、王の疾を察する也、今見る所を以てするに、向きの訴は皆な誣也と、是に於て嵩の黨皆懼れ敢て言はず、是より先き上國の使价絡繹し來るも、王皆な接見せず、使皆陵辱され、宰相は擅に威福を作し多く賄賂を納れ、淹留する累月、買驢は並に督して還らしむ、買驢の辭して還るや、王之に金銀段布を餽る、皆受けず。

政丞尹碩を巡軍獄に下し之を杖す。

碩は性急に數ば嬖人を罵る、嬖人多く之を怨む碩嘗て賛成事林仲沆と違言有り、馬策を以て之を扶つ、嬖人は王に訴ふ、王怒り碩を巡軍に下し之を杖つ。

按するに、碩等は儉小也、之を扶ち之を杖つも未だ不可と爲さず、但だ王は輔相の位を蔑し匪人をして之に居り衣冠するに至らしめ、而して宰衡を相扶扑し巡軍に杖ち、名器益々す軽くして士大夫の廉耻地を掃つて盡く矣。

八月、樂安君金之謙を貶し、判事金干鎰を流す。

二人は嘗て元に訴へて王は盲聾暗啞すと言ふが故也、又た藩王の黨を治して趙湜金温等を流す。

冬十月、地震ふ、十一月又震ふ。

「己巳」十六年〇元天歷二年。

春五月、王、平州に在り。

去年八月より王出で自ら天神山下に屋を構は以て居り、虞人を招集し官を拜せしめ厚く賞し、遊田に耽り、支費浩繁なり。

三月、密直使金丞用卒す。

丞用は方慶の孫也、廉を以て稱せらる。

夏五月、中外に酒を釀すを禁す。

早を以ての故也、國制に凡そ早蝗有れば例して酒を禁す。

六月、柳清臣は元に死す。

清臣は高興府部曲の吏也、不學無識、機變有り勢を恃み權を弄す、吳祜と與に藩王に傾附し詭謀百端す、王の位に復するに及び二人懼れ敢て還らず、清臣は燕に留ること九年にして死す。

秋七月、僉議政丞致仕尹璫卒す、文顯と諡す。

九月、賛成事安于器卒す、于器は廉幹を以て稱せらる、元の使舍人完者來る。

完者來りて即位の詔を頒つ、王病んで出で迎わす心に疑懼す、密直金之境は王に白して曰く、完者は其族人の本國に在る者に官せんと欲するに似たりと、王乃ち之鏡等に命じ餘注を掌らしむ、内臣申時用は政房に至り之を罵る、鏡曰く今日の除授は使臣の爲にす也、爾が輩奚んぞ獨り爵を擧ぎ、而して吾か子孫に官せざると、又た庭に在る

喪職の者を顧て曰く、若等は錢無し又た怨をか怨みんやと、是に於て官を求むる者雲集す、之鏡等支ゆる能はず夜る村舎に匿れ注擬し、批既に成る、密直李仁吉等擅に其第及び批目を改め、事を用る者争つて相塗抹し朱墨を竄定し、辨す可らざるに至る、時人之を黒冊政事と謂ふ。

冬十月、使を遣し元に如く。

即位を賀し、且つ位を世子禎に傳へんことを請ふ。

「庚午」十七年〇元至順元年。

春二月、元、世子禎を冊して王と爲し、使を遣し國王の印を收む。

是より先き王は位を世子に傳てへんことを請ふ、元之を許す、時に世子は元在り、遂に命じて王と爲し使を遣し、來つて國王の印章を取る、世子既に位に即き、機務を嬖臣裴佺等に委ね日に内豎と角力戯を爲す、起居注李湛諫めて曰く、君の擧は慎まざる可らず、一動一靜も左右之れを書すと、王曰く書する者は誰歟、湛曰く史臣の職也と王曰く、我が過失を書す者は皆な書生也と、王の性本と儒を好まず、是に由り益々す

之を惡む。

元、政亟致仕金台鉉を以て權征東行省事とす。

時に王は元在り、故に元は台鉉を以て權に省事を行はしむ、元の使既に還る、上王は台鉉を囚し行省の印を收む、是に於て台鉉は家を挈へ東して金剛山に遊ぶ、蓋し遠嫌する也、幾くならずして新王は使を遣し宰相駟を責め、台鉉を召して復た省事を署せしむ。

知印房を置く。

新王は知印房を置く、是に於て右尹伊之賢、起居注李湛、正郎李君佺等を以て其任に充つ。

三月、王、關西王焦八の女德寧公主を娶る。

夏四月、金深を以て僉議中賛と爲し、任子松、元忠を賛成事と爲す。

六月、寢園に事有り。

忠宣王を祔す也、仁宗の主を遷して康宗主を東夾室に權安す、是の祭や衆人は廟庭に

闖入し典物を争ひ奪つて去る、法司禁する能はず、凡そ事を行ひ皆な儀の如くならず日昏れ乃ち罷む、初め典理佐郎趙廉言ふ、本國昭穆の序は古制に乖く有り、宜く太祖を以て中室に居き、高宗を第一昭と爲し、元宗を第一穆と爲し、忠烈を第二昭と爲し忠宣を第二穆と爲し、惠宗明宗は東夾室に居くこと、周制に武王を東北夾室に居くの例の如くし、顯宗康宗は西夾室に居くこと、周制に文王を西北夾室に居くの例の如くせん、是の如くせば則ち惠顯の二主は東西に分居し、不遷の位と爲り、明康父子も亦た東西に分居し、假安の位と爲り、禮に於て便に昭穆の序も亦た古制に合ふと、從はず。

賛成事致仕光陽君崔誠之卒す。

誠之は甫淳の後也、久く忠宣に元に從ひ頗る事を用ゆ、忠肅の留めらるゝや、藩王の黨は國家の得失を疏し將に朝廷に言はんとし、誠之に逼りて名を署せしむ、誠之厲聲して曰く、吾れ位に宰相に備はる、乃ち相脅さんと欲する耶と、衆乃ち沮む、幾くならずして上書して退を乞ひ、聲妓を畜へ賓客に接し清談雅笑し人間の事を問はず、卒す。

するに及び文簡と諡す、性剛直にして妄りに語らず、詩文書法世の推す所と爲る、尤も陰陽推歩法に遷し、嘗て元に在りて曆家授時の術を得、東還し其學を傳ふ、今に至る道用す。

秋七月、上王は元に如き、王及び公主は元より至る。

時に上王は將に元に如かんとし、王と黃州に遇ふ、王は道上に胡跪して迎ね謁す、上王は責めて曰く、汝の父母は皆高麗也、汝何ぞ我に見ね胡禮を行ふやと、訓誠嚴厲なり、王涕泣して出づ、丙午、王及び公主開京に至る。

八月、赦す、冬十月、檢校政丞金台鉉卒す。

台鉉は光州の人、風儀端雅に少より操行有り、性廉直に言動禮に循ふ、晝に臥せず暑に袒せず、人を待つに和を以てし、母に事へて孝に子弟を教ゆるに方有り、妄に交遊せず亦た仇怨する者無し。少にして孤なり、儕輩と與に業を先進の家に受く、先進之れを奇愛し屢ば引て内に入れ之に餉す家に女有り新に寡し、稍や詩を解す、一日窓隙より詩を以て之を投じて曰く、馬上誰家白面生、邇來三月不知名、如今始識金台鉉、

細眼長眉暗入情と、台鉉は此より絶わて往かず、三朝に歴事し進退義を以てし、煩劇に處し裁決精敏なり、人其の明に服す、典故に諳諫し、國に大疑有る毎に必ず咨ひて決す焉。

王、海安に敗す、十一月地震ふ、十二月、韓宗愈を以て密直提學と爲し、李兆年を司憲掌令と爲す。

文正と諡す兆年は前に忠烈に従ひて元に如く、會ま王宋之の交構に値ひ、從臣皆な避け匿る、惟だ兆年は自ら恃みて他無く、王の左右に侍し進退惟れ謹む、忠宣の即位するや郷里に竄歸すること十三年、未だ嘗て一たびも言を出し其の罪に非ざるを訴へず、上王の元に留めらるゝに及び、在朝の臣は多く反覆を懐く獨り兆年は發憤して宗愈と與にと如さ、中書省に上書し王の冤を訟ふ、時議之れを多す、其後ち遂に宗愈と俱に進用せらる、宗愛は漢陽の人、亦た時に重望有り。

王、見州に幸し德妃に謁す。

是より先き上王は讒を以て德妃洪氏を見州(今洪州)に黜く、是に至り王往きて謁す焉

麗史提綱卷之十七 終

麗史提綱卷之十八

忠惠王前紀

名は禎、忠肅の長子

「辛未」元年○元至順二年。

春正月、王、江陰に獵す、地震ふ。

二月、韓渥を以て僉議中贊と爲す、王、海州に獵す。

夏四月、王、延福亭に幸し、水戲擊毬を觀る。

是より遊田し、水戲擊毬を觀虛月無し。

秋七月、僉議中贊大寧君崔有滄卒す。

有滄は少より恬退し名數を求めず、忠直を以て罪を得、是に至り卒す年九十三、四朝に歷仕し國の元老と爲り、朝野重きを倚す忠憲と諡す。

八月、畿田の賜給田を罷む。

賜給田を罷めて以て祿科に充て、又た五道に鹽場別監を置く、尋で之を罷む。

尹碩を以て僉議中贊と爲し、朴連を典理判書と爲す。

連は母の喪に居り妻を娶る、王知るも之を咎めず。

冬十一月朔、日食す。

忠肅王後紀

〔壬申〕後元年○元至順三年。

春正月、上王は元に在り位に復す、元は前王の入朝を徵す。

王、位を襲ぎてあり以來、群小に狎昵し遊戲度無し、而して時に上王は元に在り、父子の間頗る交構の豊有り、又た元に流言する者曰く、王は將に朝命に順はざらんとすと、是に於て上王に命じて位に復さしめ、郎中蔣伯祥等を遣し來つて詔を傳へ、王の璽綬を收め諸府庫を封じ、伯祥を以て征東省の事を攝せしめ、且つ王の入朝を徵す、是に於て王及び左右皆な色を失ふ。

二月、前王元に如く。

初め前王の世子と爲り入朝するや、元の丞順燕帖木兒は之を見て大に悦び、視ること猶ほ已の子の如し、上王の位を辭するに因り、奏請して封を襲がしむ、時に太保伯顔は燕帖木兒が權を専らにするを惡み王を待つに禮せず、上王の位に復するに及び燕帖木兒は已に死し、伯顔の前王を待つこと益々薄し。

王、閔祥正を遣し、政丞尹碩等を巡軍獄に下す。

王、知密直閔祥正、趙炎輝等を遣し、前王の嬖倖政丞尹碩、宰相孫琦、金之鏡、襄佺朴連、李君佺十餘人を獄に下し、蔣伯祥は又た宰相權適等十餘人を囚す、亦た皆な前

王の嬖倖也、伯祥は尹碩等を鞠し群小と與に政を亂り、前王に勸めて上國に反くを謀り、王父子を交構せの罪を以てす、是に於て碩の之彪及び其黨孫琦林仲沈尹桓權適李君核金天佑盧英瑞等數十を海島に流す、金之鏡は獄中に瘦死す。

夏五月、元は使を遣し閔祥正趙炎輝を行省に囚し、尹碩等を釋し、蔣伯祥を執へ以て歸る。

時に尹碩の黨に冤を元に訴ふ者有り、元使を遣し來つて祥正等を囚し、尹碩孫琦等を放つ、時に蔣伯祥は使を奉じて本國に在り多く威福を作し貨賂に黷る、國人之を怨む百官は書を以て伯祥を使臣に訴ふ、使臣遂に之を執へ以て歸る。

六月、蔡河中を以て密直使と爲す。

冬十二月、王、元の女伯顔忽都公主を娶る。

後ち府を開きて慶華と曰ふ、是を慶華公主と爲す。

「癸酉」二年〇元元統元年。

春正月、王、元に在り、夏六月、王及び公主元より至る、瀋王嵩は王

に從ひ東還す。

三月、元、本國は倭と境を隣し王の久く京師に留る可らざるを以て、督して國に還らしむ、閏月、王遂に公主と與に京師を發し、四月、臨江に至る、諺王嵩來りて行宮に謁し、遂に王に從ひ東に還り平壤に至り、瀋王と與に遊宴を窮極し留連の樂を爲す、六月戊子、始めて開京に至る。

「甲戌」三年〇元元統二年。

「乙亥」四年〇元至元元年、夏四月、王、海州に獵す、姜融を以て僉議政丞と爲し、蔡河中を賛成事と爲し、曹莘卿等は銓注と掌り、臺官申君平を罷む。

融は本と官奴、河川は賤孽なり而も、同時に相を拜す莘卿は嘗て僧と爲り、風水の術を以て王の嬖倖王三錫梁載等に因りて進むを得、色目人崔老星及び王の左右近習と與に表裏して事を用ひ除拜を任置にす、賂を納れ官を得る者幾百餘人なり、而も王之を覺らず、臺官申君平皆な告身に暑せず、坐して罷めらる、朝野之を惜む、翌日掌令朴

元桂盡く之に署す。

五月、大旱す、三月より兩せず是月に至る。

六月、王、海州より至る、秋八月、王復た海州に幸し、權氏を納れ妃と爲す。

妃は左常侍衡の女、已に人に適く、王の旨を以て婚を絶たしめ之を宮中に納る、是を壽妃と爲す。

九月、忠宣王順妃洪氏卒す、即ち奎の女也。

冬十月、王、海州より至る。

王久く海州に在り、元の使黑厮來ると聞き遂に海州より還り、國清寺に至る、王の性人を厭ひ左右は近くを得ず、忽赤李叙は王の獨り行かんことを慮ひ、其後に従ふ王怒り之を罪す、翌日百官會して賓館に迎へ詔を延き、始めて車駕の先だつて至るを知り驚惶して禮を行ふ、王、人をして之を逐はしめ百官皆な走り匿ぐ、王の人を忌む此の如し。

王復た海州に幸す、閏十二月に至り乃ち還る。

驪興君知密直事閔頤卒す。

頤は宗儒の子也、性敏悟風儀秀雅なり、晩年詩酒を以て自ら娛み、賢を好み士を愛し孤寒晩進を待つに尤も情禮を致す、文順と諡す。

「丙子」五年○元至元二年。

春正月、德妃洪氏を召し還らしむ。

妃は前に姜融金元祥等の讒する所と爲り、勅して田里に歸り、母子の相見るを許さず是に至り乃ち召還さる。

王、海州に幸す、冬十月、王、元に如く。

是より先き元は王の入朝を徵す、而も王は元に入るを欲せず、久く西京に留る、是に至り使臣辛彦卿は元より來り言ふ、漢人盧康忠等十餘人有り王の罪を訴へ、謀つて國王を除かんと欲す、宜く急に入覲す可しと、王遂に西京より元に如き、十二月始めて鴨江を渡る。

十二月、元は前王を遣り還す。

前王は元に在り、日に燕帖木兒の子弟及び回骨の少年輩と酒を飲み讒を爲し、因て一回骨の女を幸し、或は宿衛に上らず、丞相伯顔は益々す之を惡み目して發撥皮と曰ふ撥皮とは俗言豪俠也從臣皆な失望し敢て言はず、李兆年獨り進み諫めて曰く、殿下は天子に事ふ、宜く日に一日を慎む可し、奈何ぞ禮を棄て情を縦にし以て累を速く乎、然れども此れ殿下の過に非ず、殿下は阿保の手に長じ共に遊ぶ所の者多くは無頼の子弟、朴仲仁李仁吉が輩實に之に左右にす、殿下孰れに従つてか正言を聞き正事を見んや、儒者は朴拙と雖皆な能く經史を習ひ廉耻を識る、殿下之を目して沙簡里と爲す、此れ何等の語ぞや、殿下能く佞倖を遠ざけ儒雅に近づかば則ち然らざる可く、天威咫尺其れ嚴ならん乎と、前王は其言に堪る能はずして墻を踰れて走り、終に梭改せず伯顔は元主に言つて曰く、王禎は素と行無し、恐らくは宿衛に累せん、宜く乃父の所に送りて義方を教ねしむ可しと。

〔丁丑〕六年〇元至元三年。

春正月、王、元に在り、二月、杞城君尹莘傑卒す。

莘傑は慶州杞溪の人、人と爲り嚴重訥言、兩朝に歴史し久く銓選を典り、私を以て之を整重せず、時に長者と稱せらる、莊明と諡す。

夏五月、賛成事元忠卒す。

忠の性は端懿にして城府無し、學ばずと雖善く事に處す。

元は兵器を私藏し百官の騎馬を禁ず。

元勅す、漢南高麗人は軍器を虚藏し弓箭を執把するを得ず、官員の馬匹を存留する外其餘は盡く拘刷を行へど、是に於て百官皆な事を視ず、征東省は、世祖が土風を改めざれとの詔に據りて、百官の騎馬を奏請す、冬十二月に至り始めて許し、兵器を收むる勿く百官騎馬す。

秋七月、彗星天市垣に見ゆ。

是より先き五月寅、寅彗始めて見ゆ、長さ丈餘、天船北より王良閣道に至る、六月庚午朔、良方に見ゆ、癸未に紫微の西藩華蓋旬に見ゆ北極に東す、七月癸巳、紫微の東

藩に見え、庚午に天市垣に見え、凡そ四十日にして乃ち滅す。

八月、前王東郊に獵す。

前王に群小と與に數ば遊獵し、又た微行を好み、人の擊傷する所と爲るに至る。

九月、延昌君朴孝修卒す、孝修は清白を以て幸名有り、冬十月、地震ふ、十二月、王、元より還る。

〔戊寅〕七年○秋元至元四年。

夏六月、地大に震ふ、秋七月、大風木を抜き禾を偃す。

元、使を遣し童女を求む。

時に國家屢ば童女を元に献じ、元も亦連年之を求め、使を奉じて本國に來るに至り、私に婚嫁を請ふ者數ふるに勝ゆ可らず、本國韓山の人李穀は制科に中り元に仕へ、御史臺に言ひ童女を求むることを罷めんことを請ひ、代つて疏を作つて曰く、古の聖王が其天下を治むるや、一視して同仁し、人力至る所文軌必ず同じと雖、而も其風土の宜き所人情の尙ふ所は、則ち必ず之を變せず、以爲へらく四方荒微に風俗各の異なる、苟も之

を中國に同うせしめば、則ち情は順ならずして勢ひ行はれざる也と、高麗は本と海外に在り別に一國を作す、苟も中國の有に非ず、聖人貌然として與に相通せず、唐太宗の威徳を以てして、再舉之を伐つも功無くして還る、國朝肇めて興り、首先して臣服し、勳を王室に著く、世祖皇帝は公主を釐降し、詔を賜ひ獎諭して曰く、衣冠典禮は祖風を墜す無れど、故に其俗は今に至るも變せず、方今天下に君臣有り民社有るは惟だ三韓のみ、高麗の計を爲す者は、當に明詔を欽承し祖が行小攸に率ひ、政教を修明し朝聘時を以てし、國と與に咸休して可也、而るに乃ち其婦寺の流をして中國に根據する寔に繁からしめ、徒に恩を恃み寵を恃み反つて本國を撓ます有り、内旨を冒干し争つて傳を馳する有るに至り、遽歳に童女を取り絡繹として輩來す、夫れ人の女を取り以て上に媚び已の利と爲す、此れ高麗自ら之を取ると雖、既に旨有りと稱す、豈に國朝の累たらざらんや、夫れ人の子を生むや、之を鞠し之を育し、將に以て其反哺を望まんとする也、尊卑の別華夷の間無く、其天性たる一也、抑も彼の風俗は、寧ろ男をして異居せしむるに、女は則ち出さず、秦の贅婿たるか若く然り、凡そ父母を養ふ者は女の尸有り焉、故に其生るくや恩斯れ勤め、斯れ日夜に其長じ以て能く奉養有らんこ

ことを望む、而るに一朝之れを懐抱の中より奪ひ、之を四十里外に送り、足一たび門を出れば終身反らず、其情たる何如ぞや、今高麗の婦女、后妃の列に在り王候の貴に配し而して公卿大臣多く高麗の外甥より出る者、此れ其本國王族及び閭閻豪貴の家特に詔旨を蒙り或は情願して自ら來り、且つ媒聘の禮有り焉、固り常に非ず、而るに利を好む、者は援ひて以て例と爲す、凡そ今ま其國に使用する者は、皆な妻妾を欲し、但に童女を取る而已に非ず、側に聞く高麗の人女を生む者は即ち之を秘し、惟だ密ならざるを慮る、比隣と雖見るを得ず、使臣の中國より至る毎に、便ち色を失ひ相顧みて曰く、胡爲れぞ來れるや、童女を取る者に非ず耶、妻妾を取る者に非ず耶と、已にして軍吏は四出して家々に搜り戸々に捫り、若し或は之を匿せば、則ち其隣里を繫累し其親族を縛束し、鞭捶困苦せしめて後ち已む、一たび使臣に遇へは國中騒然として鶏犬と雖寧んずることを得ず焉、其の聚めて之を選ぶに及べば、妍醜同じからず、或は其使臣に啗はして其慾を飽かせば、美と雖之を舍て他に求め、一女を取る毎に數百家を閲し、惟だ使臣に之れ聽くを爲し、或は敢て違ふ莫し、何となれば旨有りと稱すれば也、此の如き者歲に再びす焉、或は一たびす焉、間歲す焉、其數多き四五十に至り

既に其選に在れば、則ち父母宗族相聚りて哭泣し、日夜に聲を絶たず、國門に送るに及び、衣を牽き頓仆し、道を攔り呼號し、悲痛憤懣し井に投じて死する者有り、自ら縊る者有り、憂愁絶倒する者有り、血泣して明を喪ふ者有り、此の如き類彈記す可らず、其娶りて妻妾と爲す者は、此の若くならずと雖、其情に逆ひ其怨を取るは、則ち同じからざるは無き也、書に曰く、匹夫匹婦も自ら盡すを獲ざれば民主は與に厥の功を成す罔しと、恭く惟るに、國朝徳化の及ぶ所萬物咸な遂ぐ、高麗の人獨り何の罪有りて而も此苦を受る乎、昔し東海に怨婦有り三年大旱す、今や高麗に幾冤婦有る乎、比年其國は水旱相仍り、民の飢孳する者甚だ衆し、豈に其怨歎の能く和氣を傷る乎、今ま堂々たる天朝を以てして、豈に後庭に足らずして、而して必ず之を外國に取らん乎、恩を朝夕に承くと雖、猶ほ父母郷黨を懷ふは人の至情也、而るを乃ち之を宮掖に置き、期を愆く虚く老ひしめ、時に或は之を出して之に寺人に歸し、終に孕む者無き十に五六、其怨氣の和を傷る又何如ぞや、伏して願くは德音を渙發し、條禁を明示して其後を絶たば望むらくは怨を消し和を致し萬物育ち、幸甚に勝わすと、元主之を納る。

閏八月、賛成事安文凱卒す。

曹頤を以て僉議左政丞と爲し、洪彬を賛成事と爲す。

彬は王の藩王と相持して元に留めらるゝに當つてや、王の爲めに其死力を出して其屈を訴へ、而して而を別白す、此に由り遂に大用を得。

〔己〕卯八年○元至元五年。

春三月、王薨す、前王位に即く。

癸未、王は寢に薨す、遺命し前王位を襲ぐ、王は位に在ること前後二十五年壽四十六後ち元は諡忠肅を贈る、陵を毅陵と曰ふ、前王遂に位に即く。

史臣曰く、烈宣肅惠より四代を歴、父子相夷ぎ之と天子の朝に訟に至り、笑を天下後世に貽す、且つ父子は天性の親、孝は百行の先にして、而して政事の本也、本既に失ふ焉、其他は觀るに足る者無し、忠肅の晩年、國事を遺棄し郊外に出て舍り、朴青等三豎に信任し威福は下に移り、若くは孫、皆な凶天に罹けり、歎するに勝ゆ可けんや王、評理李揆等を遣し元に如き、位を襲がんことを求む、太史伯顔は寢めて奏さす、

藩王嵩は元に如く。

且つ言ふ。王嵩は本と好人に非ず、且つ疾有り宜く死す可し矣、撥皮は嫡長と雖亦た必ず復た王と爲らず、唯だ嵩は王と爲る可しと、揆等は百計して之を請ふも竟に得ず

忠肅既に薨じ、嵩復た元に如き、平壤に留り陰に曹頤と與に謀る、嵩の臣朴全は平壤より來り詐りて言ふ、嵩は既に國王と爲れりと、王、鷹坊忽赤六十餘騎を平壤に遣し止めんと欲す、嵩及ばずして還る。

夏五月、地震ふ、曹益清を貶し涼州安撫使と爲す。

是より先き忠肅は元に留り位を王に傳ふや、倅臣鄭方吉等は交も王父子を構ふ、忠肅怒りて元に訴へんと欲す、元益清は父子の義を力陳す、忠肅之れを納る、後ち代言尹桓と與に王が押する所の惡少輩宋八郎洪莊等を去らんことを謀り、之を囚す、莊等深く之を衝み、是に至り益清を讒し之を貶し、桓を漆原郡に放つ。

六月、熒惑南斗に入る、判三司事金元祥死す。

宰相權溥等は中書省に上書し、王の位を襲かんことを請ふ、元從はず。

其後ち又使を遣し之を請ふ、丞相伯顔皆受けず。

毅陵に葬る、秋八月、王、慶華公主に逼り烝す。

是より先き王は其庶母壽妃權氏を烝し、又た其舅三司使洪戎か妻黃氏を淫し、是に至り王は再び公主を永安宮に宴す、公主と亦た王を邀へて宴し、酒罷み王は伴り酔ふて出でず、暮に公主の臥内に入る、公主驚き起つ、王は悪少宋明理等をして扶擁せしめ、逼つて烝す焉、公主之を耻ぢ翌日元に還らんと欲し馬を買ふ、王、群小輩をして馬市を禁せしめ、買ふことを得ざらしむ、凡そ左右諸臣の妻妾にして姿色有る者は、嬖倖群小をして往き之を奪はしむ。

崔氏溥曰く、忠惠の荒淫無道たる多く責るに足らず、聚麀を以て常事と爲すに至り、醜づ可きの甚き道ふ可らざる也。

政丞曹頤亂を作し、王宮を圍み、兵敗れ誅に伏す。

王既に公主に逼り烝す、曹頤は病と稱して出でず、公主は頤を召し具さに暴せられし状を道ふ、頤は洪彬及び省官等と與に聲言し、群小を逐ひ而して陰に藩王の地を爲し

國王の印を取りて永安宮に置き、前軍簿總郎柳衍、左補思李達衷、檢閱金得培等をして之を守らしむ、士大夫は申伯黃謙王伯趙廉趙炎輝等の如き多く頤に歸す、會々金注莊なる者有り元より來り言ふ、帝已に王の位を襲ぐを許せりと云ふ、頤の黨之を聞き稍々逃げ去る、王遂に頤が罪を榜論し、前判書李兆年をして百官を召さしめ、能く逆を棄て正に歸する者有らば其罪を宥さんと、頤は之を聞きて曰く、我れ政丞と爲り王か荒淫度無きを見、若し朝廷に聞せざれば罪は我が身に在り、王、我を殺さんと欲すと雖我れ懼れず焉と、遂に洪彬申伯等千餘人と與に軍千餘人を點じ、紅銷を剪り衣に貼りて識と爲し、夜る五鼓に進んで王宮を襲ふ、頤の黨は王を射て肩に中つ、已にして頤の兵は王卒の敗る所と爲る、頤走りて公主の殿に入る、王卒追ふて入り射て之を殺し、巡軍の南橋に尸し、其黨を巡軍に下し、獨り洪彬を宥す、府官は皆な嚴治せんと欲す、頤の黨金倫獨り曰く、此輩は頤に註誤さる何ぞ深く責るに足らん、吾は法を柱げ強て服さしめ以て朝廷を欺くを欲せずと、乃ち其刑を弛む、諸囚感悅し首罪し隠す無し。

冬十一月、元は斷事官頭麟等を遣し、王及び宰相洪彬等を執へ以て歸る。

曹頤の黨は元に訴ふ、元は斷事官頭麟を遣し、來つて王に印綬を授く、既にして王及び宰相洪彬等を執へ以て歸る、金倫金仲沈等従ひ行く。

十二月、慶華公主は金之謙に權征東省事を命ず。

慶華公主又た贊成事鄭天起を行省に囚す、德寧公主は天起を放ち之を宮中に匿す。

忠惠王後紀

「庚辰」後元年○元至元六年。

春正月、元は王び宰相金倫、洪彬、金仁沈、韓宗愈等を刑部に囚す。

王既に元に至るや、元は王を刑部に下し、又た倫彬仁沈宗愈等十餘人を囚し、五府官に令して之を雜問せしむ、頤の黨多くは利口にして、王は自ら事と明す能はず將に危殆ならんとす、金倫は折るに片言を以てし辭理簡直なり、五府官皆な容を改め、之を

目して白鬚宰相と爲す、洪彬曰く、頤は王の奴也、奴にして其主を戕はんと欲す、王法の赦さるる所なり、王の罪は當に未減に従ふ可し、彬は先生の遺命を以て權に省事を行ひ、邦憲に事ふ者、彬實に之に當らんと、辭氣慷慨なり人皆な彬の爲めに之を危ふむ、彬曰く、吾王の子吾れ直さずんば、何を以て先王に地下に見ねんやと。

順天君蔡洪哲卒す。

洪哲は平康の人、人と爲り文章技藝に精巧に、皆其の能を盡す、然れども性頗る貪婪藩王に黨附す。

二月、彗星太微に見ゆ、元、王の囚を釋し、王、位に復す。

丞相伯顔は王を惡み、必ず之を危うせんと欲す、群臣敢て言ふ莫し、李兆年慷慨發憤し李齊賢に謂つて曰く、吾れ丞相の前に面訴せんと欲す、其意回す可し、戟を列し門を守り其關を叫ばす莫れ幸に其の出で、城南に田するを聞く、吾れ當に道左に上書し首を馬蹄下に碎き、以て吾君を明らむ可し、吾れ其筆を把つて吾書を書せと、夜る起き沐浴し雞鳴將に行かんとす、伯顔適ま是日を以て敗書し上るを果さず、然れども

聞く者悚然たらざるは莫く曰く、李公の膽は身よりも大なりと、丞相脱は帝に言ひ王の囚を釋し其位に復さしむ。

夏四月、壽妃權氏卒す、韓渥を以て右政丞と爲し、尹碩を左政丞と爲す。

王、元より還る、元、宮人奇氏を封じて第二皇后と爲す。

奇氏は幸州（今高陽）の人、故摠郎子敖の女也、選ばれて元に入り太子を生む、遂に封じて后と爲す。

李兆年を以て政堂文學星山君と爲す、前成均大司成崔滄卒す。

滄は雞林の人、登第の後又た元朝の制科に擢んず、才奇に志高く、書を読み文辭を爲るに師友に資らず、超然として自得す、異端に惑はず俗習に溺れず、而して務めて古人に合す、伺候を喜ばず才を恃み物に傲り、放蕩敢言す、已に異なる者は益々す悦ばずして之を排す、故に卒に大用されず、自ら拙翁と號し、峴山隱者傳を著し以て自ら其志を見る。

知密直司崔安道死す。

安道は内僚を以て忠宣忠肅の寵する所と爲り、中に居り事を用ひ、官を賣り政を亂る僉議政丞韓渥卒す。

渥は性勤慎にして器局有り、事毎に三思して行ふ、後ち忠惠廟に配享さる。

「辛巳」二年○元至正元年。

春二月、宦者高龍普を以て三重大匡完山君と爲す。

龍善は本國の人、元に入り寵有り資政院使と爲る、故に王は君に封じ以て之を寵す。

三月、王、權漢功の貳室康氏を殺す。

王、漢功の貳室康氏が美なるを聞き、護軍朴尹刺赤を使はし之を宮中に納る、尹刺赤は先だつて私す焉、事覺れ王怒り皆な之を撲殺す、王の性遊俠を好み酒に耽り、荒淫度無し、人の妻妾の美なるを聞けば、親疎貴賤と無く皆之を納れ、後宮幾んど百餘人に至る。

夏五月、元、王の弟江陵大君祺の入朝を徵す。

祺は王の母弟也、令聞有り時人屬望す、是に至り元に入り侍す、蔡河中朴仁幹等從ひ行く。

秋八月、王、東郊に獵す。

王、日に遊獵を以て事と爲し、從者病苦す。

九月、李凌幹を以て僉議政丞と爲す。

凌幹は久く忠宣に従ひ多く勳勞有り、金怡等と與に省を本國に立る勿らんことを請ひ亦た力有り焉。

冬十二月、星山君李兆年致仕し郷に還る。

時に王淫縱日に甚し、一日王歩して北宮より雀を松岡に彈つ、兆年は經に進み跪て曰く殿下寧んぞ明夷の時を忘れんや、今や惡少は威を假りて婦女を掠め財貨を攘ひ、民は其生に安んぜず、臣恐る禍の朝夕に在らんことを、此にして恤ひず願つて細娛を玩ぶや殿下老臣の言を用ひて、便佞を去り賢良を用ひ、勵精治を圖り復た慢遊せざれ、則ち老臣死すと雖地下に瞑目せん矣と、因て時弊を極言し且つ曰く臣過つて國恩を蒙り、

位は政堂に至る、臣に於て足る矣、惟だ上の裁する所と、王盛んに怒りて納れず、既にして溫言に謝して之を遣る、兆年は第に歸り歎じて曰く、王年方さに強にして肆なり、吾れ既に老せんと欲す矣、又た援助無くして去らざるば必ず禍に及ばん、且つ數ば諫むるも納れず、責め歸する所有り、今は兆年は既に其美に順ふ能はず、適まて其惡を増すに足る、臣の主を愛する所以に非ざる也、去るに如かずと、明日匹馬して郷に還り、人間の事に交らず、後ち兆年の弟子延慶は王に見ゆ、王曰く、爾が叔は我を辱むと、延慶は老狂を以て對ふ、王乃ち喜び之に米布を賜ふ。

李齊賢曰く、經に曰く、諸候に争臣五人有れば、無道と雖其國を失はずと、公の去るや、若し骨鯁の士繼で之を言ふ者四五輩有らば、岳陽の辱其れ亦た庶くは免れん矣、崔氏溥曰く、忠惠は荒滋甚く復た匡救の理有る無し、宰執臺諫は循默して言はず、獨り兆年は敢言して諱まず君意を回さんことを冀ふ、其忠憤慷慨の心は中に激し言に形はる、眞に古の遺直也、既にして言の行ふ能はず、王の終に爲す有る可らざるを知り則ち決然として勇退し日を終るを俟たず、豈に大雅に所謂る既に明且つ哲、以て其身

を保つ者に非ず乎。

社稷に事有り、享需皆な闕く。

大風木を抜く、王、江陰に獵す、政堂文學朴遠卒す。

遠は金之子也、性仁柔なり、久く政柄を典り頗る簞蓋の誦有り。

「壬午」三年〇元至正二年。

春二月、洪氏を冊して和妃と爲し、宮人林氏を封じて銀川翁主と爲す。

王將に評理洪鐸之の女を納れんとし、先づ冊して和妃と爲し之を私第に置き、便に因て往來す、是より先き王は丹陽君の婢林氏を幸し甚だ之を寵す、是に至り和妃を納る林氏之を妬む、故に封じて翁主と爲し以て其心を慰む。

雞林郡公王煦を遣し元に如き諡を請ふ。

忠宣薨じてより二十年に垂んとし、未だ諡有らず、大行王の薨せるや亦た未だ諡有らず、王煦は建議して元に如き二王の諡を請ふ、國を柄する者助る莫し、煦自ら以て己

が責と爲し、費す所算無し、卒に請を得。

王、江陰に畋す。

王日に荒淫を以て事と爲し、出入節無く問巷之が爲めに騒然たり、又た意を貨財に留め、倉庫を發して鋪市轉賣し紀極有る罔し。

夏六月、海平君尹碩等に功臣の號を賜ふ。

曹頤の亂に功有るを以て也、尹碩蔡河中李陵幹洪彬金永暉任子松金倫金仁沆李齊賢李兆年韓宗愈金永興等五十餘人皆な功臣の號を賜ふ。

元、宦者高龍普を遣し、奇子敖を追封して榮安王と爲し、其妻李氏を封じて榮安夫人と爲す。

奇后既に立ち、遂に子敖を追封し、其母李氏を冊して國夫人と爲し、賜與紀すに勝ゆ可らず、後の兄弟輾轍輸輪等は勢に依り縦恣なり、其親黨と亦た因縁して驕横に、諸奇が服御の奢侈なる東韓以來未だ有らざる所也。

王、洪法寺に幸す。

王、僧の翳仙を見因て長生の訣を問ふ、翳仙對へて曰く、人命は定め有り分に過るの理無し、但だ惡を爲し以て之を促さずと、王又た射場を罷め之を東西大悲院に屬さむ。

秋八月、王、皇后の母李氏を第に宴す。

是より數ば幸し宴を設く。

松岳鳴る。

戊戌夜る松岳鳴る、王怪みて之を問ふ、一内豎有り對へて曰く、傷む無き也、古詩に嵩岳三呼繞殿青の句有りど、王大に悦ぶ。

成均祭酒致仕禹倬卒す。

倬は丹山の人、忠宣の淑妃を忝するや、倬は既に上書して極諫し、遂に退て禮安縣に老ゆ、忠肅は其忠義を嘉し再び召す、起たず、倬は經史に通じ尤も易學に深くト筮して中らざる無し、程傳の初めて東方に來るや、能く知る者無し、倬は門を閉ること月餘參究して乃ち解き生徒に教授し、理學復た行はる、退溪李先生滉曰く、先生の忠義大

節は既に以て天地を動かし山嶽を撼ふに足る、而して經學の明、進退の正は、大に人に過ぐる者有り、則ち後學の師範と爲る、以て百世に廟食す可き者先生に非ずして誰ぞや、先生の學は其れ亦た以て世習の陋を脱去する有り、而して諸門の餘韻を發する者有り矣と。

「癸未」四年〇元至正三年。

春三月、地震ふこと三日、四月五月又震ふ。

王、東郊に幸す。

王、東郊に幸し以て丸を彈ち人を射て戲を爲す、行路の者皆な通ぐ。

初めて職稅船稅を徵す。

是より先き嬖人壽金夫は命を承けて江陵道に往き人蔘を索む、時に蔘貴くして多く得ず、王の己を罪せんことを懼れ擅に職稅を徵し、還つて王に説て曰く、臣、江陵道に於て職有る者退て郷里に去り民を病す頗る衆きを見たり、請ふ職稅を諸道に徵し以て國用に利せんと、代言閔渙之れを贊成す、遂に人を諸道に分遣し職稅を徵し、六品以

上は百五十四、七品以下は百匹、散職は十五匹とす、政丞蔡河中等は其弊を除かんとを請ふ、閔渙は王に勸め、従はず之を徵すること益々急なり、是に於て人は令下るを聞きて、或は家を挈て山に登り、或は舟に乗りて遠く遁ぐ、山澤を焚きて之を索るに至り、禍ひ隣族に及ぶ、一散員の女有り、其父の辱めらるゝを痛み髪を断ちて布を買ふも猶は數に充たず、父及び女皆な縊死す、又た船税を徵す、舟無き者と雖亦た其害を被る、税する所の財帛巨萬に、道途轉運の勞費賈られず、王は淫縱無道と雖、商財計利に至つては毫絲を分析し、常に經營を事とし、人民の田を奪ひ盡く寶興庫に屬す、群小は托附し争つて相進み、計つて以て其好を售る、是に由り舉國騷然たり。

王、宰臣裴佺の第に幸す。

佺は王の侍臣也、時に元に如き未だ還らず、王夜る其第に幸して其妻を奸し、又た惡小宋明理康允忠等十數を以て之か腹心と爲し、閔巷を横行し人の妻妾處女を搜奪し、或は意に稱はざれば撲殺するに至る、嘗て一侍臣の家に宴し、王は鷄鳴を聞きて曰く雞は主人の意を知ると、即ち刀を提げて雞頭を断つ、其狂悖無度なる此に類す。

新宮を三峴に勅す。

王、旗を張り鼓を執り親ら役を督し、群臣に謂つて曰く、今ま宮闕將さに成らんとす實るに奴婢を以てせんと欲す、卿等各の姿色有る一兩婢を献すること如何と、群臣皆な惟命す、是に於て閔渙康允忠等をして其事を主らしめ、廣く豪富家の婢僕を選び奪ふて宮中に入れ、之をして紡績せしむること私家の如し、王は工役の亟かならざるを恐れ、閔渙等を責めて曰く、若し十月の内に手を断たざれば必ず重刑に置かんと、又た榜を懸て曰く、宰相以下財を輸し期に及ばざる者は、布五百匹を徵し海島に分ち配せんと、是に於て晝夜に役を董し、輦材絡繹す、殿宇門戸皆な鍮銅を飾る、又た諸道の銅鐵鑄鼎鑊釜を斂り之を新宮に納れ、民間の農器を括盡して餘す無し。

夏四月朔、日食す、康允成を賛成事と爲す。

五月、前政堂文學星山君致仕李兆年卒す。

兆年は星山の人、短小精悍、志堅確に敢言し、嚴を以て憚らる、入り見ゆる毎に王は履聲を聞き曰く、兆年來れり矣と、左右を屏け容を整し以て俟つ、歷る所聲續有り、

文烈と諡し後ち忠惠王の廟庭に配享さる、退溪先生浼曰く、公は亂世に生れ昏君に身事し、變を歷險を履み而も志操は金石の如く、忠直の風當時を動かし後世に聳ゆ矣と

秋八月、曹益清奇轍等は書を元に呈し、省を本國に立てんことを請ふ。

時に王の度無きこと日に甚し、曹益清奇轍李芸等は元に在りて書の中書省に呈し、王の貪淫不道を極言し、省を本國に立て以て百姓を安んせんことを請ふ。

冬十月、僉議評理致仕尹宣佐卒す。

宣佐は璫の七世の孫也、生れて穎異、七歳にして能く文を屬し早く魁科に擢んで、首として權漢功等の邪議を折り、終始正を守る、平生産業を治せず飲酒を喜ばず、交遊を慎み然諾を重んず、閑居して常に賓に對するか若く、唯だ經史を以て自ら娛み、質疑する者有れば輒ち經に據り以て對へ、詞翰清便なり、學者多く之に歸す。

新宮成る。

丹漆を諸道に徴し、期に後る者は布を收めしむること倍蓰す、吏は縁つて奸を爲し百

姓愁怨す。

元、資政院使高龍普を遣し王に衣酒を賜ふ。

王、龍普と與に遊觀し以て之を樂む、龍普は因て留る焉。

十一月、元、使乃住朶赤等を遣し王を執へ以て歸る。

元の使朶赤等來り、鞍轡を索め且つ赦を煩つと詐る、王は出で迎へざらんと欲す、高龍普曰く、帝は常に王の不敬を謂へり、若し出で迎へずんば帝の疑滋々す甚しと、甲申、王乃ち百官を率ゐ朝服して郊迎し、詔を征東省に聽く、乃住朶赤等は王を蹴り之を縛す、王急呼す、高院使龍普之を叱す、使者皆な劔を抜き侍從を執ふ、群小百官皆な走り匿る、郎中金永照等は槩に中り、持平盧俊卿等は刃を被つて死す、僉議評理辛裔は龍普の妻族也、兵を外に伏せ以て之を助く、是に於て朶赤等即ち王を掖し一馬に載せ馳せ去る、王少く留らんことを請ふも得ず、銀川翁主は一裘を獻せんことを請ふ龍普之れを許す、行きて肅川に至り衾を州倅安鈞に索む、鈞は進むるを肯せず、朶赤に訴ふ、朶赤曰く、汝が王は寒に怕れて衾を索む、汝與へずんば其れ人臣の義に於て

何ぞと、遂に鐵尺を以て之を捶ち死に垂んとす。

史臣元松壽曰く、王は兇虐と雖乃ち其主也、龍普は小人既に論するに足らず、辛喬は儒者にして何ぞ此に至るや。

崔氏溥曰く、胡元は天下を有し高麗歸附するや、公主を降して甥舅と作る、國患は宜く小紆す可きが若し矣、東省を立てしより事皆な關決し、國君は尸位のみ、此時に當り亂臣賊子の二心を懷く者は、東着に蟠結し都堂を指嗾し本國の爲め事を生ず、是に於て臣は其君を訴へ子は其父を訴へ、烈宣肅惠の間其禍ひ尤も甚し、忠惠は道を失ふと雖、麗の臣子北面して之に事ふ、是れ吾が君父也、同室に鬪有るも尙ほ冠に纓し之を救ふ、安んぞ君父の難を坐視して救ばざる有らんや、去年元使は王を執へ、今年元使は王を縛する、一忠臣義士の生を捐て去り赴き救ふ者無し、境を出るに及ぶも又た一介の起居を奔問する者無し、論するに春秋の法を以てせば、麗の擧國臣子は以て君を無みするの罪に坐す可し矣、昔し邾人直に鄆の國都に造は其君を戕ふや、聖人は冊に特書し臣子が君難を救ふ能はざるを罪せり麗の臣子は其れ亦た鄆の臣子に似たる乎、朶赤等は既に行き、龍普に命じ國事を整治せしめ、奇輒洪彬等を權征東省とす、龍普

高龍普還る。

龍普は省官と與に盡く府庫を封じ、己丑乃ち還る。

判密直事朴仁幹は元に卒す。

仁幹は時に王の元子所の師傅たり。

十二月、宰相金倫等は上書して王を訟へんと議す、既にして果さず

王の執へらるゝや、前政丞金倫は致仕して家に居り、變を聞き遽に起ち、奔問に及ばざるを痛み、退て宰相と與に哀を朝廷に乞ふ所以の者を言ふ、威な帝意側り難きを以て辭と爲す、李凌幹曰く、今や天子は王の無道を聞きて之を罪す、若し上書して論奏せば、是れ天子の命を以て非と爲すなり、可ならんやと、權漢功も亦た其議を沮む、倫は厲聲して曰く、臣の君に於ける子の父に於ける、當に恩義を盡す可き耳、其父罪

せらるるに其子たる者忍んで救はざらんやと、諸相皆默然たり、倫は遂に金海君李齊賢をして書を草さしむ、書既に成る、國老多く名を署せず、事竟に就らず、倫は身を終るまで憤々として言に形はる。

崔氏溥曰く、金倫の議は深く主辱めらるれば臣死すの義を得たり、權奸の沮む所と爲り竟に上書するを得すと雖、其精忠義膽は、以て人臣と爲り二心を懐く者の面目を愧ぢしむるに足る矣。

元、檻車を以て王を揭陽に流す。

詔を下し王に諭す畧に曰く、爾ち王禎は人の上と爲り而も民を剝ぐ己に甚く、爾か血を以て天下の狗を啖ふと雖猶ほ足らずと爲す、然れども朕は殺を嗜まず、是を用つて爾を流すと、遂に檻車を以て之を揭陽に流す、燕京を去る二萬餘里、元子听は襄佺を使はし衣一襲を献せしむ、佺、献じ己り即ち行く、王之れを呼ばしむるも及ばず、是に於て群臣一人も従ひ行く者無し、王は手に衣袱を持ちて去る。

史氏曰く、高麗は東省を置かれしより以來、不逞の徒は因縁蟠結し、子は其父を訴へ

臣は其君を訴へ、復た君臣父子の分無く、其行を考すれば、忠烈忠肅の驕溢荒怠なる能く相尙ふ莫く、忠宣忠惠の淫縱穢褻なる天常を瀆亂す、吐蕃の流揭陽の窟、皆な自ら取る也、尙ほ誰をか咎めんや。

「甲申」五年○元至正四年。

春正月、王、岳陽縣に薨す。

王、傳車に乗り疾驅し艱楚萬狀す、未だ揭陽に至らずして丙子に岳陽縣に薨す、或は云ふ鳩に遇ふと、國人之を聞き悲む者有る莫く、小民は欣躍して相慶するに至る、王在位前後六年壽三十六、後ち元は諡を贈り忠惠と曰ふ、王の性狂俠淫褻なり、群小は志を得忠直は斥けらる、一直言の者有れば輒ち誅戮を加ふ、人々罪を畏れ敢て言ふ者莫し矣。

史臣曰く、忠惠は英銳の才を以て之を不善に用ひ、惡少に昵比し荒淫縱恣し、内は則ち父王に責められ、上は則ち罪を天子に得、身は羈囚と爲りて道路に死す宜べなり矣一老臣李兆年有り之を言ふこと劄功なりと雖、其の聽かざるを如何せん哉。

二月、元、元子昕を立て、王と爲す。

王既に薨す、元子昕は尙ほ元に在り、高龍普抱きて以て元主に見ゆ、元主問ふて曰く、汝は父に學ぶ乎母に學ぶ乎と、昕對へて曰く、母に學ばんことを願ふと、昕は即ち德寧公主の出也、元主其の對を喜び遂に其位を襲かしむ、年八歳、教を下して國內の臣僚に戒め、弊政を一革し百姓を慰恤し、盡く先王の嬖幸を逐ふ。

夏四月、蔡河中、韓宗愈を以て政丞と爲し、李齊賢を判三司事と爲し、金倫、權謙、朴忠佐を並て賛成事と爲す。

元は、前王に忠なる者は宗愈に如く莫きを以て、幼主を托せんと欲し、召して是職を拜さしむ、齊賢は書を都室に上り首として陳ぶらく、賢師儒を擇びて幼冲を輔導し、經書を講論し習ひ性と成り德造りて覺る罔きを、當務の急と爲すと、次ぎに時政の弊を論じ、政房を革め鷹坊を罷め、德寧、寶興の寺庫に擇び、令して奢侈を禁じ、食邑を罷め土田を還し通欠を蠲かんことを請ひ、皆な極言詳論し時務に切中し、採行する所多し。

王、元より至る、五月、元、使を遣し王を冊す。

六月、慶華公主薨す、政房を罷む。

又た鷹坊を罷め、新宮に貯ふ所を癸し盡く公用に歸す、幾くならずして復た政房を置く。

大行王の喪岳陽より至る。

書筵を置く。

蔡河中、韓宗愈、李齊賢、朴忠佐、金倫、李禧盧、英瑞等輪日に侍讀す、王常に李杜の詩を觀んと欲す、宗愈は以て黃を描き白に對するも治道に益無しと爲し、竟に進めず、時に以て體を得たりと爲す、

八月、永陵に葬る、庚申に忠惠王を葬る。

新宮を毀ち崇文館を作る、王之を命せる也。

科擧の法を改正す。

初場に六經の義四書の疑を試み、中場に古賦を試み、終場に策問を試む。

九月朔、日食す、僉議參理羅益禧卒す。

益禧は裕の子也、性耿介にして節義を慕ひ、財に臨みて廉に居りて勤め、事に遇ひ慷慨す、閑居すと雖毎に民生の休戚を念ひ、人才の用舎に隱憂有るが若し、良節を諡す。

赦す、德寧公主疾ひ有るを以て也。

慶華公主を葬る、後ち元は肅恭徽寧公主と贈諡す。

冬十月、王煦、金倫を以て政丞と爲し、金永煦、康允成を賛成事と爲す。

永煦は恂の子也。

十二月、瀋王嵩は元より還る。

公主は、直城君盧英瑞、代言田淑蒙等を貶す。

英瑞は前王の嬖幸也、淑蒙は嘗て王に書を教へて文義を講せず、是に至り公主に忤ひ皆

遠貶さる。

忠穆王紀

名は昕、忠惠の長子。

「乙酉」元年〇元至正五年。

春正月、地震ふ、大石有り自ら長湍渡を渉る。

復た政房を置き、朴忠佐、金永煦、辛裔を以て提調官と爲す。

時に北殿の群小を去ると雖、而も辛裔は康允忠等と與に復た進んで事を用ひ、數月間ならずして姻親故舊は卿相に布列し、時人之を目して辛王と曰ふ、是より先き王の位に即き東に還るや、李穀は元に在りて書を執政大臣に貼りて曰く、惟れ吾が三韓國の國せざる亦た久し矣、風俗敗壞し政刑紊亂し、民は生を聊せず塗炭に在るが如し、幸に今や國王は命を受け、國民の之を望むこと大旱に甘澍を望むか若く然り、國王は恭謙冲默し、一國の政を群公に聽かば、則ち其社稷の安危人民の利病、士君子の進退皆

な諸公に出でん、夫れ君子進めば則ち社稷安く、君子退かば則ち人民病む、此れ古今の常理也、然らば則ち人を用るは又た政を爲すの本也、蓋し人を用るは則ち易く、人を知るは則ち難し、邪正を問はず高下を論せず、惟だ貨を是れ視、惟だ勢に是れ依り、我に附く者は奸諂と雖之を進め、己に異る者は廉謹と雖之を退けば、則ち其の人を用ること既に易からずや、人を用ること易し、故に政ごと日に亂る、政ごと亂る故に國家随つて危亡す、此れ遠く諸れを古に求むるを待たずして、實に目前の明鑑也、古の人は其然るを知り、一たび人を進退するの際に於ては、必ず其の行ふ所從來する所を察し、惟だ貨に瀆れ勢に奪はれんことを恐る也、然も猶ほ朱紫相奪ひ玉石相混す、其の人を知ること既に難からずや、即今本國の俗は、財有るを以て能有りと爲し、勢有るを智有りと爲し、朝衣朝冠を以て倡優雜劇の戲と爲すに至り、直言正論を問里狂妄の談と爲す、宜べなり國の國せざることや、比ごろ聞く諸公が政を輔け更化する所以の者は、前日と甚だ相遠からず、名は尙老と雖、而も少者實に其柄を執り、名は尙廉と雖而も貪者實に其權を主り、既に惡少を斥るも而も大なる者は其惡を悛めず、既に舊臣を改むるも、而も新なる者反つて其舊に付き、人を知るは難からず、人を用る

甚だ易し、國王委任の意に非ざるに似たり、朝廷之を聞かば、不可無きを得んやと、執政は用る能はず。

二月、定安府院君許悰卒す。

悰は珙の孫也、忠宣の女壽春翁主に尙し、少より富貴に長じ能く禮を守り施を好めり

夏四月、朴忠佐を以て判三司事と爲し、安軸孫守卿を僉議賛成事と爲す。

六月、僉議參理崔文度卒す。

文度は誠之の子也、性溫良にして人未だ嘗て其の卒怒遽喜するを見ず、親に事ふるに孝を以てし、濂洛性理の書を觀るを樂む、良敬と諡す。

秋七月、彗星紫微垣に見ゆ、太白晝見ゆ。

瀋王暉卒す。

葬るに公主の例を以てす、子の篤榮不花封を襲ぎ瀋王たり。

冬十二月、政承王煦罷め、金永煦、印承且を政承と爲し、李穀を密直

使爲す。

王煦は相と爲り銳意して弊を革む、舊制に官吏の祿薄ければ、京畿の田人若干畝を賜ひ之を祿科と謂ふ、權貴は之を奪ひて幾んど盡き、諸領府尤も其害を受く、煦は令を下し之を復す、是に由り奸貪の惡む所と爲り罷む、時人缺望す、承且印候は庶子也。忠宣王の靜妃王氏卒す。

「丙戌」二年〇元至正六年。

春二月朔、日食す、三月、東界の芋陵島人來朝す。

夏五月、大行王を太廟に祔す。

冬十月、李齊賢等に命じ國史を重修せしむ。

王、閱讀か撰む所の編年綱目は闕漏する所多きを以て、李齊賢安軸李穀安震李仁復等に命じ、更に撰び以て進めしむ。

永嘉府院君權溥卒す。

溥は性忠孝、族親に恵み僚友に睦む、讀書を嗜み老ひて懈らず、嘗て朱子四書集註を刊し以て性理の學を廣めんことを請ふ、又た自ら歷代孝行錄を撰び世に行はる、然れども人と爲り圭角無く、久く銓衡を典り官を鬻ぎ産を營む、時人以て其の父胆の清白に視てて相懸つと爲す、子の準阜煦謙、僧宗頂及び女壻李齊賢、宗室璿珣は皆な君に封せらる、世に一家九封と號す、君年八十五にして終ゆ、文正と諡す。

十一月、大霧し、天狗康安殿の西に墮つ。

麗史提綱卷之十八 終

麗史提綱卷之十九

忠穆王紀 下

「丁亥」三年〇元至正七年。

春正月朔、日食す、二月、整治都監を置き、王煦、金永暉、安軸等を以て屬官と爲す。

元は群小尙ほ未だ盡く去らず、弊政未だ革めざる所多きを以て、使臣金永暉の還るや元主は密旨を傳へ王に令し、復た王煦を以て政丞と爲し以て之を整治せしむ、永暉來りて旨を傳ふ、時に政丞盧頭は側に在り慙報して退き、疾と稱して出でず、是に於て遂に整治都監を置き、煦及び永暉、軸金光、輟鄭珣等三十餘人を以て屬官と爲し、使臣を諸道に分遣して弊政を整理せしむ、是に於て群小多く之を不平す。

三月、整治都監は元の皇后族弟奇三萬を杖殺、都監官曰祿生徐浩等を行省の獄に下す。

皇后の族弟奇三萬は勢に倚り人の田土を奪ひ恣に不法を行ふ、都監捕へて之を杖し獄中に死す、是に於て行省の理問所は、都監官田祿生徐浩等を囚し之を訊問す、王煦等は書を僉議府に呈し之を争ふも得る得はず、煦等は將に元に如き親奏せんとす、會ま元使來り命を以て整治の幾何を問ふ、是に於て理問所は之を聞き祿生等を放つ。

夏五月、大雨雹す、六月、元は高龍普を金剛山に放つ。

龍普は幸を得て事を用ひ、天下共に之を疾む、元の御史臺奏して曰く、龍普は本と高麗の刑餘なり、寵を席き勢を怙み威を作し福を作し、親王丞相も風を望んで趨き拜し賄賂を招納し金帛山積し權天下を傾く、漢の曹節候覽唐の仇士良楊復恭は復た今日に起れり、請ふ之を誅せんと、遂に龍普を金剛山に放つ、幾くならずして召還さる。

太廟に事有り。

參理安子由は事を太廟に攝し、牛の死を悶ひて牲を殺さず、監察司は其官を免せんことを請ふ、王從はず。

秋七月、天霓し男山に墜つ、松岳鳴る。

冬十月、元は使を遣し整治都監官白文舉等を杖す。

元は奇三萬の死を聞き、使を遣して都監官を鞠し、白文舉等數十人を杖つ、惟だ王煦安軸は命を以て杖を免じ、煦等をして仍ほ整治の事を判せしむ。

十一月、王煦を以て都僉議司の事を領さしむ。

幾くならずして復た政丞と爲る、時に中外大に饑ゆ、煦は倉を發して賑濟し、全活する所甚だ衆し。

「戊子」四年〇元至正八年。

春正月、宰相金倫等上書して康允忠を罪せんことを請ふ。

時に德寧公主は方に盛年にして中に居る、康允忠は褻倖と與に禁内に入し幸を公主に得、政を乗り權を弄し威を作し福を作す、大行王の諡號久く奏請せず、是に於て金倫李齊賢朴忠佐等上書して允忠の罪を陳ぶ、畧に曰く、允忠は賤隸より起り幸を先王に得、姦諂荒淫に欲を逞し虐を肆にす、先王が詔獄に就き岳陽に竄せられし所以のもの、允忠一賊は實に是れ根抵にして、閔渙九人は祗だ枝葉たり、釁を積み専ら上に歸し、狡謀して獨り其身を免る、斯れ則ち一國の痛心疾首する所也と、因て允忠が前後の罪狀を極言す、其末に云ふ、允忠は國に權を專にし民に毒を流し、先王をして呵譴を被るを存し、贈諡を稽るを沒せしむるに至る、此賊の罪を舉正せざるが若くんば、以て先王の志を追明する無し、伏して乞ふ上國に轉呈し以て先王の耻を雪がんことを

と、王及び公主感悟し始めて轉呈し諡を請ふに議有り。

二月、前僉議政承彥陽院君金倫卒す。

倫は賸の子也、時に王は前王の諡號を奏請し、兼て冤を元に白さんと欲す、而して倫を以て改正請諡の兩使を兼ねしむ、倫曰く、臣桑榆の年七十有二、然も喘息して尙ほ存す、敢て阻勉せざらんと、退て裝を理す、忽ち疾に感じて逝く、倫は宗族に仁に故舊に信に、書を觀るを喜び多く典故を識る、人間ふ者有れば響應して流るゝが如し、貞烈と諡す。

三月、使を遣し元に如き大行王の諡を請ふ、元從はず。

夏四月、京城大に饑疫す、五月、化平府院君尹碩死す。

碩は嘗て高龍普に托し高麗都元帥と爲る、臺官之を彈す、死するに及び葬るに庶人の禮を以てす。

大兩し松岳嵐れ、城中水溢れ人家を漂する甚だ多し。

六月、替成事興寧君安軸卒す。

軸は福州の人、生れて穎悟、心を處する公正に家を持すること勤儉、事に遇ひ慷慨す嘗て曰く、吾れ平生稱す可き無し、但だ四たび士師と爲し、凡そ民の屈せられて奴と爲れる者は必ず理して之を良とせりと、嘗て元朝の制科に中る、文貞と諡す。

秋七月、赦す、上洛府院君金永暉卒す。

永暉は恂の子也、弟永煦と俱に當世に名有り。

八月、二鹿有り壽德宮に入る、監察掌令宋天鳳を貶し光陽監務と爲す

天鳳は評理金允臧が不法の狀を劾す、辭極めて峭峻なり、允臧讒して之を貶す、王煦李公遂等之れを救へども得ず。

獻納元松壽、朴忠秀を行省の獄に下す。

松壽等は贊成鄭天起の罪を劾す、王怒りて松壽等を獄に下し之を鞠す、宰相臺閣は閣に詣り營救すれども得ず、竟に官を罷めらる、松壽は善之の子也、忠惠の時李齊賢等は松壽を薦め筵官に備へ以て啓沃に資せんことを請ふ、是に由り名時に重し。

冬十月、德寧公主は密直使安牧の第に移御す。

時に王已に疾有り、凡そ政事は皆な公主に決す。

十一月、平壤君趙璋卒す。

璋は仁規の子也、璋は宰相と爲り務めて大體を存し、細瑣を顧す、言を發すれば侃々たり、人其の公に服し、父の風有りと謂ふ。

十二月、王、金永暉の第に薨す。

王、是より先き已に疾有り、永暉の第に移御す、丁卯、薨す壽十二、王の性聰慧、位に即くの後母后事を用ゆ、康允忠襄任辛齋等相繼で權を乗る、王煦金永暉は元主の命を奉じ舊弊を斃へんと欲し、反つて允忠等の陥る所と爲る、後ち元は諡を贈りて忠穆と曰ふ、陵を昭陵と曰ふ。

德寧公主は奇轍王煦を以て征東省の事を攝せしむ。

使を遣し元に如き嗣王を立てんことを請ふ。

時に忠惠王の庶子慶昌府院君暉は本國に在り、忠肅王の次子江陵大君祺は元に在り、立る所に適する無し、王煦は李齊賢を遣し上表して言ふ、國は一日も君無かる可らず

請ふ祗及び祺を擇び立てて以て王と爲さんと、吉昌君準及び尹澤李承老等は別に表して江陵君を立てんことを請ふ、元從はず。

忠定王紀

名は祗、忠惠の庶子、母は禧妃尹氏。

「己丑」元年○元至正九年。

春二月、元は慶昌君趾を徵し入朝せしむ。

祗は忠惠の庶子、時に前知僉議事崔濡は元より來りて言ふ、帝は祗の入朝を命ずと、是に於て盧頭孫守卿李君佺(一名崑)閔評尹時遇崔濡は祗を奉じて元に如く、時に國人皆な望を江陵君に屬す、臺諫典法官は會議して其行を沮まんと欲し、得ず。

三月、明陵に忠穆王を葬る、政丞王煦は元に如く。

聖節を賀し、且つ新君を定る也。

夏五月、元は慶昌君祗を立て、王と爲す、時に年十二。

六月、王、鐵城君李君佺に命じ國政を聽斷せしむ。

秋七月、僉議政丞雞林君王煦は元に卒す。

煦は人と爲り剛正莊重、魁顔脩幹之を望むに毅然たり、平生妄言せず書を読み大義に通じ、賢を好み士に禮す、再び相と爲り利を興し害を除くを以て任と爲す、是に至り元より還り昌義縣に卒す、盧頭は前憾を挾みて官葬を沮み、又た沿路諸驛に令し其柩を正廳に置くを禁ず、驛吏は柩を望みて呼び泣き之を祭ること父母の如し、正献と諡し後ち恭愍王の廟庭に配享さる。

月城君李禧卒す、前密直李承老、代言尹澤等を貶し、密直使金敬直を海島に流す。

初め忠肅は尹澤の人と爲りを奇とし、密に江陵君祺を澤に托し、前後屢ば之を言ふ、澤感激し自ら許す、忠穆の薨するや、民望盡く江陵君に歸す、是に於て澤は議を倡へ前密直李承老等と與に書の中書省に呈して言ふ、本國は兄弟叔姪相繼の故に少主は保釐の狀に堪はずと、辭甚だ愷切なり、王之れを銜み遂に承老を貶して宣州句堂と爲

し、澤を光陽監務と爲す、澤は諧の孫也、金敬直も亦、王に言に忤ふ有り之を海島に流す、敬直は倫の子也。

王、元より至る。

丙辰、王は元より至り康安殿に即位す。

閏月、大風雨し、城中の屋瓦皆飛び儀鳳樓頽れ、松嶽龍首兩山の松盡く抜く。

政丞盧頊等に功臣の號を賜ふ。

盧頊、孫守卿李君佺崔濡等數十餘人皆策勳さる。

前賛成事咸陽府院君朴忠佐卒す。

忠佐は咸陽の人、幼より學を嗜み温厚儉約、卿相と爲り室に居り衣服は布衣の時の如し、尤も好んで易を讀み、老ひて輟まず。

八月、整治都監を罷む、盧頊、孫守卿を以て僉議政丞と爲し、尹安淑

を賛成事と爲し。

王母禧妃府を立つ。

禧妃は尹氏、賛成事繼宗の女也、府を立て敬順と曰ひ官屬を置く、是に於て外戚諸尹は事を用ゆ。

九月、醴泉府院君權漢功死す。

漢功は安東の人、忠宣に寵有り中に居り事を用ゆ、後ち瀋王に附きて忠肅を傾けんことを謀り至らざる所無し、時議の棄る所と爲る。

冬十月、盧頊免ぜられ、李君佺を以て左政丞と爲し廉悌臣、許伯を賛成事と爲す。

頊は性貪婪好んで人の土田を奪ふ、悌臣は承益の孫、少より元に仕へ清白を以て丞相の薦る所と爲り、將に大に之を用ひんとす、母老るを以て力辭して東に還り、累官して賛成事と爲る、時に征東省官は事を以て憲官を鞠問せんと欲す、時に李公遂は憲長と爲る、悌臣曰く、臺綱は當に撓む可き所に非ず、李大夫は一時の傑なり其れ辱む可

けんやと、事遂に寢む。

孫守卿、閔思平を以て政房提綱と爲す。

思平は頤の子也。

江陵大君祺は元の魏王の女魯國公主を娶る。

「庚寅」二年〇元至正十年。

春二月、倭、固城に寇す。

倭は固城巨濟等の地に寇す、合浦の千戸崔禪等戦つて之を破り、斬獲三百餘級、倭寇の侵擾すること此より始まる。

三月、安南は使を遣し來聘す、夏四月、倭、順天府に寇す。

倭船百餘艘順天を犯し漕船を掠む、五月復來寇す。

五月、尹時遇を以て知都僉議と爲し、崔濡、趙瑜を參理と爲す。

六月、倭、合浦に寇し、營壘を焚燒し、又た固城、會原(今昌原)長興

等の諸郡に寇す。

秋九月、德寧公主は元に如く、冬十一月朔、日食す。

倭、東萊郡に寇す、崔濡は其弟源と與に叛き元に奔る。

崔濡は忠肅の嬖倖臣安道の子也、横恣不法なり、自ら以爲へらく定策の功有り、而して爵賞稱はずと、怏々として怨言有り、閔思平之れを叱して曰く、汝は賤人の後にして六たび宰す、汝に於て極せられり矣、何ぞ足るを知らざる耶と、濡怒りて思平を歐つ王之を怒り憲司之を劾するも治する能はず、其の弟源も亦た王に不遜の語有り、王、源を獄に下す、源は囚に就くことを肯せず、大臣を面辱し、衣を拂つて出づ、濡遂に源と與に叛き元に奔り、本國を害せんことを謀り至らざる所無し。

「辛卯」三年〇元至正十一年。

春正月、僉議賛成事李穀卒す。

穀は韓山の人、幼より舉止異常なり、書を讀むを知るに及び晝々として倦むを忘れ、經史を研究し登第す、幾くならずして又た元朝の制科に擢んで、對策する所大に讀卷

官の賞する所と爲り、第二甲に置かれ翰林國史檢閱を授けられ、中朝の文士と交遊講劇し造る所益々す深く、文を爲くり筆を操れば立ろに成る、辭嚴に義奥く典雅高古なり、或は元に仕へ或は本國に還る、是に至りて卒す、性端嚴剛直人皆な之を敬す、著す所稼亭集有り。

二月、忠穆王を太廟に祔す、秋八月、倭、紫燕に冠島す。

倭、紫燕島三木等に島に寇し、又た南陽雙阜等の縣は入り、廬舎を焚燒し殆ど盡く、萬戸印瑞等をして兵を西江に屯し以て之に備へしむ。

柳濯、金仁浩を以て僉議賛成事と爲す。

濯は清臣の孫にして膽畧有り武藝を善す。

冬十月、元、江陵君祺を冊して國王と爲す、王は江華に遜る。

王既に立つ、而も江陵君は仍ほ元に留る、令望有り國人幾んど心を歸し、朝臣も亦た太半向附す、既に公主を尙し尤も元に力有り、是に至り立つて王と爲る、使を遣し府庫を封じ國璽を收め以て歸る、是に於て王は江華に遜る、惟だ朴思慎韓脩李罔申德隣

等數人之に従ふ、王位に即き幼冲なり、性輕儇にして戲謔を好む。

史臣曰く、忠穆忠定皆な幼冲を以て位に即く、德寧禧妃は母の尊を以て事を内に用ひ、奸臣外戚は事を外に用ゆ、二君穎悟の資有りと雖何ぞ能く爲さんや、且つ忠定の時に當りては、江陵君親く叔父たり、國人の心を得、又た上國の援有り、諸尹は此れ之を顧す、朋比して逞に禍胎を醸成せんと欲し、卒に王をして不幸鳩に遇はしむ、悲ひ哉。

李齊賢を以て權に征東省の事を斷ぜしむ。

齊賢は嘗て表を拜せるの時に於て、階を陞りて禮を行ひ、儀衛は王と異なる無し、時人之を譏る。

德興君塔思帖木兒逃げて元に奔る。

塔思帖木兒は忠宣王の庶子也、嘗て僧と爲る、是に至り逃げて元に奔る。

十一月、倭、南海縣に寇す、李齊賢を以て僉議政丞と爲し、曹益清、金允臧を賛成事と爲し、趙日新、趙瑜を參理と爲す。

是に於て李公遂、李衍宗金敬直尹澤等皆な進用を得。

李齊賢は裴佺等を行省の獄に下し、其黨を流す差有り。

齊賢は裴佺、朴守明を行省の獄に下し、其黨盧英瑞尹時遇等を流し、鄭天起韓大淳等を貶す、時に王は元に在り、國內空虚す、而も齊賢は措置宜きを得、人頼つて以て安し。

十二月、王及び公主元より至る。

壬寅、王は景靈殿に謁し位に即く。

恭 愍 王

名は祺、忠肅の次子

「壬辰」元年〇元至正十二年。

春正月、太廟に事有り。

王、陰陽に拘忌し親祭せざるを以て、宰相は之を争ふ、得る能はず。

柳濯を以て全羅道萬戸と爲す。

濯は軍を持すること嚴整にして州縣を擾さず、士卒と甘苦を同うす、倭、萬德社に寇す、濯は輕騎を以て追捕す、終に濯は鎮に在り、寇復た犯さず、王、衣酒を賜ひ以て之を寵す。

王、辮髮を解き、監察大夫李衍宗に衣褥を賜ふ。

王、元制を用ひ辮髮胡服して殿上に坐す、衍宗は諫めんと欲し門外に候し、茲に至り面陳せんことを願ふ、既に入り左右を辟けて曰く、辮服胡服は先王の制に非ず、願くは殿下效ふ勿れと、王悦び即ち辮髮を解き衣及び褥を賜ふ、初め前王は元使を宴す、公主は南面し王は東面す、衍宗は上書して其の禮に非ざるを言ひ、獄に下し責問さる而も衍宗は禮を引き力辨し終に屈せず、既にして又た贊成事金允臧曹益清等を彈す、衍宗は善く揣摩し伺候して屢は時事を言ふ、或は其鐵石肝腸威武も屈する能はざるを稱せらる、衍宗は行儉の子也。

二月、政房を罷む。

復た餘注を典理軍簿司に復歸す。

大赦し、裴佺等を宥す。

史臣河寬曰く、元惡大愆は當に法に置く可し、佺は事を明諒に用ひ以て政刑を紊る。

王、發政の初に於て曲げて其死を貸す、何を以て後を懲さん。

母洪氏を尊んで太妃と爲し、改めて府を立て屬を置く。

太妃府を置き文容と曰ひ、公主府を置き肅雍と曰ふ。

典法摠郎鄭云敬を内殿に召し酒を賜ふ。

云敬は奉化の人、州縣を歴典し政績殊に異り、能く疑獄を斷す、典法官と爲るに及び

佐郎徐浩と與に法を守ら權貴の撓す所と爲らず、王之を嘉し、召して内殿に入れ酒を

賜ふ、尙書玄慶進み諫めて曰く、寢殿は至嚴なり外人は出入に制無かる可らず、且つ

刑を掌るの官は昵近す可らずと、王之を然りとす。

三月、前王は酖に遇ひ江華に薨す。

王既に江華に遷るや、供膳充たす内外隔絶し、憂愁悲泣す、是に至り酖に遇ひて薨す、

倭、喬桐に寇す。

壽十四、計の都に至るや人流涕せざるは莫し、後ち元は諡忠定を賜ふ。

時に倭寇日に熾なり、捕倭使金暉南を遣し兵に將とし之を禦ぎ、與に安興率梁に戦ひ賊船一艘を獲、既にして倭兵は巴音島を屠り復た大に至る、暉南は敵する能はず退て西江に次し急を告ぐ、是に於て京城大に震ふ、倭兵は喬桐の甲山倉を焚く、前代言崔源興に戦ひ之を却け、賊船二艘を獲。

監察執義金科等の官を罷め、李衍宗は官を棄て、郷に還る。

時に趙日新は功を恃み驕恣にして多く不法を行ふ、監察大夫李衍宗は日新に附き置きて劾せず、奇轅以て衍宗を譏る、衍宗曰く、頃ごろ已に允臚益清を彈せり、若し更に齊賢と日新とを彈せば、王は誰と與にか事を議せん乎と、執義金科、掌令慶復興、持平朴忠秀等は日新を劾し、且つ日新の家奴を囚す、日新は獄を破りて之を出し、反つて臺臣を訴へ、臺臣と廷辨せんことを請ふ、王は衍宗及び李公遂をして兩造を内庭に聽かしむ、衍宗は手に彈章を執り之を條問す、科曰く、公は憲司に長とし既に罪人を彈

舉する能はず、反つて我輩に問ふ耶と、衍宗慚恚す、初め玓等は衍宗が老ひて姦に日新に附けるを以て、其の日新を劾するや與に相議せず、衍宗は是に由り之を嫌ひ反つて玓等を劾し竟に官を罷めしむ、衍宗は初め日新に附きて是職を得、日新の劾せらるに及び、禍の已に及ばんことを恐れ官を棄て田里に歸る。

史臣曰く、甚し矣小人の知り難きや、苟も至明に非ずんば何を以て其姦を照さん哉、衍宗の王が辨髪を諫むるや、史は之を稱し曰く、賢臣也威武も屈する能はずと、其の玓等を劾するや史は之を目して曰く、老にして姦詐なりと、夫れ威武も屈す能はざるは豈に奸詐者の爲す可き所ならんや、夫れ二史は皆な一時其人を目撃して之を書し、毀譽此の若く不同す、豈に衍宗に私し苟焉以て之を毀譽する也、蓋し衍宗は揣摩を善し而して飾詐して以て名を釣る者、事に比し以て其の人と爲りを觀る可き也、益清允臧は均く隨從を多し氣焰熾に赫然たり、然れども其の寵を固め兇狠なるは日新の比に非ず、故に首として之を論じ以て威勢を憚らざるを示し、王の治に銳意して以て諫を納る可きを知るや、故らに辨髪の大過に非ざるに而も獨り之を諫め、以て敢言諱まざるを示

し、奇轍が其の言はざるを譏れば、則ち齊賢と日新とを並べ稱するを以てし、而して托するに王は與に事を議す可き無きを以てする也、日新の將に敗に及ばんとするを見るや、期に先だつて退き、以て禍に遠ざからんと規る也、揣摩に工に飾詐に巧なる者に非ずんば、能く是の若くならんや、獨り恨む其の王が已に其詐を知りて而も去る能はず、其の自ら去るの名を盜ましむることを、是に由り詐を懷き寵を取り、君を欺き國を誤る朧か如き者有りて、復た憚る無く、卒に昏暗に陥つて悟らず、後の小人を馭する者諸れを監みざる可けんや。

代言金得培、柳淑の官を罷む。

是より先き元の丞相脱脱は使を遣し、書を以て王を誡め憚小を用る勿れと、趙日新は其使者を要して云ふ、得培と淑とは實に中に居り事を用ゆと、使者は王に白し之を罷めしむ。

夏四月、密直提學尹澤致仕す。

澤は上書して建白す、王允さす、澤遂に開城尹を以て致仕す、其王後は僧普虛言を用

ひ都を漢陽に遷さんと欲す、澤は妙清の事を引き不可を力言す、時に王深く釋教を味ひ、超然として物外の超有り、澤曰く、殿下、上は宗廟を奉じ下は生靈を保す、奈何ぞ匹夫が廢倫絶理の事に效はんと欲する乎、臣以爲へらく孔子の道に非ず學ふ可らざる也と、願くは聖意を加へよ焉と、澤自ら先朝の願托を以てし、致仕すと雖知つて言はざる無く、言或は切直なり、王も亦た優容す、洪彦博嘗て其懇直を歎じ自ら以て及ぶ能はずと爲す。

五月、地震ふ、京城大水し、民戸を漂流する甚だ衆し、僧普虚を召し内に入れ法を問ふ。

普虚自ら言ふ道を得たりと、王迎致して法を問ひ、封じて王師と爲し府を立て官屬を置き、内佛堂に出入し儀衛は鹵簿に僭擬し、多く田園を占め馬を牧し野に滿て、擅に僧職を除し僧人競ひ趨く。

六月、趙日新等に功臣の號を賜ふ。

燕邸隨從の臣を賞する也。

倭、全羅道に寇す。

倭、全羅道茅頭梁に寇す、知益州(今益山)事金輝は舟師を領し之を撃ち、克たす。

倭、江陵道に寇す、幾くならずして又た合浦に寇す。

秋七月、前王を聰陵に葬る。

各司一員は斬衰を服し事に従ふ、葬具多く闕く。

吉昌府院君權準卒す。

準は性純重にして言笑寡く、儀表秀偉なり、忠肅の藩王と相持するや、群不逞多く藩王に附く、而も準は義を守りて變せず、曹頤の亂に亦た門を閉ぢて出でず、然れども頗る勢に倚り賂を納れ以て富厚を爲し、第舍宏侈なり、識者之を短とす。

八月、始めて書筵を開く。

李凌幹、李齊賢、韓宗愈、金永煦等の諸宰臣をして、日を更へ侍讀せしめ、講學の餘時政の得失民間の利害を言はしむ、一日印承且入り侍し、辨正都監を罷めんことを請ふ、王應せず、但だ曰く、穿窬夜行は月の明を蔽むと、時に承且は多く人の田を占め、

都監の推刷する所と爲るが故也、他日金永煦又た之を罷めんことを請ふ、王曰く、予は嘉言を聞かんと欲し書筵を設く、卿等の言ふ所は實に予か心に乖くと、遂に疾と稱し内に入る。

按ずるに承且は固と穿窬の小人也、恭愍の言當れり矣、然れども恭愍既に其の匪人を知らば、則ち黜けて之を遠ざけ政に従はしめずして可也、願つて乃ち之を寵し、宰相の職を以てし之をして経幄に出入せしめ、而して之を責むるに穿窬を以てす、則ち是れ宰相の職に穿窬も者と亦た得て冒居す可き也、悪んぞ可ならん哉。

九月、趙日新亂を作し王宮を圍み、宿衛の臣僚を殺す。

日新は權を弄し專恣横暴にして、朝廷は王より以下堪ゆる能はず、日新又た李齊賢等の已の右に居るを忌み、諸奇及び玉の左右の親幸を惡み、遂に亂を作さんことを謀り、己亥、其黨鄭天起崔和尚張升亮等と與に、閭里の惡少を募り、諸奇及び高龍普李壽山等を去らんことを謀り、夜に乘じ人を遣し之を殺さんとす、惟だ奇轅のみ殺され餘は皆な逃げて免る、時に王は星入洞離宮に在り、日新は其黨を率ゐて王宮を圍み、判密

直崔德林、上護軍鄭桓等を殺す、是に於て衛士駭き散す、日新は王を脅して御寶を開き、自ら除して右政丞と爲り天起を左政丞と爲し、其黨に官を拜する差有り、巡軍を分遣し大に諸奇の黨を索め、逮繫獄に滿ち劍戟路に盈つ、王は公主と與に御泉洞の離宮に移御す、侍衛は皆賊黨なり、國人之を危ぶむ。

冬十月、趙日新は崔和尚張升亮等を殺す。

日新は罪を其黨に歸し以て自ら免れんと欲し、辛丑、誘ふて崔和尚を直所に斬り、王に出で、賊を討つを勸む、王、十字巷に幸し百官を會し、升亮等八九人を斬り首を市に梟し、天起を獄に下し其の子明道を斬る。

趙日新、宋瑞を以て僉議政丞と爲し、柳濯、鄭乙輔、趙瑜を並に賛成事と爲す。

乙輔も亦た日新の黨なり。

趙日新誅に伏す。

時に日新は中外に號令す、朝臣洵惧し噤して一言する無し、王密に李仁復を召し之に

問ふて曰く、事已に此に至る之を爲すこと奈何、對へて曰く、人臣亂を倡ふれば邦に常刑有り、况や今や天朝の法令彰明なり、如し其れ猶豫せば臣恐る累の上に及ぼさんことをと、王素と仁復を重んず、遂に意を決し日新を誅さんとす、甲辰、王は行省に幸し耆老大臣を會し密に議し、翌日復た行省に幸し金添壽に命じ日新を執へしめ、引て門外に出で之を斬り、其黨鄭乙輔李權等數十餘人を囚し、或は斬り或は貶し、使を遣し元に告ぐ、時に連日陰暈す、日新を斬るに及び天日開霽す、仁復は兆年の孫也。

李齊賢、曹益清を以て僉議政丞と爲し、洪彦博、金承澤を賛成事と爲す。

彦博は奎の孫、承澤は方慶の孫也。

密直副使金鏞を海島に流す。

鏞は燕邸に隨從せるを以て王に寵有り、日新の行宮を犯すに方つてや、鏞は内に直宿す、時に衛士多く中傷さるゝも鏞は獨り免れ、又た捍禦せず、物議紛紜たり、王も亦た之を疑ふ故に之を流す。

十二月、元、使を遣し趙日新の妻子を執へ以て歸る。

皇后は日新の妻子を以て諸奇に給し奴婢と爲す。

前賛成事閔祥正卒す。

祥正は漬の子也、性剛烈にして人の過を容る能はず、骨肉に在りと雖、少も假貸せず

成均生員李穡上書して事を言ふ。

穡は穀の子也、年十四、成均の試に擢んで已に聲名有り、時に至り其父の穀喪に居り、乃ち服中に於て上書し時事を言ふ、其一に言ふ、經界を正ださん、畧に曰く、祖宗が勅修せる末流の弊は田制尤も甚く、經界正しからず豪強兼竝し、鵠の巢にして鳩之れに居る者皆是れ也、有司は公文朱筆の先後を以て其賓主を定むと雖、甲若し力有れば乙は便ち理無し、而も况や公支朱筆は又た魚目の混跡多きをや、然れども此の田を受るの家は皆な王朝の臣が以て代つて耕す所、彼れ之を失ふと雖此れ乃ち之を得、猶ほ楚人弓を失ひ楚人之を得るが如く、猶ほ之れ可也、民の天とする所に至つては、唯だ數畝の田に在り、而して終歲勤動するも父母妻子の養すら猶ほ且つ贖らず、而も收租

の者已に至る、若し其田の主一ならば則ち幸なり矣、或は三四家の者有り或は七八家の者有り、苟も力にして相伴く勢にして相敵さば、孰か肯て譲らんや、是を以て其租を供して足らざれば、則ち又た貸を稱して之を益す、民の困窮する職として此れ之に由る、請ふ争奪せる者は因つて之を正し、新墾の者は従つて之を量り、新墾の地に税し濫賜の田を減せば、則ち國入増さん、争奪の田を正し耕種の民を安んぜば、則ち人心悦ばん矣と、其二に倭を禦ぐの策を言ふ、畧に曰く、近年倭寇侵軼す、今の計を爲す二有るに過ぎず、曰く陸守曰く海戰、車は川を濟る可らず舟は陸に行る可らず、人の性も亦猶ほ是の如き也、平夫れ平居の民は水に習はず、足未だ船を踏まずして精神已に昏す、一たび風波に遇へば則ち左顛右倒す、其坐作進退し以て敵人と勇を賈はんと欲するも難し矣、臣以爲へらく、陸守は則ち、平居の民を發し其器械を利し其要害に屯し、軍容を盛にし烽火を謹み、以て倭人の目を眩さん、海戰は則ち、我國は三邊は海を控へ島居の民無慮百萬、之を方し之を泳ぐは是れ其長技なり、其人又た耕農を以て事と爲さずして、漁鹽を以て利と爲す、比ごろ此賊に因り居を離れ利を失ひ、其之を怨むの心は、之を陸居に比さば豈に十倍に止らんや、今ま沿江に召募し其賞

賚を必せば、數千の衆は一朝に得可し、長ずる所の技を以て其怨む所の人に敵さば、其れ勝たざる有らんや、追捕使をして之を領さしめ常に船上に在らば、則ち州郡は便を得盜賊は敗る可し矣、其三に武備の事を言ふ、畧に曰く、安に居て危を思はざれば則ち滿つと蚩溢れず、患を思ひ預防せば則ち何の憂か圖り難からん、我國は東日本有り北に女眞有り、西南は江浙に通ず、若し變倉卒に起らば、則ち以て社稷を衛り君王を扶る無し矣、臣願くは武舉の科を設け、宿衛の士に充てしめ、試するに武勇を以てして其藝を習はしめ、賜ふに爵祿を以てして其氣を作らば、國足り兵精く人樂んで用を爲し、庶幾くは他日噬臍の患無からん矣、其四に學校の事を言ふ、畧に曰く、國學は乃ち風化の源、人才は乃ち政教の本、以て之を培ふ有らざるば、其末必ず固からず、以て之を濬うする有らざるば、其源必ず清からず、我國家は内に成均十二徒東西學堂を立て、外は州郡に薄るも亦各の學有り、然れども其朋徒解散し齋舍傾頽するは由有つて然り矣、臣請ふ之を言はん、古の學者は將に以て聖を作らんとす、今の學者は將に以て祿を干めんとし、詩を誦し書を讀み道を嗜むこと未だ深かずして、而も繁華の戰己に勝ち、雕章琢句用心太だ過ぐるも、而かも誠正の功安くにか在る、又況や登任す

る者必ず及第に由らず、及第する者必ず國學に由らず、孰か肯て捷徑を棄てて枝葉に趨かんや、朋徒解散し齋舍傾頽するは良に此を以て也、請ふ内にしては學堂外にしては郷校に、其材を考し諸れを陞し、十一徒十二徒又た摠じて之を考して之を陞し、成均に限るに日月を以てし、其學藝を程り之を禮部に貢し、中る者は例に依りて官を與へ、中らざる者も亦た出身の階を給し、官に在りて舉を求むる者を除き、其餘は國學生に非ざれば與に試するを得ずとせば、則ち昔の招て來らざる者今は則ち靡くも去らじ矣、其五に佛教の弊を言ふ、畧に曰く、我太祖は家を化して國と爲し、佛刹と居民と參伍錯綜す、中世以降其徒益々繁く、五教兩宗は利の窟と爲り、川傍山谷處として寺に非ざるは無し、惟だに浮屠の徒侵すに卑陋を以てするのみならず、亦た是れ國家の民も多く遊食し、識者毎に痛心す焉、佛は大聖也好惡必ず人と同じ、安んぞ已逝の靈を知りて、其徒の此の如きを耻ぢざらんや、臣願くは明に條禁を降して、已に僧と爲れる者も亦た度牒を與へ、而して度牒無き者は即ち軍伍に充て、新創の寺は並に撤去せしめば、庶くは良民をして盡く髡緇せざらしめんと、因て王が財を糜し佛に奉ずるの非を極言して曰く、孔子言ふ鬼神を敬して之を遠ざくと、臣願くは佛に於ける

も亦た宜く此の如くす可きを、又曰く、殿下聰明寬毅を以てす、以て有爲の資とす可し、亂に當り思を治に極む、以て有爲の時とす可し、宜く賢を用るに渴す可し矣、而も未だ東帛爰々を見ず、宜く政を聽くに急なる可し、而も未だ庭燎を見ず、晰々たる賢能豈に盡く登庸されん、奸邪豈に盡く屏退せん、未だ一政の行はるゝを聞かずして、徒に百姓の望を缺く、是の如くにして其治を望むも、猶ほ却歩して前まんことを圖り、北轍して越に適かんするが如し、臣甚だ殿下の爲めに之を惜む、易に曰く、天行は健、君子以て自ら強めて息まずと、心を修むるの要治を出すの方は、此に過ぐるは無し矣と、書奏す、王用る能はず。

崔氏溥曰く、昔し傅奕が佛氏の非を論するや、蕭瑀曰く、佛は聖人也、聖者に非ずんは法無しとす、後世の譏を免れずと、今ま穉の疏名けて異端を抑ゆと曰ふ、一に則ち曰く佛は大聖人也と、一に則ち曰く佛は至聖至公也と、抑ゆるに似て實は揚げ、一を諷して百を勸む、佞佛の誚を免れんと欲するも得んや。

「癸巳」二年〇元至正十三年。

春正月、右政丞李齊賢免ぜられ、洪彬を以て之に代ゆ。

柳濯、李公遂を賛成事と爲す、永山君張沆卒す。

沆は人と爲り廉正なり、王は沆か禮學に選きを以て、命じて太廟の禮樂器服を修さしむ、卒するに及び王曰く、方今の宰相寧んぞ心を宗廟に盡すもの張訥齋の如き者有らんやと、文顯と諡す。

二月、礪良府院君宋瑞卒す、三月、元、使を遣し鄭天起等を誅す。

復た趙日新の黨を治するを以て也、盡く其家を籍す。

夏四月、地震ふ、秋八月、元、繼々太子等を遣し、來つて榮安夫人を宴す。

元は繼々太子定安平章等を遣し、來つて孛兒札を賜ひ榮安夫人李氏を宴す、乙巳、宴を延慶宮に設け、王及び公主與かる焉、公主及び太子は南面し王は西に坐し李氏は東に坐す、王、酒を行ひ跪て太子に献す、太子立つて飲み、太子酒を行ひ先づ李氏に献じ次に王に次に公主にす、宴酣にして僱人升りて西階に坐し、衛士は東階に在り争つ

て肉を啖ひ勝負を較し樂と爲す、既にして胡歌を奏し庭に胡舞し、歡を極めて罷む、是宴に布を剪りし花を作ること凡そ五千一百餘匹他、物是に稱ひ奢侈を窮極す、國用罄竭し物價騰聳す、公私に油蜜果を用るを禁す、是より元は連歲來つて宴を賜ふ。九月、左政丞曹益清免ぜられ、印承且を以て之に代ゆ、虫有り松岳の松葉を食ふ。

是より歳として食はざる無く、松樹幾んど盡く死す。

冬十一月、前僉議政丞曹益清卒す。

襄平と諡し、後ち恭愍の廟に配享す。

『甲午』三年〇元至正十四年。

春正月李、仁復を以て政堂文學と爲す、二月、蔡河中を以て領都僉議と爲す、廉悌臣を政丞と爲し、康允忠、元顯を賛成事と爲す。

顯は溥の孫也、狂縱にして學術無し。

三月朔、日食す、夏四月、倭、全羅道に寇し、漕船四十餘艘を掠。

五月、盧頤を以て集賢殿太學士と爲す。

頤は女を元主に納れて寵有り、故に是職を拜す。

六月、前僉議政丞漢陽府院君韓宗愈卒す。

宗愈は漢陽の人、少より瞻視異常なり、性厚重に軀幹魁偉に、之を望むに儼然として其公輔の器なるを知る、樽俎の間和氣油然として愛す可し、事に處し物に接する皆餘裕有り、文章を爲くり務めて俗氣を去り、尤も意を詩に致す、嘗て忠穆を輔け師傅と爲り教導方有り、王甚だ之を敬重し將に大用せんとす、文節と諡す。

史氏曰く、宗愈は四朝に歷事し、烈宣肅惠が多事の時に當り、事に難を辭せず精忠大節大に人に過る者有り、首相と爲るに及び、幼主を輔け亦た大臣の體を得たり、賢なり矣。

元は兵を徵し南賊を征するを助けしむ。

時に天下大に亂れ、劉福通韓山童等は兵を河南に起し、紅巾を以て號と爲し河南山東に分據し、其黨沙劉開先生等と與に横行侵掠し、張士誠等も亦た江淮に據有し、所在

響應す、丞相脫脫は將に命を受け南征せんとす、適々蔡河中は使を奉じて元に在り、脫脫は河中に言ふ、宜く勇銳を遣し以て征を助く可しと、河中許諾し、且つ柳灑廉悌臣等が勇畧有るを薦む、是に至り元は使を遣し柳灑悌臣、權謙元顯羅英傑印璫金鏞李權康允忠鄭世雲崔瑩李芳實安祐等、及び西京の水手三百を徵し、且つ驍勇を募り、期するに八月を以てし、燕京に集り張士誠を討たんとす。

秋七月、柳灑等兵に將とし元に赴く。

時に灑等將さに元に赴かんとし、將士に並に爵秩を加へ、自ら軍を募れば皆な三級を超しめ、百官及び僧徒をして馬を出さしむること差有り、軍士をして價を平にし以て馬を市はしむ、而も赴征軍は多く抑買し馬民を劫奪す、行省之れを禁すれども得ず七月癸亥、灑等は兵二千を率ゐる京師を發す、時に赴征の諸將は皆な將相の名望有る者にして、精兵銳卒皆な征に従ひ、宿衛虛弱なり、王疑懼し、弓手を西海道に募り以て不虞に備ふ、諸軍鴨綠に至る、康允忠は衆に謀つて曰く、吾輩親戚に離れ墳墓を去り以て死地に就き、生還を期せず、精騎を以て馳せて京師に還り、始めて謀を發する者

を斬らんと欲すと、廉悌臣曰く、計に非ざる也、君は天也天は逃ぐ可けんや、忠臣義士に豈に反側の言有らんやと、遂に間道より疾く行く、允忠は發するを得ず、是役や脱脫は軍八十萬を領し高郵を攻む、柳濯等征に赴ける將士及び國人の燕京に在る者惣て二萬三千人、前鋒と爲りて高郵を攻め城將さに陥らんとす、韃韃の知院老長は我國人の功を專にせんことを忌み、令を下して曰く、今日已に暮る明日乃ち取らんと、軍を麾て退く、是の夜賊は壁を堅くし備を設く、明日之を攻めて克たず、會ま脱脫は諜を被り淮安に流さる、自後南賊は日に盛なり、我軍は攻めて六合城を抜き、又移つて淮安路を防ぎ、前後數十餘戰、李權等六人戰死す、崔瑩は力戦し身に數創を被り、殺獲甚だ多し、明年に至り乃ち還る。

洪彦博、尹桓、金敬直を以て、並に僉議賛成事と爲す。

桓は秀の孫也。

冬十月、前政丞廉悌臣元より還る。

悌臣既に元に向く、王、使を遣し還さんことを請ふ、之を許す。

十二月、李齊賢、洪彦博を以て僉議政丞と爲し、崔大澤を賛成事と爲す。

德寧公主元より還る、王の之を事ふる甚だ恭く、供奉は三殿に視ぶ。

「乙未」四年○元至正十五年。

春正月、太白晝見ゆ、二月、鷲城君辛裔死す。

裔は高龍普の姻族を以て、且つ奸愾を以て專恣し、忠惠忠穆忠定の時に事を用ゆ、是に至り死す。

全羅道按廉使鄭之祥は元の降香使を全州に囚す。

元の降香使楚思不花は本と我國の人也、元に入り寵有り、其兄弟皆な臆仕し威福を擅にし國人之を畏る、是に至り不花は諸道に降香し至る所に暴を縦にす、之祥は迎ね候し恭謹す、不花は其接伴使洪元哲の讒を聴き之を縛辱す、之祥忿恚し大に叫び州吏を給て曰く、國家已に諸奇を誅し復た元に事へず、若等何を畏れて我を救はざるやと、邑吏突入して之祥を扶け之を出す、祥遂に衆を率ゐて不花元哲等を執へ之を囚し、馳

せて京に還らんとし道に公州を過ぎ、不花の弟應呂を執へ之を搥死し、京に入り王に白す、王驚愕し之祥を巡軍に下し、使を遣し全羅の牧使及び邑吏等を捕ふ、元は使を遣し來りて之祥を鞠し、全州を降して部曲と爲す、幾くならずして諸奇誅せられ、之祥免るを得たり。

三月、倭、全羅道に寇す。

四月又來り寇し、漕船二百餘艘を掠む。

夏五月、安輔を以て政堂文學と爲し、尹守常を密直提學と爲す。

輔は軸の弟也、亦た元朝の制科に擢で才名有り、久く近密に在り自ら謂へらく遇知さると、知つて言はざる無し、既にして王以て事情に濶しと爲し復た聽用せず、輔も亦た母老るを以てし歸るを乞ふ、守常は宦者の妻親を以て是職を拜するを得、世に譏る所と爲る。

六月、地震ふ、秋七月、兩府に命じ、才を守令に堪ゆる者を擧げしむ。

時に王は數ば宰相に令し牧民の才を擧げしむ、後ち全以道なる者有り王に言つて曰く、舊制に監務縣令は皆な登科の文士を用ゆ、近世専ら諸司の胥吏を以てす、之か爲め貪汚虐民し、且つ秩卑く人微なり、豪強之を輕んじ恣に不法を行ひ、郷邑益々す敝ると、王其の言を納れ、五六品を以て安集と爲し舊弊を革めんと欲す、然れども安集は批目に出るに非ず、皆な時宰の擧る所を用ひ、白牒を以て任に之く、其後ち軍功に之の官を添設し、工商の賤と與に皆な之を爲すを得。

前知都僉議韓大淳卒す、淳は渥の子也。

冬十二月、都僉議司事金鏞を濟州に流す。

鏞は元より東還して幸を王に得、鄭世雲洪義金普等と權寵を爭ふ、會々普は母の憂に丁る、鏞は密に人に諭して上書し、百官に三年の喪を行はんことを請はしめ、鏞等は旨を矯め其書を下し、逼つて施行せしむ、王悉く其狀を知り鏞を濟州に流し、遂に三年の喪を罷む。

按するに金鏞の情狀は固り惡む可し、之を流すは不可に非ざる也、然れども三年の喪

は天經地義なり、今ま鏘を怒るを以てして並に之を罷む、亦た獨り何ぞや。

我が桓祖は雙城より來朝す。

雙城は趙暉の反よりして國土と爲らざる久し矣、時に我が桓祖は雙城の千城と爲り來朝す、王曰く、乃祖乃父は身は外に在りと雖、乃は王室に心す、我が祖考實に之を寵嘉せり、今ま卿は祖考を辱むる無し、予將さに汝を成に玉にせんとす矣と、雙城の地頗る饒沃なり、邊民の恒産無き者多く歸す焉、國家は中書省に聞し官を差し來る、遼陽省も亦た官を差し來り朝廷も亦た行省郎中李壽山を遣し、往きて新舊籍民を區別し、之を三省照勘の戸計と謂ふ、其後ち撫綏宜きを失ひ稍や流徙す、王は桓祖に命じ之を主らしむ、是に由り其業に安するを得。

【丙申】五年○元至正十六年。

春正月、赤氣日を挾み、長さ數尺餘、其中に皆な日輪。

有り、人言ふ三日並び出づと。

三月、日に黒子有り、我が桓祖は雙城より來朝す。

夏五月、奇轍、權謙、盧頊等叛を謀り誅に伏す。

王迎に謂つて曰く、頑民を撫綏し亦た勞せずやと、時に奇轍は元后に倚り勢ひ縱暴なり、人有り密に告ぐ、奇轍は潜に雙城の叛民に通じ、結んで黨援を爲し、逆を謀る、王は桓祖に諭して曰く、卿歸りて吾民を鎮めよ、脱し變有らば當に吾命の如くせよと

諸奇は縱暴日に甚く、元は轍は遼陽省平章大司徒を授く、轍は遼陽より來り母を覲し王に臣と稱せず、王益々す不平なり、時に權謙、盧頊は俱に女を元に納れ寵有り、轍は謙等と聲勢相倚り、天下の大に亂るを知り自ら念へらく、惡を積み怨を斂む、一朝勢ひ去らば保し難きを恐れ、遂に自全の計を謀り、親戚腹心を以て權要に布列し、陰に黨援を樹て將に大逆を圖らんとし、諸道の兵器を閲し、詐つて詔使と爲し訛言を扇動し、密に期會を諭し約して以て事を舉げんとす、王先だつて之を知り、托するに曲宴を以てし宰樞をして皆な宮庭に會さしめ、人を遣し轍謙頊及び三人の諸子を召す、轍と謙とは先だつて至り、餘は未だ到るに及ばず、密直慶復興黃石奇等は密に王に白し、先づ二人を殺さんと請ふ、王之に従ふ、即ち密直姜仲卿、護軍睦仁吉等をして轍

と謙とを推殺す、是に於て奇權の麾下狼狽四散す、禁衛の諸軍一時に俱に發し、劔稍路に交ゆ、遂に盧頤及び諸奇を捕へ、妻子は少長と無く皆な之を殺す、權盧の子弟は或は斬り或は流し、三人の家を籍没し、其黨金普等數十人を流す、惟だ轍の子上護軍世傑、平章賽因帖木兒は元に在りて死せざるを得、榮安夫人李氏は以て憂ひ病を得。

洪彦博、尹桓を以て僉議政丞と爲し、許伯、黃石奇を贊成事と爲す、

征東行省理問所を罷む。

印璫、柳仁雨等を遣し、鴨綠の西站及び雙城等の地を伐たしむ。

王既に奇轍を誅し、復た舊壘を收復せんと欲し、乃ち評理印璫、密直姜仲郷を以て西北面兵馬使と爲し、辛珣、崔瑩、俞洪等を之か副とし、鴨江以西の八站を攻めしめ、密直柳仁雨を以て東北面兵使と爲し、黃天甫、金元鳳等を之か副とし、雙城を收復せしむ、印璫は擅に姜仲卿を殺す、六月、兵を引き鴨綠を渡り婆娑府等の三站を攻め、之に克つ、時に元は奇轍の己に死せるを知らず、使を遣し印章を賣し以て來る、辛珣は諸れに道に遇ひ印章を奪ひ、僂從使者を殺し夜る逃ぐ。

六月、僧釋器を濟州に安置し、前政丞孫守卿等を殺し、康允忠を貶して東萊縣令と爲す。

初め忠惠王は宮人林氏を幸し釋器を生む、忠定は祝髮せしめ萬德社に置く、是に至り王は護軍林仲甫等は釋器を奉じて不軌を圖らんと欲すと聞き、之を巡軍に囚し其獄を按治し、前政丞孫守卿及び贊成事康久忠、密直洪峻等十餘人に辭連す、是に於て並に守卿仲甫等を斬り、允忠を貶し釋器を濟州に安置し、海中に至り人をして之を水に擠さしむ、釋器死せず亡匿す。

至正の年號を停む、秋七月、官制を復舊し、洪彦博、尹桓を以て門下侍中と爲し、柳濯を門下侍郎平章事と爲す。

東北面兵馬使柳仁雨は雙城を拔く、總管趙小生等北走す。

高宗の世に、趙暉は和州迤北を以て元に降る、元は雙城府を和州に置き、暉の子孫世世總管と爲る、是より先き暉の孫噉は朝に入り仕へ、中肅の寵する所と爲る、王薨じ噉は雙城に還る、是に至り仁雨等は兵を率ひて鐵嶺を過ぐ、總管趙小生は噉の從子也

將に兵を擧げ拒守の計を爲さんとす、噉は曾て本朝に仕へ國に向ふの心有るを以て、之を拘留す、存撫使李仁任は仁雨に説き書を噉に貽る、噉は書を得遂に小生の謀主趙都赤を誘ひ、且つ其の子仁壁仁沃等を率ゐて仁雨の軍に奔る、仁雨は噉の計を用ひ仁壁を遣し之を招諭す、是に於て北人相率ゐて來り降る、初め王は仁雨逗留すと聞き、兵馬判官丁臣桂を遣し我か桓祖に内應を諭す、桓祖は命を聞き即ち枚を啣みて行に就き、仁雨と兵を合し雙城を攻め破る、趙小生、卓都卿逃げて任板嶺北に入る、是に於て盡く和登長定宜文等の舊地を復す、國家は東北面を失ふこと凡そ九十九年にして之を復す、仁雨の初めて至るや、端州以北千數百里靡然として南向す、仁雨は財を貪り殺を好む、北人か歸附の心遂に沮む。

西北面兵馬使印瑄を斬り、表を奉じ元に謝す。

是より先き元は本國の節日使を囚し、八十萬の兵を發し來り討つて聲言す、又使を遣し邊を侵せる事狀を詢問す、是に至り王乃ち印瑄を斬り、謝表を以て元使に附し之を獻じ、奇贖等か逆を謀れるの罪を極陳し、又た侵邊の罪を以て印瑄に歸し之を殺し、以て元に説く。

九月、廉悌臣を以て西北面兵馬元帥と爲し、柳淵、金元命等を之が副とす。

時に王は罪を元に謝すと雖、尙ほ元の兵を擧げ來り討たんことを恐れ、悌臣等に鉄鉞を授け以て之を遣る、悌臣は邊に至り調兵屯圍等の策を條上す。

我か桓祖を以て、大僕卿と爲し、宅一區を賜ふ。

百官に令し錢幣を議す。

都堂は百官をして錢幣を議さしむ、諫官は銀瓶を廢し銀錢を用ひんことを請ふ、其議の畧に曰く、銀瓶は重き一斤直ひ布百匹なり、價重くして買寡し、銀一兩は直ひ布八匹なり、宜く鑄と錢と爲さしむ可し、其兩數に隨ひ帛毅の多少を准ず、之を銀瓶に比せば鑄造し易く、之を銅錢に比せば利取多し、且つ五升布を用ひば、則ち公私便せん矣と。

冬十月、元の使撒廸罕等來る。

元復た迪罕等を遣し、來つて王の前過を赦し、其自新を許す、王盛んに兵衛を陳し以

て使を迎ふ、是より信使復た通ず。

政堂文學李仁復を遣し元に如く。

恩を謝し、且つ雙城の本末を陳べ舊疆に復せんことを請ふ、又た德興君塔思帖木兒を送らんことを請ふ、元從はず。

濟州の人亂を作し、都巡問使尹時遇等を殺す。

十一月、李齊賢、廉悌臣を以て門下侍中と爲す。

侍中尹桓、侍郎柳濯等は事を以て坐し流さる、洪彦博亦た免せらる。

十二月、南京の宮闕を修葺す。

時に術士の言を以て、復た遷都の議有り。

〔丁酉〕六年○元至正十七年。

春正月、赦す、二月、金敬直を以て西北面都元帥と爲す。

夏五月、侍中李齊賢致仕す。

倭、喬桐に寇す、京城戒嚴す。六月朔、日食す。

蔡河中は獄に下り自殺す。

是より先き河中は事を以て順天に流さる、是に至り僧達禪有り河中の所より全贊を訪かて曰く、蔡相は公と與に大事を謀らんと欲すと、語洩る、河中及び贊等を逮繋す、王、李仁復に命じ之を鞠さしめ、拷掠すること累旬、河中誣服し自ら縊る、遂に市に斬る、仁復歎じて曰く、人の辜無きを知り理を伸る能はずして獄成る、吾は其れ後無からん乎と、全贊逃ぐ、追捕して之を斬る、辭連し坐して流さる者鄭珣洪尙載等六七人。按ずるに河中は小人也、其平生の罪惡固り誅に勝れず矣、恭愍即位の初に典刑を明正する能はず、願つて之を首揆に居らしめ、任するに國政を以てし、一朝闇昧の故を以てして獄に下し之を殺す、則ち猶ほ未だ大臣を殺すの名を免れざる也、惡んぞ能く惡を懲し人心を服せんや。

秋七月、門下侍中致仕李凌幹卒す。

凌幹は南原の人、久く忠宣に燕邸に従ひ、獨り清苦自ら勵み終始節を盡せり、其後ち

元は省を東方に立てんと欲するや、凌幹は金怡等と與に奏請し、其議を寢む。

前平章事許伯卒す、伯は珙の孫也、八月、瑩崔を以て東北面體覆使と爲す、九月、文堂學安輔卒す。

輔は性剛直廉潔、文章を爲り華を去り實を取る、事に臨みては務めて大體に遵ひ、畧は依違願望せず、生産を事とせず没するに及び家甌石の儲無し、文敬と諡す。

鹽鐵副監を諸道に遣す。

諫官李穡、田祿生李寶林鄭樞等上書し、極めて其弊を言ひ遣す勿らんことを請ふ、宰相廉悌臣は以て中止す可らずと爲し、乃ち之を遣る。

中外冠服の色を改む。

司天監于必輿上書して言ふ、我國は白頭に始まり智異に終る、其勢ひ水根本幹の地、黒を以て父母と爲し青を以て身と爲す、風俗の若き、土に順へば則ち昌に土に逆へば則ち災す、風俗なる者は、君臣百姓の衣服冠蓋樂調禮器什用是れ也、今後文武百官は黒衣青笠とし、僧は黒巾を服し女は黒羅を服さしめん、又た諸山に松を栽ね茂密にし

凡そ器は鍮銅瓦器を用ひ、以て風土に順はんと、之に従ふ。

地大に震ふ、赦す、倭、喬桐に寇す。

從軍李云牧等怯懦にして戦はず、巡軍の獄に下す。

冬十月、諫官は三年の喪を行はんと請ふ。

李穡建議し三年の喪を行はんと請ふ、王之に従ふ。

東北面大に饑ゆ。

「戊戌」七年○元至正十八年。

春二月、黃石奇を以て門下侍郎と爲し、金鏞を中書侍郎と爲し、並に同平章事とす。

三月、倭、角山戌に寇し、船三百餘艘を焚く。

京都の外城を修す。

李齊賢等建議し、王城は備無かる可らずと、故に請ふて之を修す。

夏四月、大旱し、正月より雨せず是月に至る。

崔瑩を以て楊廣全羅道體覆使と爲す。

時に倭寇處々に竊發す、乃ち瑩に命じて體覆使と爲す、且つ按廉以下の賊を禦ぐ能はざる者は、悉く軍法を以て論せしむ。

李達衷を以て東北面兵馬使と爲す。

達衷は識鑑有り、其の將に還らんとするに及んでや、我か桓祖は野に餓し、太祖大王は桓祖の後に立ち、桓祖は酒を行ふ、達衷立つて飲む、太祖大王の酒を行ふに及び乃ち跪て飲む、桓祖怪んで之を問ふ、達衷曰く、此れ誠に異人なり公の及ぶ所に非ず、公の家業此の人必ず能く之を大にせんと、因て子孫を以て屬す焉。

沿海の倉廩を内地に徙す。

時に倭は韓州に寇し又た鎮城の倉に寇す、全羅鎮邊使高用賢は沿海の倉廩を内地に徙さんことを請ふ、王之に従ふ。

五月、方谷珍は使を遣し來聘す。

時に谷珍は台州に據り、人を遣し方物を献す。

倭、喬桐に寇す。

時に倭兵を窄梁を過ぎ、沔州(今河川)龍城(今水原に屬す)等を侵掠し、又進んで喬桐を焚く、是に於て京城戒嚴し兵を發し、李春富安祐を以て東西江兵馬使と爲し以て之を禦ぐ、幾くならずして糧餉繼がざるを以て春富等を召還す。

六月朔、日食す、大赦す、秋七月、太白晝見ゆ。

中書侍郎致仕金承澤卒す、良簡と諡す。

張士誠は使を遣し來聘す。

時に士誠は杭州に據り太尉と稱し、使を遣し來りて珍玩を献す、王、書を修し之を謝す、其後ち又使を遣し來る。

倭、全羅の漕船を焚く。

時に倭寇は梗を爲し漕船通せず、漢人張仁甫等六人を以て都綱と爲し、各の唐船一艘戰卒百五十人を授け、全羅の租税を漕轉せしむ、賊風に乗じて火を縦ち之を焚く、我

師敗績し死する者甚だ多し、幾くならずして倭復た花梁仁州に寇す。

八月、李崑を以て門下侍中と爲す、九月、人を遣し都を遂安谷州に相す、

時に倭寇漸く逼り、國家都を遷すの議有り。

冬十月、大雷雨し地震ふ、十一月赦す。

災異屢ば興るを以ての故也。

十二月朔、日食す、李穡を以て樞密院右副承宣とす。

時に穡等は事を言ひ權貴に忤ふ、一時諫官は皆な外に補し、穡も亦た尙州に擬す、王特に穡を以て樞密院承宣と爲し、宰相に謂つて曰く、李穡の才徳は衆に出づ、他人の比に非ず、用舎是の如くならざれば以て人心を服する無し、と是より常に機密を掌る

「己亥」八年〇元至正十九年。

春正月、黃石奇罷む、李承慶を以て門下侍郎平章事と爲す。

承慶は兆年の兄の子也、嘗て元に仕へ其後喪に奔り東還す、王遂に之を用ゆ、元徴

するも赴かず。

夏四月、李齊賢の女を納れ惠妃と爲す。

時に王久く嗣子無し、宰相は名家の女を選び後宮に納れんことを請ふ、公主之を許す、是に於て李齊賢の女を納れ惠妃と爲す、實に王の意に非ざる也、既にして公主之を侮ひ膳を進めず、是に於て讒構交も興り、公主始めて妬媚の志有り。

五月、赤黒の蟻相闘ふ。

司天監奏す、螻蟻戦ふ兵大に興らんと、明年是の日復た蟻闘の妖有り。

倭、禮成江に寇し、又た甕津縣を焚く。

六月、南陽侯洪彦博等に功臣の號を賜ふ。

諸奇を平るを以て也、柳淑は諸功臣に謂つて曰く、此功券は即ち罪案也、願くは諸公相勉めて同心し、以て王室に奉じ復た私黨する無かれど。

新に樂器を制す。

臺官言ふ、國都遷徙の後ち樂工散じ去り、聲音廢失せり、宜く有司に令し樂器を新成

す可しと、之に従ふ。

秋七月、前賛成事閔思平卒す。

思平は頗の子也、性温雅にし姻親に睦み交友に善す、器局有り、官に居り事に處して崖異を爲さず、詩書を以て自ら娛む、著す所及菴集有り。

張士誠使を遣し來聘し、方谷珍も亦た使を遣し好を通ず。

冬十一月、遼瀋の流民多り來り投ず。

時に天下大に亂れ、遼瀋の民數千餘戸來り投ず、西北の郡縣に分ち處き資糧を官給す、是より先き本國の人も亦た江を渡り居生する者多し、是に至り兵亂を以て皆自ら還る。

紅頭の賊邊を犯す。

時に紅巾賊天下に逼く、賊魁關先生破頭潘等進んで元の上都を陥れ、轉じて遼陽を掠め、書を本國に貽り諭すに中原を恢復するの義を以てす、是に至り其黨三千餘人鴨綠を渡り剽掠して去る。

慶復興を以て西北面元帥と爲し、安祐を之が副とす、以て紅賊に備ふ也。

十二月、紅頭の賊義靜麟州を陥る。

丁卯、賊魁僞平章毛居敬の衆四萬と號す、鴨江を氷渡し義州を陥れ、副使朱永世及び州民千餘人を殺す、戊辰、靜州を陥れ指揮使金元鳳を殺し、又た麟州を陥る、安祐は兵を進め之を拒ぎ却く。

侍中李崑を以て西北面都元帥と爲し、慶復興を之が副とし、諸將を領し賊を禦ぐ。

崑を以て元帥と爲し復興を之が副とし、金得培を指揮使とし、李春富を西京尹とし、李仁雨を存撫使とし、進んで紅賊を禦ぐ。

安祐は賊兵を清川江に敗る。

乙亥、賊は鐵州に入る、安祐は七十餘騎に將とし戰地に行き、山に登り馬を息はす、猝に賊將毛貴揚の兵大に至るに値ふ、諸將皆懼る、祐は談笑自若たり、從容として馬

に跨り兵を引の直に清江を過ぎて陳す、兵馬判官丁賛勇を奮つて先登し賊將一人を斬る、賊稍や却く、祐は裨將李芳實等と與に奮撃して大に之を破る、賊退て麟靜州に屯す、幾くならずして祐は得培と與に進み戰ひ、賊の敗る所と爲り退て定州に還る。

前賛成事康允忠を殺す。

允忠は前に釋器の獄に坐し東萊に貶さる、是に至り之を殺す、又た前代言洪開道を殺す、時議に冤と稱す。

按するに康允忠は君母に通じ事を兩朝に用ひ、舉國切齒する久し矣、今ま恭愍之れを誅す、而るに國人の冤と稱するは何ぞや、其罪を以て之を罪せざるを以て也、昔し孟椒は關盟を以て臧孫を斬る、而も臧紇服す、子産は三木を以て黑肱に加ふ、而も鄭國畏る、誠に罪名當り而して誅罰必するを以て也、恭愍は此義を明かにせず、元惡大愆をして假息優容せしむる幾んど十年、竟に微罪を以て之を殺す、人心の服せざる怪むに足る無き也。

李崑退きて黃州に屯す、賊西京を陷る。

李崑は西京に至る、諸軍未だ集らず、李春富等は、倉廩を焚き退て要害を保たんと欲す、崑曰く不可、賊は遠く闘ふ鋒當る可らず、若し啖はすに此城を以てし賊をして中止せしめば、國家は區處する所有り、賊我が退くを見れば必ず驕り、且つ倉廩の實るを見必ず留連旬月せん、吾軍の稍や集るを俟ち一朝に襲ひ取らば、安んぞ知らん今日焚かんと欲する所の者は、吾が他日の所用たらざるを、是に由り倉廩廬舎は全きを得と己卯、諸軍退て黃州に屯す、京城恟懼し人皆な荷擔して立つ、丁亥、賊進んで西京を陷る。

都元帥李崑を罷め、平章事李承慶を以て之に代ゆ。

朝廷は李崑が懦にし軍する能はざるを以て、承慶を以て之に代わ、又前賛成事權適を遣し僧兵を帥る征に赴かしむ。

大に饑ゆ。

「庚子」九年〇元至正二十年。

春正月、鄭世雲を以て西北面都巡察使と爲す、上將軍李芳實は賊兵を

鐵和に敗る。

(鐵和は黃州に在り)芳實は賊に遇ひ之を破り、百餘級を斬る、時に朝廷遣す所の尙書金縉、宦者金玄等は賊と祥原に戦ひ、亦た百餘を斬る。

諸軍西京を攻めて之を抜く、賊退て龍岡咸從に屯す。

丙午、諸軍は生陽驛に次す、總て二萬人、時に天甚だ寒く士卒凍む、賊は我軍の將に進攻せんとするを知り、遂に擄する所の西北諸城の人を殺す、萬を以て計へ積屍丘の如し、丁未、諸軍進んで西京を攻む、歩兵先だつて入り、躡死する者千餘人、賊兵の死する者無慮數千人、是に於て賊は西京を棄て退て龍岡咸從等の地に屯す。

安祐を以て安州都萬戸と爲し、李芳實を上韓戸と爲し、金於珍を副萬戸と爲す。

二月、安祐等は賊と咸從に戦ひ敗績す。

安祐等兵を咸從に進む、賊は祐等が未だ陣せざるに乗じ之を突撃し、我師敗北す、賊精銳を以て之を躡ふ、祐芳實於珍等は殿して以て之を拒ぎ、賊逼るを得ず、會ま東北

面千戸丁臣桂は兵を引の適ま至り殊死して戦ふ、賊の追兵乃ち止む、我軍死亡する者千餘人。

政堂文學安震卒す。

震は元朝の制科に中り、文學を以て名有り。

諸軍は賊を咸從に攻め大に之を破る、賊遁く、安祐李芳實等之を追撃す。

壬甲、諸軍復た咸從に戦ふ、判開城府事辛富、將軍李賢戰死す、是に於て諸軍力戦す、賊勢ひ窮まり柵に入る、我歩兵は柵に入り之を撃ち、騎兵は柵を環りて亂射し、二萬餘級を斬り偽元帥沈刺黃志善等を虜にす、賊の餘兵退き走る、李芳實は精兵一千を以て追ふて延州江に至る、祐於珍等繼で至る、賊は江を渡り陥り死する者復た數千人、賊數千は岸に登り拒ぎ戦はんと欲す、祐等は窮寇の死戦せんことを疑ひ兵を斂めて追はず、是夜賊遁く、芳實は糜食して之を追ふ、賊徒飢困し安鐵數州の間に死者道に相繼ぐ、芳實追ふて古宣州に至り、復た數百級を斬る、賊餘三百餘人鴨江を渡りて走る

芳實等之を追ふて及ばず。

三月、慶復興師を班す。

元帥李承慶は病を以て先だつて還る、承慶復興安祐李芳實金得培等に功臣の號を賜ふ
夏四月、紅賊復た西海道に寇す、李芳實撃つて之を走らす。

時に賊は復た舟師七十餘艘を以て豊州に泊す、既にして賊の百餘艘又た安岳郡に入り
黃州に侵し及ほし分掠横行す、王、芳實を遣し賊を豊州に撃ち之を破る、賊乃ち遁ぐ
王、芳實に玉纓玉帶を賜ひ以て之を寵す、公主曰く、何ぞ至寶を惜まず輕々しく以て
人に與ふや、王曰く、我宗社をして丘墟と爲さず百姓を魚肉と爲さざらしむるは、皆
な此人の功也、肌膚を割き以て之に與ふと雖尙ほ報ゆる能はず、况や此物をやと。
大旱す。

二月より雨せず是月に至る、王之が爲めに一日一食とす。

五月、順興君安牧卒す。

牧は子器の子也、文肅と諡す。

倭、楊廣道に寇す、柳濯を以て兵馬都統使と爲し、諸將を領し之を禦
がしむ。

倭、全羅道に寇し、己にして進んで楊廣道に寇し、平澤牙州新平（今洪州に屬す）龍
城等の十餘縣を焚掠す、京城戒嚴し、遂に濯を以て都統使と爲し、李春富を東江兵馬
使と爲し、我が桓祖を西江兵馬使と爲し、坊里の丁天を發して軍と爲し、又た百官に
令し戦を助けしむ、諫官は宮門に詣りて辭す、參政鄭世雲曰く、諫官の軍に従ふは古
未だ聞かざる所なり、國體を如何と、王特に之を免す、國學官上書して言ふ、夫子の
廟庭に侍する學官の軍に従ふは、古に其例無しと、侍中廉悌臣、李岳皆な曰く、爾ち
孔子を守らずと雖孔子焉んぞ逃げんと、簽書金希祖固く之を争ひ克たず、彦陽伯金敬
直は闕に詣り、宰相の博奕戲謔するを聞き、家に還り太息して曰く、國家其れ將に亡
びん乎、宰相は太平の世に在りと雖尙ほ戲に耽る可らず、况や今ま干戈搶攘し饑饉荐
に臻る、此を之れ恤ひずして耽樂する是の若し、國亡びざらんと欲するも得んやと

閏月、倭、江華に寇し、三百餘人を殺し米四萬石を掠む、門下侍郎平

章事李承慶卒す。

承慶の西征するや、諸將が力を盡し賊を撃たざるを以て、憤惋して食はず遂に疾を得て家に還り、尋で卒す、王其の忠義を稱して置かず。

六月、大に饑ゆ、全羅慶尙道尤も甚く、死亡半ばに過ぐ、京城米五升の直は布一匹。

京城大水し、人畜を漂没する甚だ多し。

秋七月、王、白岳に幸し遷都の地を相る。

是より先き王は都を南京に遷さんと欲し、宮闕を修し民甚だ之に苦む、既にして卜兆の吉ならざるを以て止む、又た地を白岳に相し宮闕を紛す、人之れを新京と謂ふ、白岳は臨津の北に在り。

益山君李公遂等を遣し元に如き、至らずして復る。

時に元朝に朝聘する久く絶ゆ、王、公遂等を遣し元に如き、賊勢を審にせんと欲す、湯站に至り路梗つて還る、王大に怒り復た之を遣す、瀋陽に至り留まること數月、又達

するを得ずして還る。

八月、三年の喪製を除く。

四方兵興り人を用る急なるを以て、故に命じて之を除かしむ。

冬十一月、王、白岳の新宮に移御す。

新宮成る、王、之に移御し留ること四月にして還る。

富原候悞遜卒す。

遜は本と同鶴の人、元に仕へ翰林學士と爲り、紅賊の亂に兵を避けて東來す、王の元に在るや會て與に相知る、故に之に待つ甚だ厚し、著す所の文集世に行はる。

麗史提綱卷之十九 終

麗史提綱卷之二十

恭愍王紀下

「辛丑」十年○元至正二十一年。

春正月、王、白岳の新宮に在り、赤祲天に竟る。

崔瑩を以て西北面都巡察使と爲す。

時に瘡痍未だ復さず餓孳相望む、瑩は廣く賑濟場を置き糧種を給し耕農を勸め、戰士の骸骨を收め瘞む。

二月、我が桓祖を以て東北面兵馬使と爲す。

臺官上疏以爲へらく、李(諱)は東北面の人にして又た本界の千戸也、鎮帥と爲さしむ可らずと、王允さす、宴を賜ひ行を慰め、尋で戸部尙書を加ふ。

二月、王及び公主白岳より至る。

倭、南海に寇し、幾くならずして又た固城、蔚州(今蔚山)巨濟に寇す

夏四月、日食し既にして、西北面大に饑饉、人相食み盜賊蜂起す。

我が桓祖は東北面に薨す。

計開ゆ、王震悼し使を遣し吊賻す、士大夫咸な驚て曰く、東北面に人無し矣と。

五月、上洛候金永煦卒す。

永煦は性嚴重沈毅、親舊を周恤し子弟の爲めに恩を祈らず、貞簡と諡す。

六月、大白晝見ゆ、秋八月、倭、東萊等の地に寇す。

倭、東萊蔚州に寇し其漕船を奪ふ、又た梁州金海泗州密城等の郡に寇す。

九月、使を遣し元に如く。

時に使价久く絶ゆ、是に至り通路復た通ず、尙書朱思忠を遣し表を奉り陳賀す。

復江征東省官を置く、元の朝する路復た通ずるを以て也、禿魯江の萬

戸朴儀叛く、尙書金進を遣し往きて之を討たしむ。

璉は師を濟はんことを請ふ、時に我太祖大王は金吾衛上將軍を以て東北上萬戸たり、王、我太祖大王に命じ往きて之を援けしむ、我太祖大王は親兵一千五百人を以て之に赴く、時に儀は己に其黨を率ゐ逃げて江界に入る、盡く捕へ之を誅す。

冬十月、地震ふ、紅頭の賊復た大舉來り侵す。

紅賊の偽平章潘誠沙劉關先生朱元師等は、二萬を率ゐ、丁酉、鴨綠江を渡り朔州等の地に寇す。

李芳實を以て西北面都指揮使と爲す。

朝廷は賊大に至ると聞き、芳實を以て指揮使と爲し、又た知樞密李餘慶を遣し岳嶺に柵守せしむ、幾くならずして賊兵進んで撫州と屯す、芳實は衆寡敵せざるを以てを歛めて進まず、盡く順殷成等亡八州の民及び粟を岳嶺の柵に移す。

參知政事安祐を以て上元帥と爲し、政堂文學金得培を兵馬使と爲す。

時に邊報日に急なり、朝廷は祐得培等を遣し兵に將とし西下せしむ、又た使を諸道に遣し兵を點し百官及び境内の僧寺に令し戰馬を出ださしむる差有り、都人を集め城門を修す。

十一月、廉悌臣罷め、洪彦博を以て門下侍中と爲す。

都元帥安祐進んで安州に屯す。

賊は安州を襲ひ官軍敗績す。

祐芳實等は指揮使金景礪と與に、各の麾下の兵を率ゐ賊を佯延博等の州に撃ち、連に之を敗り斬首三百餘級、王、祐を以て都元帥と爲し、諸軍を統で進んで安州に屯す。

丙辰、賊は安州を襲ひ官軍敗績し、上將軍李蔭趙天柱之れに死す、賊は金景礪を獲て其

元帥と爲し、書を我に移して言ふ、兵百十萬を將つて東せんとす、速に迎へ降れと。

參知政事鄭世雲を以て西北面軍容體覆使と爲す。

王既に世雲を遣し、又た鄭思道金料等を遣し岳嶺の柵を守らしむ、平章事李公遠は竹田に屯す、辛酉、我太祖大王は賊魁王元帥以下百餘級を斬り以て獻す。

金鏞を以て總兵官と爲し、柳滿を兵馬使と爲す。

皆進んで岳嶺の柵を守らしむ。

賊襲ふて岳嶺の柵を破り。諸軍大に潰れ、王南狩す。

癸亥、賊は兵萬餘を岳嶺の柵旁に伏せ、雞鳴に鐵騎五千を以て柵門を攻め破る、諸軍大に潰れ祐得培等單騎奔り還る、乙丑、祐は行きて兵を收め金鏞等と與に金郊に屯す

賊の先鋒已に興義驛に到る、祐等は崔瑩を遣し京兵を遣さんことを請ふ、王、事の急なるを知り遂に亂を避けてことを謀る、或は之を難する者有り、柳淑進んで曰く、國の恃む所の者は城池糧餉也、今や城完からず倉に儲無し、將た何を以て守らんと、遂に策を南幸に決す、京城の婦女老弱をして並に先づ城を出でしむ、丙寅、王及び公主は太后を奉じ將に南幸せんとす、芳實等馳せ至り、以て京城を守らざる可らずと爲す崔瑩尤も痛憤し大に叫んで曰く、願くは上少く留り、丁壯を募れ宗社を守れと、宰臣相顧て默然たり、駕晏天寺に幸し、近臣を遣し通衢に大呼し義兵を招募す、應ざる者纔に數人のみ、祐等之を如何ともする無し、王に白して曰く、臣等此に留りて賊を禦がん、請ふ王行けど、王遂に崇仁門を出づ、公主も亦た馬に乗る、見る者泣下せざるは無し、是に於て老幼頗る子母相棄て、鬪籍して野に滿ち哭聲天に震ふ、從臣は惟だ洪彦博李岳鄭世雲金鏞等數人之に隨ふのみ、王は臨津に至り顧て山河を瞻、元松壽李穰に謂つて曰く、此の如きの風景、卿等政さに宜く聯句す可しと。

諸道に巡問兵馬使を分遣す。

柳濯を慶尙道に、李春富を全羅道に、李成瑞を楊廣道に、姜碩を交州道に遣し、兵馬を徵調す。

賊兵京城を陥る。

辛未、賊京城を陥れ、遂に屯すること數月、牛馬を殺し皮を張りて城と爲し、水を灌ぎて氷と爲し、人縁上するを得ず、又た男女を屠り炙き、或は孕婦を燻き之を乳食し其殘虐を恣にす。

十二月、車駕福州に至る。

初め京城を發する倉卒にして儀衛を成さず、迎曙驛に至るに及び、忠清按廉使安宗源忠州牧朴曠等來り謁す、既にして清州尙州等の兵馬繼で至り、始めて形様を成す、然れども到る處人民潰散し供億給せず、是に於て安宗源等を巡軍獄に下す、十二月壬辰始めて福州に至る。

鄭世雲を以て摠管と爲し北して紅賊を伐たしむ。

世雲は性忠清、王の南幸より日夜に憂憤し、賊を掃ひ恢復するを以て自ら任じ、王に

請ひ亟に哀痛の教を下し以て民心を慰めんと、使を遣し諸道の兵を督し賊を討たんとす、王遂に世雲を以て摠兵官と爲し諸軍を統べ進討せしむ、世雲は都堂に詣り憤然として揚言し曰く、吾が如き者も亦た相と爲る宜べなり亂るることやと、語諸相を侵し柳淑に謂つて曰く、明日吾れ當に師を出す可し、公其れ往きて軍を簽せよ、軍若し期に後れば公も亦た責を免るを得すと、淑即ち往き之を督す、又た金鏞に謂つて曰く、今ま兩相の寇を玩ぶこと此の如し、孰れか之に效はざらん耶、若し賊を殲さずんば、縦ひ山谷に竄匿するも、得て生く可きも得て國す可けんやと、世雲將に發せんとし奏請すらく、諸將に斬獲有るも論賞を先する勿れ、臣は小獲すと雖敢て數報せず、大戰の後ち狀を具し上聞せんと、王之れを許す、世雲遂に行く、西京の人高敬は軍前に言つて曰く、府民の賊を脱せる者萬人に近し、請ふ將を遣し鎮撫せんと、世雲大に悦び尙書李珣を遣し往きて之を撫し、督して京城に赴かしむ。

王、暎湖樓に幸す。

乙未、王は暎湖樓に幸し遊賞す、按廉使は王を享す、觀る者堵の如し、是より先き識

言有り、牛大に吼ね龍は海を離れ、淺水に清波を弄すと、人有り袂を反し興嗟して讖言を誦し曰く、昔し其語を聞く、今其の驗を見ると。

郎將金長壽を以て上將軍兼萬戶と爲す。

長壽は鹽州の人、兵を起し賊を撃ち斬首百四十餘人、報聞ゆ、擢んで是職を拜す。

賊兵原州を陷る、牧使宋光彥之れに死す。

時に賊は京城に據り、游兵四出して抄掠す、州郡或は降り或は墮ゆ、丁未、賊は原州を陷る、牧使宋光彥之れに死す、賊の遊騎安邊に至る、邑人詐り降りて之に酒を饗し而して盡く之を殺す、江華の人亦た詐りて賊に降り、賊將王同僉を誘ひ兵を伏せ盡く之を殺す、賊敢て境に入らず。

『壬寅』十一年○元至正二十二年。

春正月、王は福州に在り、摠兵官鄭世雲、都元帥安祐等大に紅賊を破り、京城を收復す。

甲子、安祐李芳實金得培李餘慶黃裳韓方信崔瑩安遇慶李龜壽等の諸將、兵二十萬を率

ゐて東郊に屯す、摠兵鄭世雲は諸將を督し進んで京城を圍む、世雲は退て兜率院に屯す、時に天方さに雨雪し、賊は備を弛む、李餘慶の麾下護軍權僖は賊勢を調探し曰く、賊の精銳盡く崇仁門に聚る、若し其の不意に出で之を攻めば克つ可しと、乙未昧爽に僖は數十騎を率ひて突入し鼓譟奮撃す、賊衆驚駭す、諸將は之に乘じ四面急に攻む我太祖大王は麾下の親兵二千人を以て先登し、大に之を敗る、日晡の時賊魁沙劉關先生等を斬る、賊徒自ら相蹈藉し、僵屍城に滿つ、斬首一十餘萬、元の玉璽金寶期の物を獲、諸將咸な曰く、窮寇は盡す可らざる也と、乃ち崇仁炭峴の二門を開く、餘黨破頭潘等十餘萬は鴨綠を奔り渡つて走る、賊遂に平ぐ、世雲は露布し以て聞す、城を攻るの日に方り、我軍は賊の餘兵を城中に圍む、夜に至り賊は圍を潰れ東門に出づ、我軍は賊と門を争ひ離合して出づ可らず、我太祖大王は時に亂兵中に在り、賊有り太祖大王の後に在り、槍を以て太祖大王に注ぐこと甚だ急なり、太祖大王は劔を抜き前きに七八人を斫り、馬を躍らし城を踰ゆ、馬跌かす、人皆な之を神とす、賊魁破頭潘奔りて遼陽に到る、遼陽省邀へ搜ち之を殺す。

金鏞は旨を矯め安祐等に令し、摠兵官鄭世雲を殺さしむ。

金鏞は素と世雲と寵を争ひ相能くせず、又た祐芳實得培等の大功を成し王の寵する所と爲らんことを恐れ、祐等をして世雲を殺さしめ、因て以て罪と爲して盡く祐等を盡さんと欲し、乃ち旨を矯め王の密書を爲くり、其姪尙書金淋を遣し密に祐等に諭し、世雲を圖らしめて曰く、世雲は素と卿等を忌む、賊を破るの後ち必ず禍を免れず、盍んぞ先だつて之を圖らざると、芳實は書を得て得培の牙帳に就き謂つて曰く、今世雲は賊を畏れて進まず、鏞の書此の如し、従はざる可らずと、得培曰く、今や甫めて賊を平ぐ、豈に自ら相剪滅す可けんや、必ず己むことを得ずんば闕下に執へ致し上の區處に聽かせて可也と、祐等力争すること再三して曰く、世雲は殺すは君命也、我輩君命を奉せずんば後患を如何と、得培は堅く不可を執る、祐等之れを強ひ、乃ち酒を置き世雲を邀ふ、既に至るや祐等は壯士に目し撃つて之を殺す、王、變を聞き大に恐れ、將に兵を調し之を討たんとす、既にして諸將が世雲を論せるの書至に、王乃ち悦び使を遣し諸將に衣酒を賜ひ、促して凱還せしむ。

李氏稽曰く、世雲は非常の人也、上に事へて忠に未だ嘗て少も承迎有らず、志を持するを確として未だ嘗て少も變易有らず、辛丑に福州に徙るや、世雲は慨然として行か

んことを請ひ、旬月の間に宗社復た安し、豈に偶然ならんや、昔し顯廟の時に姜侍中
那賛は、庚戌に南幸を請ひ戊午に賊を北鄙に禦ぎ、功烈卓然たり、今ま鄭公は策を南
幸に決するに與かり、又能く諸軍を摠べ群醜を掃ひ、獨り大功を立て以て美を姜公に
儼ぶに足る矣、然れども姜公の凱旋するや顯廟は親ら郊に迎ふ、世雲の不幸や玄陵の
痛傷するや、天曷んの故ぞ、嗚呼悲ひ哉。

二月、納哈出は東北面に寇す。

時に元朝の政ごと亂れ、胡虜納哈出は瀋陽等の地に據有し、行省を稱す、丞相趙孟生
卓都卿等は既に雙城を失ひ本國を怨む、遂に納哈出を誘ひ三撒(今北青)忽面(今洪
原)の地に入寇す。

宦者高龍普誅に伏す。

龍普は勢を元に失ひ本國に還り、趙日新の亂に逃匿して死を免かれ、僧と爲りて伽椰
山に在り、王之を聞き人を遣し之を誅す、忠惠の執へられて元に如くや、龍普は實に
内應を爲せり、故に是刑有り。

倭、晋州に寇す、王、福州を發して尙州に次し、牧使崔宰の官を罷
む。

宰は供進して闕る無きも、而も王の左右に私遣せず、故に左右は之を短とし遂に罷め
しむ。

金鏞は都元帥安祐、李芳實、金得培等を殺す。

祐等凱還せんとし先づ咸昌に至る、王、柳濯を遣し之を迎へ、以て非常に備ふ、翌日
祐は行宮に詣り上に謁す、金鏞は門者に令し其首を搥たしむ、祐は辭色變せず、三た
び佩る所の囊を指し大呼して曰く、幸に少く緩めよ、願くは上の前に至り囊書を献じ
て戮に就かんと、囊書は即ち鏞が祐等を給き世雲を殺さしめし書也、搥つ者更に之を
撃ち、曳きて庭に下し之を殺す、王未だ其死を知らざる也、旨を傳へて曰く、汝等擅
に世雲を殺せり、今ま汝を斬らざるは大功有るを以て也と、既にして其死を聞き、祐
が幼子の道傍に裸立するを見て之を哀み、召して禁中に入れ歸する所を問ひ之を遣る
金鏞は金琳が其謀を泄さんことを恐れ、先づ之を斬り、旨を傳へて暴に祐等は擅に世

雲を殺せるの罪を王に言ふ、且つ曰く、今や祐己に誅に伏せり、若し能く芳實得培を捕ふる者有らば之を重賞せんと、即ち朴椿吳仁澤庾之祥等を遣し之を圖らしむ、是日芳實は龍宮に至る、椿は旨を傳へんと欲す、芳實は庭に下り跪く、仁澤は劔を抜き撃つて之を殺す、得培は基川（今豊基）に至り變を聞きて逃ぐ、之祥之れを追捕し並に首を尙州に梟す、觀る者嗟悼せざるは莫し、得培の門生翰林鄭夢周は、王に請ひ其屍を收め文を爲り以て之を祭る、聞く者之を義とす、後ち芳實祐の子年甫めて十餘歳市街に遊ぶ、人争つて饋るに物を以てし曰く、今ま我輩の安んじ寢食を獲るは、皆三元帥の功也と、泣下する者有るに至る。

吳氏溘曰く、麗氏四百年來、外敵の患は契丹蒙兵に如くは莫く、連歲侵軼せりと雖、而も其長驅屠嘯せる未だ紅巾の禍の若き者有らず、乘輿は嶺外に奔竄し、京城淪沒して賊窟と爲れり、一朝汛掃し三韓再造さる、恭愍の所謂る肌膚を割くも尙ほ報る能はざる者、正に宜く今日を道ふ可し、奈何ぞ擎天の偉烈も曾て踵を旋さずして首を駢べて賊鏞の手に戮に就けり、而も王省悟せず宣旨して斬らず、而して咫尺の擅殺も終に之を問はず、抑も天は王氏を厭ひ、其聰明を奪ひ以て促亡の兆を基するか、竊に嘗て

之を觀る、危に臨み亂を撥め、而して功一時を蓋ひ、旋つて忌疑せられ、小人時に乘じて輒ち鬼蜮に售る、兵を擁し反を謀るを曰はざれば、則ち軍心盡く歸すと曰ひ、必ず手に長城を毀ち、兎死し狗烹られ而して國隨つて以て亡ぶ、前軍既に覆り今古一轍なり惟れ彼の昏庸は深く責るに足らず、當時扈從の臣李崱柳濯洪彦博諸人の如き、豈皆な賊鏞の營にして、環視の左右一人として一言を出し以て主を悟らす無く、曾て争つて饋り功に報ひし市街の人にだし若かず、史を讀んで此に至り、孰れか卷を掩ひ腕を扼して涙襟に満たざる者有らんや、嗚呼痛しひ哉。

按するに、金鏞の計は固り甚だ奸秘なり、然れども愚か見る所を以てするに、未だ必ず恭愍か之を爲さしむるに非ずんばあらざる也、何となれば則ち恭愍は猜忍の主也、素と腹心を以て鏞を待ち、諸將が不世の功を成すを見、疑畏の心無きにあらず、一時に誅戮する鏞か爲す所の如きを欲せずと雖、而も必ず鏞と與に密に其抑制の術を議する有り、鏞をして以て王の心を窺測するを得せしむ、故に鏞や乃ち能く其隙に投じて而して其奸を售るを得る爾、王をして初めより疑忌の心無からしめば、則ち鏞は兎狡なりと雖、敢て意を恣にして賊を戕し此極に至らざる也、然らすんば賊鏞既に誅せる

の後、當時の奸狀必ず盡く昭著し、王將さに痛心切齒に之れ暇あらざらんとす、而も顧つて乃ち鏞を思ひ、恃む可き者無しと謂ふは何ぞや、事に比し以て觀ば、則ち當時の事畧ば想ふ可し矣。

三月、平章事李公遂等を遣し京城を守らしむ。

時に京城の宮闕遺す無く、閭巷は墟と爲り白骨丘を成す、公遂及び黃裳金希祖等に命じ之を守らしめ、百官は司を分ち以て守り、且つ李仁復に命じ國史を收拾せしむ。

大赦し大に將士を行宮に饗す、地震ふ。

復た官制を改む、李崑免ぜられ柳濯を以て左政丞と爲じ、柳淑を知都僉議司事とす。

淑は王の燕邸に在りしより隨從し、功勞尤も多し、安祐等か鄭世雲を殺すに及び、淑が王の左右に在り毎に奇計を出すを以て、頗る之を忌畏す、淑之れを知り、王に請ひ出で、東京留守と爲り、以て之を避く、是に至り召して是職を拜す。

夏四月、開京の大井濁沸す、李壽龜、崔瑩を以て全羅楊廣等の道の

鎮邊使と爲す。

我太祖大王を以て東北面兵馬使と僞す。

時に納哈出は侵掠日に甚し、指揮使鄭暉は累戦して敗績し、我太祖大王を遣さんことを請ふ、王遂に我太祖大王を兵馬使に拜し以て之を遣す。

六月、彗星紫微に見ゆ、長さ尺餘、凡そ三日。

秋七月、我太祖大王は納哈出の兵を洪源咸興等の處に大に破る。

納哈出は趙小生等と與に兵數萬を領し、洪原の韃靼洞に屯す、太祖大王は其前鋒千餘人と徳山洞(咸興に在り)に遇ひ、撃つて之を走らし殺獲し幾んど盡く、遂に軍を答相谷(咸興の東北に在り)に進む、納哈出怒り兵を引る徳山洞に趣く、太祖大王は夜に乘じ襲撃し之を敗る、納哈出韃靼洞に還る、賊は山に登り樵採する者甚だ衆し、太祖大王曰く、兵法に當に先だつて弱を攻む可しと、遂に擒斬せしめ殆ど盡く、太祖大王自ら精騎六百を以て之に繼ぎ車輪嶺を踰ゆ、賊逆へ戦ふ、一賊將有り槩を揮ひ突進し、向ふ所披靡し敢て敵する者無し、太祖大王は其人を物色し獨り之に當り、陽つて

北げ走る、其人は太祖大王を追ひ禦を注ぐこと甚だ急なり、太祖大王身を翻し馬轡を着く、賊將は中を失ひ禦に随つて倒る、太祖大王即ち射て之を殲す、賊狼狽し奔り潰ゆ、納哈出の妻は納哈出に謂つて曰く、公は天下を周行する久きも、復た此の如き將軍有り乎、宜く避けて速に歸る可しと、納哈出従はず、後ち數日して太祖大王は威關嶺を踰ね直に韃靼洞に至る、納哈出は陣を出し相當り、給つて太祖大王に告げて曰く我は本と紅賊を追ふなり、貴境を侵すに非ざる也、今ま吾れ累に敗れ卒萬餘を喪ふ、乞ふ戦を罷め惟れ命是れ聽かんと、時に賊の兵勢甚だ盛なり、太祖大王は其詐を知り之を降らしめんと欲し賊將一人を射る、弦に應じて倒る、大戰良久互に勝負有り、太祖大王は納哈出を逐ひ出で、其馬を射斃す、納哈出僅に免る、日暮れ太祖大王は軍を回す、賊之を追ふ、太祖大王回り撃ち又大に之を破り、賊將數人を射殺す、太祖大王還りて定州に屯し、留ること數日し士卒を休め、先づ左右伏を城串（今威興に在り）都連浦（即ち道麟浦）に設け、自ら中軍に將とし松原（威興に在り）に當り、納哈出と威興平に遇ふ、太祖大王單騎を以て先進し、賊將數人を射殺し賊を引て伏内に入らしめ、夾撃し大に之を破る、納哈出に散卒を收め遁げ去る、其後ち納哈出は人

を遣し好を通じ馬を王に献じ、又た馬を太祖大王に献じ、以て禮意を致す、蓋し之心服せる也。

八月、車駕清州に幸す。

是より先き王は水原に幸し宮闕を營まんと欲す、臺官言ふ、水原は隘狹にして海に濱す、倭寇慮ふ可く先き降れる紅賊人心保ち難し、清州は三道の衝に居り、已に巡幸の實を備ふ、願くは姑く駕を清州に駐めんと、王之に従ふ、丁亥に尙州を發し壬辰に清州に至り。

元、使を遣し來つて王に衣酒を賜ふ、紅賊を滅せるの功を賞する也、

濟州反て元に附く。

耽羅の牧胡禿古不花等は、星主高福壽を以て反き元に附く、元は萬戶官を置き以て之を領す。

使を遣し元に如く。

聖節を賀し且つ正を賀す也、王、表北亭を拜し遂に拱北樓に登り、文臣をして詩を賦